

新監査公表第 14 号

令和7年2月10日に令和6年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年2月10日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

# 包括外部監査結果報告書

令和6年度

新潟市

新潟市包括外部監査人

公認会計士 植木謙治

# 目次

第1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
(1)	監査テーマ	1
(2)	監査対象年度	1
(3)	監査対象部局	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	監査の着眼点	2
5	包括外部監査の手法	2
6	包括外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格	2
8	利害関係	3
9	その他	3
第2	監査対象の概要	4
1	新潟市における廃棄物対策事業の状況	4
(1)	組織の概要	4
(2)	人員配置	5
(3)	事務所・施設	6
(4)	清掃事業費等の推移	7
(5)	ごみ処理原価の推移	8
(6)	ごみ処理手数料・し尿手数料	10
第3	包括外部監査の結果及び意見の概要	11
1	結果及び意見の概要	11
(1)	結果及び意見に関する総論	11
(2)	指摘及び意見の要約	11
第4	循環社会推進課への監査の結果及び意見	33
1	管理グループ	33
(1)	主な業務内容	33
(2)	個別検出事項	33
2	企画グループ	49
(1)	主な業務内容	49
(2)	個別検出事項	49
3	技術グループ・整備グループ	50
(1)	主な業務内容	50

(2)	個別検出事項.....	51
4	新田清掃センター.....	57
(1)	主な業務内容.....	57
(2)	施設概要.....	57
(3)	個別検出事項.....	60
5	白根環境事業所.....	65
(1)	主な業務内容.....	65
(2)	施設概要.....	65
(3)	個別検出事項.....	67
6	赤塚処分地管理事務所.....	69
(1)	主な業務内容.....	69
(2)	施設概要.....	70
(3)	個別検出事項.....	71
7	亀田清掃センター.....	74
(1)	主な業務内容.....	74
(2)	施設概要.....	74
(3)	個別検出事項.....	76
8	新津クリーンセンター.....	86
(1)	主な業務内容.....	86
(2)	施設概要.....	87
(3)	個別検出事項.....	89
9	巻清掃センター.....	93
(1)	主な業務内容.....	93
(2)	施設概要.....	93
(3)	個別検出事項.....	97
10	舞平清掃センター.....	100
(1)	主な業務内容.....	100
(2)	施設概要.....	100
(3)	個別検出事項.....	101
第5	廃棄物対策課への監査の結果及び意見.....	107
1	分別・美化グループ.....	107
(1)	主な業務内容.....	107
(2)	個別検出事項.....	107
2	業務係.....	118
(1)	主な業務内容.....	118
(2)	個別検出事項.....	118



3	廃棄物指導室.....	143
(1)	主な業務内容.....	143
(2)	個別検出事項.....	144
4	清掃事務所.....	144
(1)	主な業務内容.....	144
(2)	施設運営の概要.....	144
(3)	個別検出事項.....	148

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

#### (1) 監査テーマ

廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について

#### (2) 監査対象年度

原則として令和 5 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

#### (3) 監査対象部局

環境部循環社会推進課及び廃棄物対策課を対象とし、必要に応じ関連する部局を対象とした。

### 3 特定の事件を選定した理由

新潟市では、令和 2 年 3 月に、計画期間を令和 2 年度から令和 11 年度までとする第 4 次の「一般廃棄物処理基本計画」を策定している。第 4 次の「一般廃棄物処理基本計画」においては、「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」を理念に掲げ、超高齢社会などの社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs (エスディージーズ)」といった国際的な潮流も考慮し、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指しており、廃棄物への対策は、新潟市の重要な施策・政策の一つであり、また市民の関心の高い分野である。

一方で、財政面では、新潟市の令和 5 年度における清掃事業の一般予算額（当初）は 105 億 61 百万円であり、一般会計予算に占める割合は 2.6%となっている。また、新潟市民一人当たりで見たときには、一人当たりのごみ処理経費は近年 1.2 万円程度で推移している。このように、廃棄物対策に関する事業は、市全体から見て財務的にも重要な事業であると言える。

このような状況のもと、市の推進する廃棄物対策に関する事業が効率性、有効性、経済性の観点で適切に遂行されているかを検証することは有意義なものと考えられる。

以上の理由で「廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について」を特定の事件として選定した。

#### 4 監査の着眼点

廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。主要な監査項目は下記のとおりである。

- 契約事務の適正性
- 指定管理者制度に係る事務の適正性
- 補助金事務の適正性
- 物品等管理事務の適正性
- 毒劇物等薬品管理事務の適正性
- 施設管理及び運用事務の適切性
- 社会情勢や行政需要の変化への対応
- 市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上の有効性
- 情報公開の妥当性
- その他

#### 5 包括外部監査の手法

監査対象課の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて関連施設の現場往査を行った。なお、現場往査の対象とした施設は下記のとおりである。

- 新田清掃センター
- 白根環境事業所
- 赤塚処分地管理事務所
- 亀田清掃センター
- 新津クリーンセンター
- 巻清掃センター
- 舞平清掃センター
- 清掃事務所

#### 6 包括外部監査の実施期間

令和6年6月1日から令和7年1月31日まで

#### 7 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	植木 謙治	公認会計士
補助者	赤塚 弘晃	公認会計士
補助者	渡部 政記	公認会計士
補助者	川嶋 哲朗	公認会計士

補助者

五十嵐 隆敏

公認会計士

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 その他

### ● 端数の処理

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

### ● 元号の表記

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
S	昭和	S60=昭和 60 年
H	平成	H30=平成 30 年
R	令和	R5=令和 5 年

### ● 法人の種類

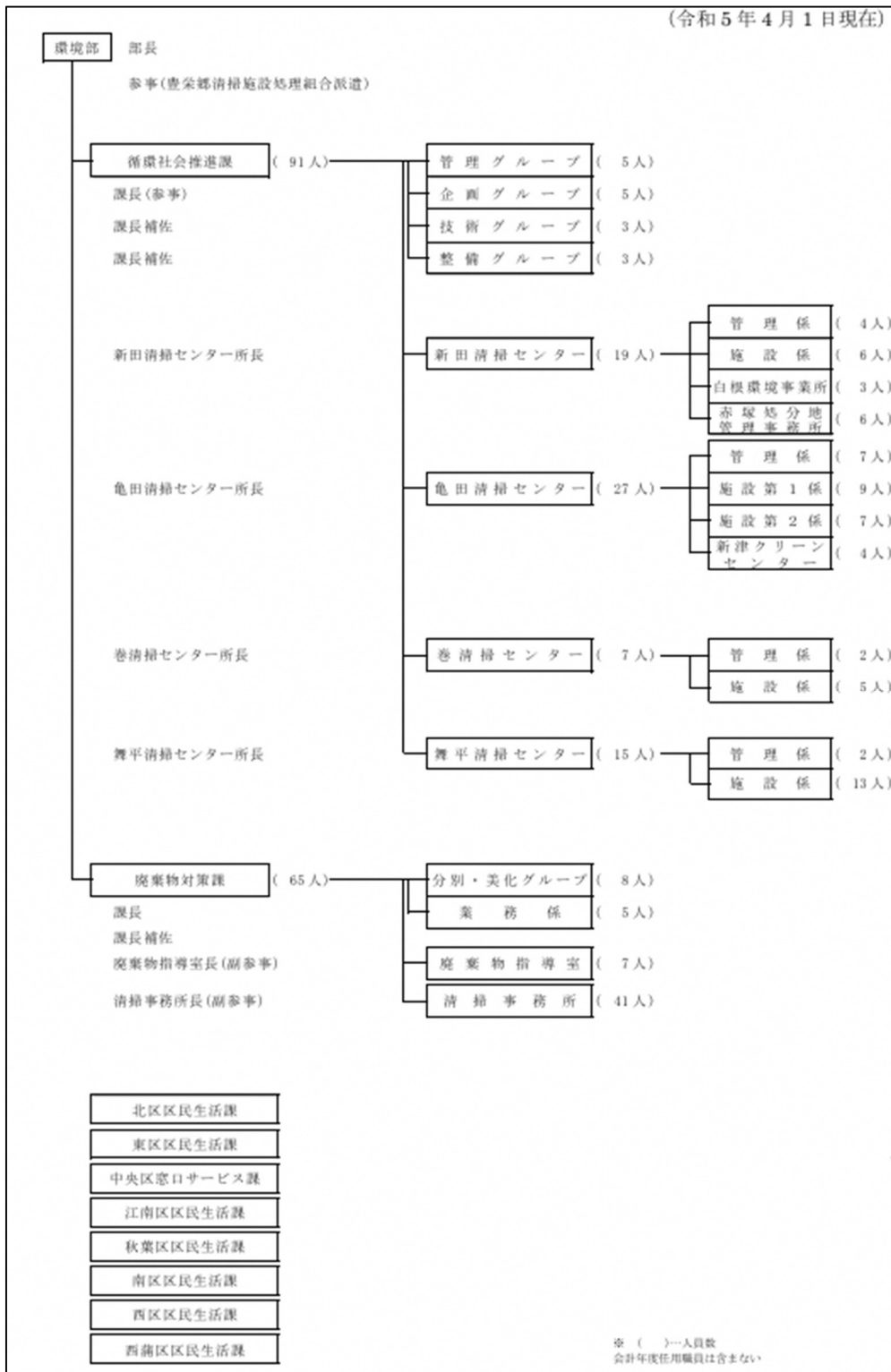
一部の法人の種類について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	法人の種類
(公財)	公益財団法人
(一社)	一般社団法人
(株)	株式会社
(有)	有限会社

## 第2 監査対象の概要

### 1 新潟市における廃棄物対策事業の状況

#### (1) 組織の概要



(出典：「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(2) 人員配置

(令和5年4月1日現在)

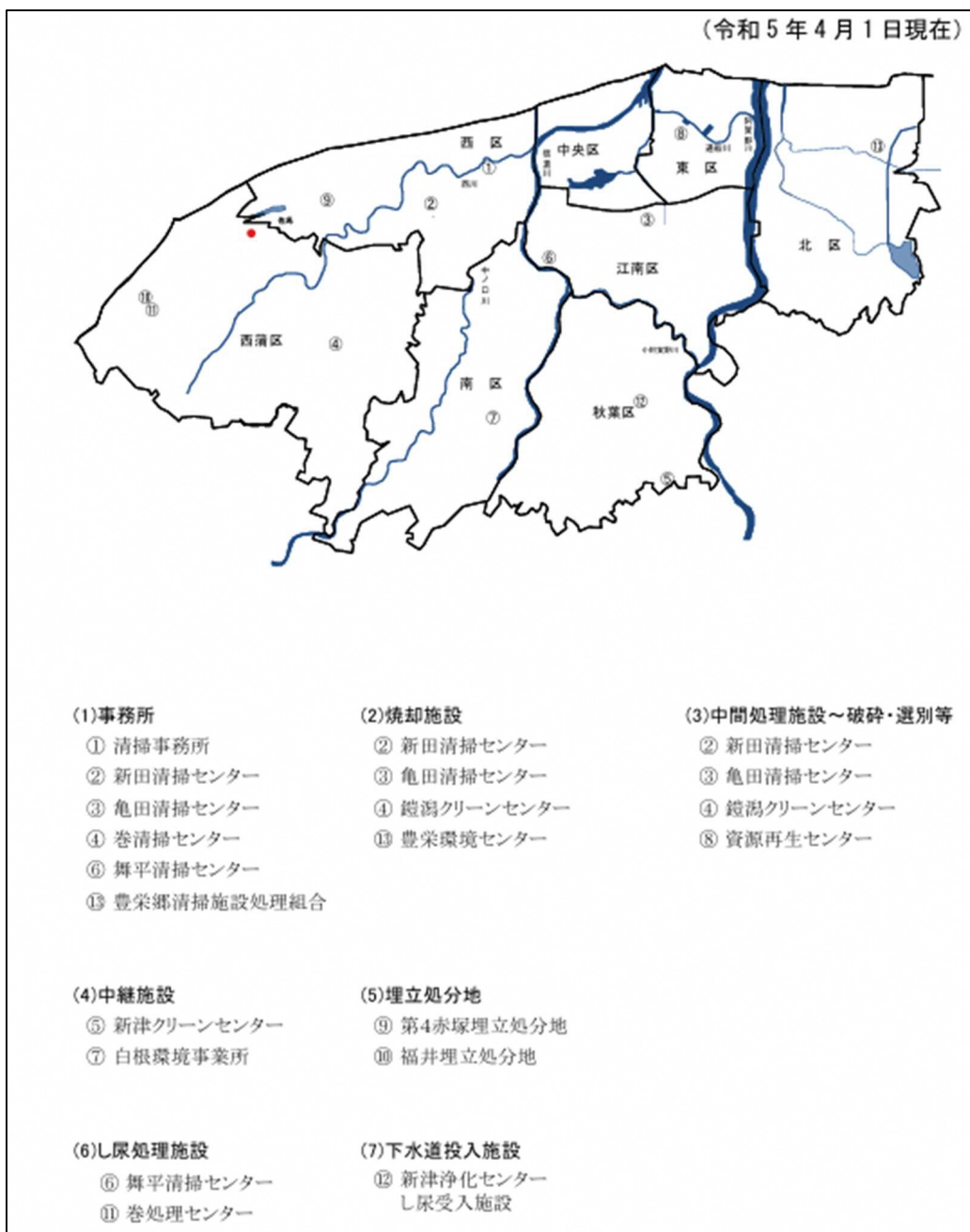
職種名 所属・係名	管理監督職				一般職員							会計年度任用職員	専任 宿直員	合計	
	部長	課長	課長補佐	主幹・係長	事務	ごみ処理					し尿処理				
						収集運搬	焼却	破砕	埋立	中継化					
環境部	1														1
循環社会推進課	0	2	2	4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
課長・課長補佐		2	2												4
管理グループ				1	4										5
企画グループ				1	4										5
技術グループ				1	2										3
整備グループ				1	2										3
新田清掃センター	0	0	1	4	4	0	2	3	5	1	0	5	0	25	
所長			1											1	
管理係				1	3									4	
施設係				1			2	3				1		7	
白根環境事業所				1	1					1		3		6	
赤坂処分地管理事務所				1					5			1		7	
亀田清掃センター	0	0	1	4	3	0	13	1	3	3	0	15	0	43	
所長			1											1	
管理係				1	3		2		1			13		20	
施設第1係				1			5	1	2			1		10	
施設第2係				1			6					1		8	
新津クリーンセンター				1						3				4	
巻清掃センター	0	0	1	2	1	0	3	0	0	0	1	1	0	9	
所長			1											1	
管理係				1	1									2	
施設係				1			3				1	1		6	
舞平清掃センター	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	12	2	0	18	
所長			1											1	
管理係				1	1							1		3	
施設係				1							12	1		14	
廃棄物対策課	0	1	3	5	16	40	0	0	0	0	0	10	0	75	
課長・課長補佐		1	1											2	
分別・美化グループ				2	6							5		13	
業務係				1	4									5	
廃棄物指導室			1	2	5							5		13	
清掃事務所			1		1	40								42	
合計	1	3	9	21	37	40	18	4	8	4	13	33	0	191	

※再任用職員30名を含む  
 ※循環社会推進課に豊栄郷清掃施設処理組合派遣職員を含む

(出典：「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(3) 事務所・施設

<事務所・施設の配置>



(出典：「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(4) 清掃事業費等の推移

<清掃事業費決算額の推移>

(単位千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
諸 費	438	290	0	0	0
清掃総務費	3,231,671	3,306,327	3,301,588	3,158,524	3,010,898
ごみ処理費	3,025,613	3,051,816	3,076,167	3,091,928	3,103,506
し尿処理費	345,800	348,973	324,124	326,040	313,104
清掃施設費	3,963,041	4,063,063	4,085,806	4,036,486	4,164,542
計	10,566,563	10,770,469	10,787,685	10,612,978	10,592,050

<清掃手数料決算額収入の推移（現年分）>

(単位千円)

区 分	ごみ処理手数料(指定袋等)			し尿処理手数料			合計		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
令和元年度	966,842	966,409	99.9%	116,625	111,923	95.9%	1,083,467	1,078,332	99.5%
令和2年度	948,024	947,715	99.9%	111,046	106,969	96.3%	1,059,070	1,054,684	99.5%
令和3年度	1,003,248	1,002,288	99.9%	107,326	103,484	96.4%	1,110,574	1,105,772	99.5%
令和4年度	956,411	956,202	99.9%	100,797	97,281	96.5%	1,057,208	1,053,483	99.6%
令和5年度	927,438	926,863	99.9%	95,682	92,125	96.2%	1,023,120	1,018,988	99.5%

(単位千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃棄物処分手数料 (許可・自己搬入ごみ)	1,035,753	949,024	970,734	990,980	996,131

(出典：「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)



(5) ごみ処理原価の推移

<市民1人及び1世帯あたりのごみ処理原価の推移>

①ごみ

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
部門直接原価 (円)	収 集 運 搬	3,261,607,215	3,283,643,233	3,276,895,776	3,170,051,564	3,238,402,746
	処 理	6,846,163,727	6,908,946,922	6,676,331,815	6,459,018,326	6,055,652,615
	焼 却	4,244,054,546	4,222,161,628	4,251,903,029	4,116,098,030	3,746,227,725
	中 間 処 理	1,988,817,360	2,099,510,562	1,790,570,858	1,737,205,237	1,727,366,881
	埋 立	613,291,821	587,274,732	633,857,928	605,715,059	582,058,009
	計	10,107,770,942	10,192,590,155	9,953,227,591	9,629,069,890	9,294,055,361
年度末人口(人)		786,006	782,107	776,468	770,863	764,193
年度末世帯数(世帯)		341,240	344,086	345,882	347,756	349,561
市民1人あたり (円/人)	収 集 運 搬	4,150	4,198	4,220	4,112	4,238
	処 理	8,710	8,834	8,598	8,379	7,924
	焼 却	5,400	5,399	5,476	5,339	4,902
	中 間 処 理	2,530	2,684	2,306	2,254	2,260
	埋 立	780	751	816	786	762
	計	12,860	13,032	12,818	12,491	12,162
1世帯あたり (円/世帯)	収 集 運 搬	9,558	9,543	9,474	9,116	9,264
	処 理	20,063	20,079	19,302	18,573	17,324
	焼 却	12,438	12,270	12,293	11,836	10,717
	中 間 処 理	5,828	6,102	5,177	4,995	4,942
	埋 立	1,797	1,707	1,833	1,742	1,665
	計	29,621	29,622	28,776	27,689	26,588

②し尿

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 集 運 搬 (円)	345,800,320	348,972,800	325,325,000	326,040,000	313,104,000
年度末人口(人)	786,006	782,107	776,468	770,863	764,193
年度末世帯数(世帯)	341,240	344,086	345,882	347,756	349,561
1人あたり(円/人)	440	446	419	423	410
1世帯あたり(円/世帯)	1,013	1,014	941	938	896

③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処 理 (円)	756,677,821	742,120,772	886,210,435	701,139,474	715,115,760
年度末人口(人)	786,006	782,107	776,468	770,863	764,193
年度末世帯数(世帯)	341,240	344,086	345,882	347,756	349,561
1人あたり(円/人)	963	949	1,141	910	936
1世帯あたり(円/世帯)	2,217	2,157	2,562	2,016	2,046

・人口及び世帯数は、各年度3月末日現在の住民基本台帳人口

(出典:「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

<重量及び体積あたりのごみ処理原価の推移>

①ごみ

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
部門直接原価(円)	収 集 運 搬	3,261,607,215	3,283,643,233	3,276,895,776	3,170,051,564	3,238,402,746	
	処 理	焼 却	6,846,163,727	6,908,946,922	6,676,331,815	6,459,018,326	6,055,652,615
		焼 却	4,244,054,546	4,222,161,628	4,251,903,029	4,116,098,030	3,746,227,725
		中 間 処 理	1,988,817,360	2,099,510,562	1,790,570,858	1,737,205,237	1,727,366,881
		埋 立	613,291,821	587,274,732	633,857,928	605,715,059	582,058,009
収 集・処 理 量 (t)	収 集 運 搬	170,465	173,519	167,944	166,692	158,037	
	搬入(収集+直接搬入)		264,418	260,822	255,830	254,339	245,369
	処 理	焼 却	216,141	209,229	206,664	203,825	197,934
		中 間 処 理	49,999	53,371	49,831	48,622	45,471
		埋 立	21,787	22,058	28,136	28,791	27,380
1tあたり(円/t)	収 集 運 搬	19,134	18,924	19,512	19,017	20,491	
	搬入(収集+直接搬入)		25,891	26,489	26,097	25,395	24,680
	処 理	焼 却	19,635	20,180	20,574	20,194	18,927
		中 間 処 理	39,777	39,338	35,933	35,729	37,988
		埋 立	28,149	26,624	22,528	21,038	21,259

②し尿

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 集 運 搬 (円)	345,800,320	348,972,800	325,325,000	326,040,000	313,104,000
収 集 運 搬 量 (㎏)	14,641	14,029	13,365	12,953	11,930
1 ㎏あたり(円/㎏)	23,619	24,875	24,342	25,171	26,245

③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処 理 (円)	756,677,821	757,282,015	886,210,435	701,139,474	715,115,760
処 理 量 (㎏)	87,576	85,074	85,877	85,724	85,344
1 ㎏あたり(円/㎏)	8,640	8,901	10,320	8,179	8,379

(出典:「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(6) ごみ処理手数料・し尿手数料

①ごみ

区分		手数料の額	
市が収集する 家庭系廃棄物 ※1	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定袋・大(45リットル)	45円/袋
		指定袋・中(30リットル)	30円/袋
		指定袋・小(20リットル)	20円/袋
		指定袋・極小(10リットル)	10円/袋
		指定袋・超極小(5リットル) ※2	5円/袋
	粗大ごみ	500円券	500円
		300円券	300円
		200円券	200円
		100円券	100円
	動物の死体		1個につき
施設に直接搬入 する場合	家庭系	10キログラムまでごとに	60円
	事業系	10キログラムまでごとに	130円

※1：手数料収入は市民還元事業に活用（26ページ参照）

※2：平成20年10月から取り扱い開始

②し尿

一般世帯 (定額制)	人頭割額	1人につき月額	370円
	回数料	月1回を超える場合 1回につき	515円
定額制により難しいもの又は特別な事由があるもの（従量制） 18リットルにつき			155円

(出典：「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

### 第3 包括外部監査の結果及び意見の概要

#### 1 結果及び意見の概要

##### (1) 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から、監査対象部署に対して監査を行った。

監査の結果、「(2) 指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見を検出した。

指摘・意見の中には監査対象部署のみに限定されるものではなく、同様の課題が他の部署にも生じていることが想定されるため、個別の対応にとどまらず、新潟市全体としての対応が必要でないかを検討の上、課題対応に取り組んで頂きたい。

なお、監査対象部署において通常業務に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、それぞれ担当者の方々の協力があったからであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

##### (2) 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準 (地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A)
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	合規性（適法性と正当性）への違反となるもの。 すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。 (違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

#### <違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合	法令等の実質的な違反とは言えないが、

① 裁量権の逸脱あるいは濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる。	① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの。
<事例> ① 作為に基づく法令違反（不正） ② 法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	<事例> ① 通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ② 公益性はあるが必要以上に多額な支出

（出典：「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及び Q&A」  
（2020 年 2 月 20 日 日本公認会計士協会）

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	頁	区分	指摘または意見の内容
循環社会推進課			
管理グループ			
ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の収支報告書の記載について	33	意見 1	ホームページに開示されている、ふれあい健康センターの令和5年度収支報告書及び収支計画書については、「リスク精算」「リスク負担以外の経費」といった内容を理解しがたい項目が含まれている。情報利用者が理解できるような項目名を付すか、補足説明を記載することが望ましい。
ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の収支計画について	34	指摘 1	ふれあい健康センターの令和5年度の収支計画書の収入額に本来計上すべきでない項目が含まれていた。その結果、予算額が過大になり、実態としては予算達成していたが、表面的には予算未達のように見えてしまっている。 指定管理者は予算資料を作成する際には不要な項目を削除すべきであり、また、指定管理者が作成した予算資料をチェックする際に所管部署において発見できるようにすることが望ましい。
ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の公の施	34	意見 2	令和5年度のふれあい健康センターの公の施設目標管理型評価書における評価コメント欄において「収入が伸びず目標未達」と記載しているが、前述の個別検出事項において記載したとおり、収入は実態としては予算達

設目標管理型 評価書の評価 コメントにつ いて			成しており、老朽化等に伴う修繕費などの経費増加が赤字の原因となっている。 評価コメントは実態に即した正確な内容を記載すべきであり、また、黒字化目標に対して赤字であるため「評価B：要求水準（評価指標）が達成されている」を付すことはできないものの、物価上昇など厳しい経営環境のなかで若干の赤字にとどめたことに対して評価するコメントがあっても良いのではないかと考える。
資源再生セン ター（エコー プラザ）の収 支報告書の記 載について	35	意見 3	資源再生センター及びふれあい健康センターにおいて、追加指定管理料として指定管理者に人件費支援金を支出している。同じ内容のものであり、また同一の部署の所管でもあるにもかかわらず収支報告書における開示項目が異なっている。開示する際の項目は統一することが望ましい。
飲食用缶前処 理業務委託の 所管部署	36	意見 4	飲食用缶前処理業務委託の所管部署が、新潟市行政組織規則における課の分掌事務と整合していない。組織化して事務を分掌している目的（効率性など）を考えると、関連する事務業務は集約すべきであり、もし人に紐づいた業務がある場合は所管部署を見直す必要がある。
委託契約に対 する業務評価 について	36	指摘 2	飲食用缶前処理業務委託に係る仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかった。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいる趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。
飲食用缶前処 理業務委託の 一者随意契約 について	37	指摘 3	飲食用缶前処理業務の委託契約について、(有)新津清掃社と一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。 契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存することが必要である。
新潟市が採用 している原価	39	意見 5	ごみ処理手数料の計算の元データ及び清掃事業概要に記載されているデータのいずれも算定ベースに關す

計算の方法について			<p>る説明が付されておらず、算定の根拠となる基準や考え方の記載がない。</p> <p>利用者がどのように情報を利用するのも踏まえた上で、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした方法を採用している旨など、原価計算の方法に関する情報は開示することが望ましい。</p>
ごみの原価計算で用いる原価の範囲について	40	意見 6	<p>現在行われている原価計算では、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした考え方で原価計算を行っており、ごみ処理手数料算定、清掃事業概要作成のいずれの目的で行われている原価計算においても人件費のなかの退職金を原価の対象外としている。</p> <p>「廃棄物処理事業原価計算の手引き」の趣旨を勘案し、昨今の新潟市の状況に鑑みると、退職金を原価の範囲に含めて原価計算を行うことが望ましい。</p>
ごみ処理手数料の計算におけるごみ処理経費（分子）について	42	意見 7	<p>破碎コストについては、事業系ごみ手数料の設定では重要でないことから対象外とされ、他方で家庭ごみ手数料の設定においても、事業系ごみの半額程度という算定方法であることから対象外とされており、現状では破碎にかかるコストが一切回収できていないという問題がある。</p> <p>平成19年2月の清掃審議会の答申書では、ごみ処理施設に直接搬入されたごみの処理手数料は原価相当額で設定する、との方針が出されており、この方針に基づく破碎にかかるコストも含めてごみ処理原価を計算するのが合理的である。</p> <p>破碎コストをごみ処理手数料算定の対象とすると市民の負担増につながるが、現状はコストを市の財政で負担していることになる。人口減少社会を迎えて多様なニーズに対応するために限られた財源の下で行政サービスを提供するためには、負担の公平化という観点も踏まえて、破碎にかかるコストも考慮したごみ処理手数料の見直しについて、議論が必要ではないかと考える。</p>
ごみ処理手数料の計算式におけるごみ量（分母）につ	45	意見 8	<p>清掃審議会の答申書に基づき原価相当を回収するという方針を前提に考えると、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母（ごみ量）について以下の課題がある。</p>

いて			<p>・ごみ量について、焼却は実処理量ではなく処理能力量を利用しているが、現状では、処理実績は処理能力の70%台で余裕があり、ごみ量が減少傾向にあることを考慮すると、実処理量と処理能力量との差は拡大する傾向にある。焼却は処理能力量ではなく実処理量を分母として採用することを検討すべきと考える。</p> <p>・ごみ量の計算は焼却量+埋立量であるが、埋立量の約70%は焼却工程を経て発生しているため、分母とする埋立量は焼却工程を経て発生した部分を控除した数値を採用することを検討すべきと考える。</p> <p>いずれも、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母が過大となり、コストが部分的に回収できない状況になってしまっているため、今後、見直しを検討すべきと考える。</p>
一般廃棄物会計基準導入後のごみの原価計算結果の公表について	47	意見 9	<p>一般廃棄物の処理に係るコスト分析については、環境省の一般廃棄物会計基準を令和7年度から導入予定であるが、利用方針は検討中であり、また計算結果の公表についても未定である。</p> <p>他の自治体においても交付金の関係から一般廃棄物会計基準を導入せざるを得ないと想定されており、一般廃棄物会計基準ベースの計算結果については、他の自治体との比較も可能になるため、公表することが望ましい。</p>
原価計算の方法の整理について	48	意見 10	<p>現状は、原価計算の種類が「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースとした2パターンの他に環境省の一般廃棄物処理実態調査があり、全部で3つの方式が存在している。また、令和7年度から環境省の一般廃棄物会計基準を導入予定であり、これに伴い従来とは異なる原価計算の方式がさらに増えることが見込まれる。</p> <p>原価計算の事務負担が過大になること及び複数の原価計算が混在した場合に混乱を招く可能性もあることから、適用せざるを得ない一般廃棄物会計基準をベースとした上で原価計算の目的別にカスタマイズするように計算体系を整理することが望ましい。</p>
企画グループ			
委託契約に対	49	指摘	令和5年度に企画グループ所管で締結された委託契



する業務評価について		4	約のうち、9本の契約において、仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかったことが確認された。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいる趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。
技術グループ・整備グループ			
新潟市 HP にて公表されている各施設の維持管理計画について	51	意見 11	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)による改正前の廃棄物処理施設について、維持管理計画を公表していない現状の取り扱いは、法令・通知に基づいたものであり問題はない。しかし、改正以前の施設については、維持管理計画が公表されていないため、新潟市 HP 上では計画が無いかのような外観となっている。</p> <p>一方、実際には法令改正以前の施設であっても、維持管理計画等を制定し、計画に基づき維持管理を行っている。このような実務を踏まえ、維持管理計画を開示することの意義を考えれば、経過措置により維持管理計画を開示していない施設についても開示することが望ましいと考える。</p> <p>廃棄物処理施設の維持管理計画については、新潟市として適切な維持管理を行っていることを説明するために、法令・通知上必須とされていない施設であっても、積極的な開示を検討することが望ましい。</p>
赤塚埋立処分地の測定結果の取り扱いについて	53	意見 12	<p>第4赤塚埋立処分地の維持管理記録では、周辺地下水での測定値においてヒ素が基準値を超えている。しかし、この点について新潟市としては、土壌などの自然的要因によるものだと考えられる旨の説明にとどまっている。</p> <p>現状の説明では、新潟市として適切な対応をとっているのか、基準値を超えていることが問題ないのかといった判断ができない状況になっているため、基準値を超えているという事実がある以上は、新潟市として、当該事実に対してより明瞭な説明をすることが望ましい。</p>
廃棄物処理施設の委託業者	55	意見 13	新潟市の廃棄物処理施設の運転管理等の業務は、同一業者との委託契約が長期にわたって行われているケー

モニタリング方針について			<p>スがあるものの、委託契約であるということから、指定管理者のような評価等は行われておらず、委託業務が履行されたかどうかには主眼がおかれている。</p> <p>業務評価も含めた委託業者のモニタリングには、専門的な知識と経験が必須であり、そのような人材の育成・確保は容易ではなく計画的に行うことが必要であると考え。</p> <p>そのため、廃棄物処理施設の運転管理等に関する業務委託のような、長期化かつ代替可能性が低い、及び専門的な知識と経験を有する人材が必要となる委託契約については、委託業者の業務評価やモニタリング人材の育成・技術継承の確保を含めた職員配置とすることが望ましい。</p>
新田清掃センター			
長期にわたる一者随意契約について	60	指摘 5	<p>新田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討されているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。</p> <p>しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。</p> <p>この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。</p> <p>「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。</p>
備品管理の不	62	指摘	新田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録

備について		6	<p>は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の現地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
委託料の減額に関する契約書と実務について	63	意見 14	<p>焼却場施設整備・運営事業にかかる運営委託契約において、契約書上計画外の運転停止等により、施設の全部または一部が運転を停止した場合には、処理委託費のうちの固定費を減額する旨が定められている。</p> <p>しかし、現状の契約書における、削減額を算定する方法が記載されている別紙の記載は、実際に削減される金額とは違う計算となる余地がある。</p> <p>現状の契約書における別紙の記載は、固定費の減額に関する実務と違う解釈ができる余地があるため、記載を見直すことが望ましい。</p>
白根環境事業所			
廃止施設の方針策定について	67	意見 15	<p>白根環境事業所の白根グリーンタワーは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきている。</p> <p>まったく使用していない設備とはいえ、消防設備や電気設備の維持管理費用も発生している。また、焼却設備等が腐食してきており、依然として建物を使用していることから安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体撤去をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、方針を策定の上、計画的に進めていくべきである。</p>
備品管理の不備について	67	意見 16	<p>白根環境事業所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じ</p>

			<p>ていなかった。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の現地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
持ち込み手数料に関する回収事務について	68	意見 17	<p>白根環境事業所では、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日と祝日は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜祝日とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。</p> <p>委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。</p>
枝葉・運搬処理の委託業務に関するモニタリングについて	69	意見 18	<p>枝葉・運搬処理の委託業務について、その処理量に関しては、白根環境事業所の重量計では計測できないことから、委託業者が量った結果をもとに支払事務がなされているが、新潟市としてはその計測量の適切性を検証できていない。</p> <p>委託業者の計測結果や請求に問題等は発見されていないが、現在の運用上、処理量を上乗せするなどの不正は実施可能である。そのため、そのような不正が行われていないかの検証や、業者に対する牽制を働かせる意味でも、不適切な請求が行われていないかという新潟市のモニタリングの仕組みは必要と考える。</p>
赤塚処分地管理事務所			
委託業務の発注単位について	71	意見 19	<p>赤塚処分地管理事務所では令和5年度において、第3赤塚埋立処分地と第4赤塚埋立処分地は道路を挟んで隣接しているが、除草業務をそれぞれ指名競争入札により別の業者に委託している。</p> <p>委託業務の発注単位を大きくすることと細分化することは、どちらもメリットとデメリットがあると考えられる。</p> <p>そのため、発注単位について分割すべきなのか統合す</p>

			べきなのかといった判断の指針を定めることが必要と考える。また、除草業務以外の現状行われている委託業務についても、発注単位が適切かどうかについて見直しをすることが望ましい。
備品管理の不備について	71	意見 20	<p>赤塚処分地管理事務所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の实地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
固定資産台帳の不備について	72	指摘 7	<p>新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における赤塚処分地管理事務所の資産を確認したところ、車両について、車両台帳に登録されているものの、固定資産台帳に登録されていないものが散見された。</p> <p>適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。</p>
亀田清掃センター			
長期にわたる一者随意契約について	76	指摘 8	<p>亀田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討されているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。</p> <p>しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。</p>

			<p>この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。</p> <p>「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。</p>
備品管理の不備について	79	指摘 9	<p>亀田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の实地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
薬品保管の不備について	80	指摘 10	<p>亀田清掃センターでは、薬品の一部はキャビネットにて南京錠をかけて保管しているものがある。しかし、現場を確認したところ、当該南京錠が壊れていた。</p> <p>薬品の施錠管理をしていたとしても、肝心の鍵が壊れているようでは意味がない。適時適切に、鍵の交換等の対応を行うべきである。</p>
田舟の里の意義について	80	意見 21	<p>田舟の里が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成15年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。</p> <p>田舟の里の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。</p>
指定管理者の評価とその対応について	83	意見 22	<p>新潟市では、公の施設の管理運営について、政策的位置づけ等を明確にし、提供するサービスレベルの要求水準を定める「目標管理型」の評価制度を導入している。</p> <p>しかし、亀田清掃センターでも田舟の里にかかる指定</p>

			<p>管理者の評価が行われているが、令和4年度、令和5年度で「C」評価となっている事項があったが、その対応が明確になっていない。</p> <p>指定管理者の評価については、PDCA（計画・管理運営・評価・改善）のマネジメントサイクルにより実施すべきであり、評価結果で「C」となった項目については、事業計画書に適切に反映されているか確認する、連続で「C」評価となった場合には具体的な対応策を提示させるといった対応を検討すべきである。</p>
委託業者から入手すべき書類の未入手について	85	指摘 11	<p>粗大ごみ処理施設運転管理業務委託契約について、業務着手時に提出すべき書類として定められている書類の一部が提出されていないものが発見された。</p> <p>委託事業者は、毎年継続的に契約している事業者であり、継続的に情報交換やコミュニケーションを図っていることから、実務的な問題等は生じていないが、適切な事務手続のために仕様書に基づく事務を遂行すべきである。</p>
行政財産使用許可に関する使用料の徴収について	86	指摘 12	<p>亀田清掃センターでは、亀田清掃センター敷地の一部について使用許可しており、使用許可期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までであったが、その使用料は年間額を年度ごとに徴収していた。</p> <p>新潟市公有財産事務取扱要領において、行政財産の使用料は、使用許可をするときに一括して徴収することを原則とされており、初年度に一括徴収すべきである。</p>
新津クリーンセンター			
廃止施設の方針策定について	89	意見 23	<p>新津クリーンセンターは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。また、し尿処理施設についても廃止されているが、現状そのままにされており、老朽化が進んでいる。</p> <p>まったく使用していない設備とはいえ、維持管理費用も発生しているだけでなく、安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、計画を策定の上、計画的</p>

			に進めていくべきである。
備品管理の不備について	90	意見 24	<p>新津クリーンセンターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
持ち込み手数料に関する回収事務について	90	意見 25	<p>新津クリーンセンターでは、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日や年末等は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜年末とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。</p> <p>委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。</p>
一者随意契約の適切性について	91	指摘 13	<p>新津クリーンセンターでは、令和5年度の自己搬入ごみ中継業務委託について、一者随意契約による契約がなされている。</p> <p>この点、当該一者随意契約は、新潟市と合併する前の新津市と契約先との関係性を考慮して行われていたものであり、新潟市との合併を機にその関係性を見直すべきものだったといえる。その上で、あらためて契約の妥当性を検討すると、一者随意契約を締結する程の合理性はないと考えられる。</p> <p>以上より、「随意契約ガイドライン」等に基づき、適切な委託契約を締結すべきである。</p>
巻清掃センター			
備品管理の不備について	97	指摘 14	<p>巻清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物と</p>



			<p>の照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
委託業者から入手すべき書類の未入手について	98	指摘 15	<p>巻処理センター運転管理業務委託について提出されている運転業務計画書では、機器台帳に機器の固有情報及び点検・整備・故障修理の履歴をデータベース化し、保全計画等のための情報を共有する旨が記載されている。</p> <p>しかし、当該委託事業者は継続的に委託されており、当初は台帳の共有がなされたものの、近年においては共有がなされておらず更新がされていない。</p> <p>委託事業者が適切に委託業務を遂行しているかのモニタリングをするとともに施設の保全状況の管理のためにも、台帳は適切に入手し、内容を確認すべきである。</p>
委託契約に関する、仕様書の記載内容について	98	指摘 16	<p>鎧湯クリーンセンター運転管理業務の委託について、仕様書には「9. 業務管理」において別に定めるところにより、運転・保守・管理に関する状況及び結果を記録し、新潟市に報告する旨が記載されている。しかしながら、仕様書に記載されている「別に定めるところ」について定められているものがなく、何を示しているのか不明であった。</p> <p>仕様書に記載されている「別に定めるところ」を明確にする、または、仕様書の記載を見直して市として要求する内容を明確に反映させるといった対応が必要である。</p>
洗車にかかる手数料の領収書管理について	99	意見 26	<p>巻清掃センターでは、ごみの収集事業者に洗車場を提供しており、その利用料金を徴収した際に領収書を渡している。入金証票として領収書の控えが綴られて保管されているが、利用事業者名とその車両ナンバー毎の連番であることから、連続性について非常にわかりづらい状況となっている。</p> <p>現状の領収書の採番方法では、連番管理の目的に必ずしも資するものとはなっていないと考えられるため、領</p>

			収書の採番方法について、より管理に資するような方法に見直すことが望ましい。
舞平清掃センター			
備品管理の不備について	101	指摘 17	<p>舞平清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、しばらく行われていなかったが、令和5年度より保管場所を示す図面を作成し台帳データと突合させて、段階的に照合作業が実施されている。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。</p> <p>新潟市の資産を適切に保全するため、物品の实地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。</p>
固定資産台帳の不備について	102	指摘 18	<p>新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における舞平清掃センターの資産を確認したところ、車両の整理番号「584」と「587」について同じものが登録されていることが発見された。</p> <p>適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。</p>
舞平清掃センター附属休憩所の意義について	103	意見 27	<p>舞平清掃センター附属休憩所が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成15年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。</p> <p>舞平清掃センター附属休憩所の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。</p>
舞平清掃センター附属休憩	105	意見 28	舞平清掃センター附属休憩所では、公衆電話が設置されている。公衆電話の利用者はいるものの、近年の利用

所の公衆電話の要否について			<p>回数は年単位で数件程度である。</p> <p>公衆電話を設置する以上、一定のコストは発生しており、利便性とコストのバランスがとれていないと考えられる。そのため、公衆電話については契約解除を検討することが望ましい。</p>
舞平清掃センターの施設の方針と人材育成について	106	意見 29	<p>舞平清掃センターでは、施設の運営や、簡易的な設備のメンテナンスまで新潟市職員により実施しているが、経験や専門的な知識が必要なことから、業務については属人的になっている面があるとともに、担当職員の高齢化が進んでいる状況にある。</p> <p>そのため、代替りの人員が補充された場合に適切に業務の引継ぎができるようなマニュアル等の整備、現職員の定年を見据えた人材の育成といった対応を、計画的に進めることが望ましいと考える。また、そもそも、新潟市職員自前で運営をするのか、ほかの清掃施設と同様、事業者への委託をするのかといった選択肢も含めて方針を検討することが望ましい。</p>
廃棄物対策課			
分別・美化グループ			
ペットボトル等拠点回収運搬業務の回収エリアの見直し	108	意見 30	<p>新潟広域エリアのペットボトル等拠点回収運搬業務について、収集エリアが広域であり、業務遂行可能な業者が1社のみであることを理由に一者随意契約としているが、エリアが広域となるため業務遂行可能な業者が限定されるのであれば、エリアを分割した場合に指名競争入札を行うことが可能か検討することが望ましい。</p>
ペットボトル等拠点回収運搬業務の契約価格の検討について	109	意見 31	<p>一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、ペットボトル等拠点回収運搬業務における一者随意契約の締結においては、委託業者からの参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。</p>
プラマーク容器包装及びペ	111	意見 32	<p>プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の理由に収集運搬効率があげられ</p>

ペットボトル前処理業務の随意契約の理由について			ているが、3社に委託した場合と2社に委託した場合の委託料と運搬費の比較検討が行われていないため、適切に比較検討を実施した上で一者随意契約を行うことが適切なのか判断することが望ましい。
プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の契約金額の検討について	112	意見 33	一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の締結においては、参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。
搬入搬出等管理年報の未提出	113	指摘 19	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の仕様書において、業務報告として求められる証票のうち、「搬入搬出等管理年報」が提出されていない委託業者があった。委託業者に「搬入搬出等管理年報」の提出を求め、適切な検査を実施すべきである。
搬入搬出等管理年報の分析	114	意見 34	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務において、「搬入搬出等管理年報」を基に委託業者ごとにペットボトルの搬入量と搬出量の差異分析を実施したところ、委託業者により差異率のバラつきがあった。適切に原因調査を行い、分別に係る啓発活動や再資源化率を向上させるための取り組みに活用することが望ましい。なお、前処理を行ったペットボトルは換金可能であるため、不正防止の観点からも搬入量と搬出量に説明がつかない差異がないか継続的にモニタリングすることが有用と考える。
クリーンにいがた推進員に必要な研修のe-learning化について	116	意見 35	クリーンにいがた推進員に対する研修は現状全て対面で実施しているが、研修開催は6～7月に集中しており、区によっては開催回数や開催日が限定的であるため、研修受講者の利便性は高いとは言えない。研修のe-learning化を図り、クリーンにいがた推進員の利便性を高めるとともに、対面研修の回数を見直すことが望ましい。

業務係			
家庭ごみ収集運搬業務に関する関連要綱・要領について	120	指摘 20	<p>家庭ごみ収集運搬業務に係る以下の要綱、要領が実態と乖離したものとなっているため、適切に改訂すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱</li> <li>・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託に関する低入札価格取扱要領</li> <li>・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会設置要領</li> </ul>
家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算について	122	指摘 21	<p>家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算方法は実態を反映したものになっていないため、実態に合わせて予定価格の積算方法を見直すことが望まれる。なお、市は家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者と委託料についての勉強会を開始している。当該勉強会を通じて実態を把握し適切な予定価格の算定方法を検討されることを期待する。</p>
家庭ごみ収集運搬業務に係る検査手続の明確化・効率化について	123	意見 36	<p>家庭ごみ収集運搬業務委託契約は仕様発注であるため、仕様に従って業務が履行されているか検査することが必要である。現状、検査項目は履行が完了していること以外に明確になっていないため、検査項目を明確にし、仕様に従って業務が履行されているか検査することが望まれる。なお、検査項目は、仕様書における重要事項である曜日別収集区域、収集運搬車両の稼働状況（乗車人数・距離・時間）、回収漏れの有無などが考えられる。</p>
家庭ごみ収集運搬業務に係る検査手続の明確化・効率化について	123	意見 37	<p>家庭ごみ収集運搬業務における検査手続の実効性を確保し、効率的に検査を実施するために、検査に必要な情報を整理し報告様式を見直した上で、電子データで提出させることが望ましい。なお、「コ 家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進」に記載した取り組みを推進することで実績報告の有効性・効率性が向上する可能性があるため併せて検討することが有用と考える。</p>
業務評価の未実施（実績報告書の必要	125	指摘 22	<p>家庭ごみ収集運搬業務に係る仕様書には業務評価を行うことが明記されているが、市は当該業務評価を行っていない。委託業者に業務評価に必要な情報を実績報告</p>

性)			書として提出させ、適切に業務評価を行うべきである。
仕様書に記載された研修の未実施について	126	指摘 23	家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者の大部分が、作業員等に対して必要な研修を実施しておらず、市が発注した仕様を満たしていない状況にあった。そのため、委託業者の研修の実施状況をモニタリングし、研修を実施していない委託業者に対して適切に指導すべきである。なお、小規模な事業者において、自社で研修を実施することが困難な場合、市が研修を企画することや大規模事業者が実施する研修に参加するなど、小規模事業者の支援を検討することも必要と考える。
事業者評価の必要性	126	意見 38	家庭ごみ収集運搬業務は1日でも滞ると市民生活に重大な影響を与えることから、事業者が継続的かつ安定的に業務を遂行できるかに関して毎期事業者評価を実施することが望ましい。
使用車両への「ドライブレコーダーの設置」について	127	意見 39	新潟市では、委託業者が家庭ごみ収集運搬業務に使用する車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けていないが、交通事故及びトラブル発生時における責任の明確化を図るとともに、運転手・作業員の安全運転意識及びマナーの向上を図る観点から、仕様書にドライブレコーダーを設置することを明記し、使用車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けることが望ましい。
家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進	128	意見 40	家庭ごみ収集運搬業務について、持続可能なごみ収集体制を構築するためにデジタル化を推進することが望まれる。
し尿収集運搬業務に係る契約（再委託の禁止）	133	指摘 24	し尿収集運搬業務に係る委託契約は再委託を前提としているにも関わらず、委託契約書に再委託の禁止が規定されている。実態に合わせて契約条項を見直す必要がある。
し尿収集運搬業務に係る予定価格の積算について	134	指摘 25	し尿収集運搬業務に係る委託料の積算に不合理な点が多数発見された。 合理化事業計画はし尿収集運搬事業者を支援するものであるが、過度に優遇するものではないため、し尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用の適切な水準を検討するとともに、委託料の積算においてこ

			れを明確にすべきである。
合理化事業計画終了に向けた取り組み	136	意見 41	市は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画が終了する令和7年度までに、事業者の事業再編計画書の進捗状況、達成状況を評価し、遅れている事項については市が積極的に関与し、目標を達成できるように働きかけることが望まれる。
合理化事業計画に基づく一者随意契約	137	意見 42	<p>合理化事業計画における重要な目標の一つに「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことがある。他方で、令和5年度において、新潟市は合理化事業計画に基づき26件157,615千円の事業を（一社）新潟市環境整備推進機構と一者随意契約により締結しており、また、令和5年度以前も同様の契約が長期において継続していた状況である。</p> <p>「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことを目標としながら、計画期間中において同一事業の一者随意契約を長期間継続することが、かえって事業者が市からの委託だけに頼る状況に陥っていないか検討することが望まれる。</p>
し尿処理手数料に係る債権管理	139	意見 43	し尿処理手数料の現年収納率を向上させるために、滞納額を月次で定点観測し、部署内で滞納債権の状況を共有しながら、効率的・効果的に取り組みを行うことが望ましい。
少額滞納者に相続が発生した場合の対応について	140	意見 44	し尿収集手数料の滞納者が死亡し、相続人の特定を行わない場合、回収できる見込みは限りなくゼロに近いため、徴収停止の上で、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うことが望ましい。
新潟市指定袋等保管業務における仕様書への実地棚卸の明記	141	指摘 26	委託業者が保管する家庭系ごみ指定袋等は新潟市の重要な財産であり、また誰もが使用可能な資産であるため、いわゆる「資産の流用」のリスクが相対的に高い資産である。そのため、少なくとも年に1度は実地棚卸を実施し、実際に在庫数量及び棚卸差異を把握することが必要である。そのため、仕様書に少なくとも年に1度は実地棚卸を実施してその結果を市に報告することを明記し、棚卸差異を適切に把握することが望ましい。
運用支援等業	142	指摘	新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る運

務における運用保守計画書の未入手		27	用支援等業務に係る運用保守計画書を入手していなかった。委託業務の明確化、進捗管理、責任の明確化、契約の遵守などの観点から、運用保守計画書を入手し、事業者が運用保守計画書に従って業務を実施しているかモニタリングすべきである。
業務評価の未実施	142	指摘 28	新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る業務委託契約の仕様書に業務評価を行うことが明記されているものがあるが、市は当該業務評価を行っていない。業務評価の評価結果は将来の事業者選定の基礎情報となるため、適切に業務評価を行いその結果を蓄積すべきである。
清掃事務所			
清掃事務所の長期的ビジョン	148	意見 45	清掃事務所においては、人員は高齢化、建物は老朽化している状況にあるため、清掃事務所で実施している業務の再配置を含めた長期的な事業継続計画（人員計画、修繕計画）を策定することが望ましい。
稼働の少ない車両の必要性	150	意見 46	利用局面が少ない車両に関しては、清掃事務所で所有する必要性・代替手段、車両所有に係るコストを勘案のうえ、当該車両の今後のあり方について再検討することが望ましい。
備品管理の不備について	152	指摘 29	清掃事務所において、備品管理システムに登録された備品と現物の不整合が確認された。 市の資産を適切に保全するため、物品の現地調査を行い、存在しない物品は、物品の亡失処理を行うとともに、実在する物品に関しては備品番号票を付け、適切に物品を管理すべきである。
不要な備品の廃棄処理	153	意見 47	清掃事務所内において、使用見込みのない机、椅子などが多く保管されていた。不要なものは適宜廃棄処理を行い、事務所の整理整頓をすることが望ましい。
日常点検カードの記載漏れ	153	指摘 30	清掃事務所では日常点検を「安全作業手順書」にてルール化し、日々の作業前に車両の点検を実施し「日常点検カード」に記録することになっている。しかし、「日常点検カード」にチェック漏れが散見されたため、塵芥車の日常点検を漏れなく実施し、「日常点検カード」に漏れなく記録すべきである。
日常点検カー	153	意見	清掃事務所において、塵芥車の日常点検の点検実施者



ドの記載漏れ		48	(作業員)と運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。
アルコールチェック結果の記載漏れ	156	指摘 31	清掃事務所では、乗車前後にアルコールチェックを実施し、その結果を「清掃事務所作業日報」に記録しているが、アルコールチェックの証跡が残っていないものが散見された。アルコールチェックの結果を漏れなく「清掃事務所作業日報」に記録すべきである。
アルコールチェック結果の記載漏れ	156	意見 49	清掃事務所作業日報について、作成者と作業員又は運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。

#### 第4 循環社会推進課への監査の結果及び意見

##### 1 管理グループ

##### (1) 主な業務内容

- ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)に関する事項
- 資源再生センター(エコプラザ)に関する事項
- 豊栄郷清掃施設処理組合など一部事務組合に関する事項
- 廃棄物処理施設の運営及び整備の総括
- 廃棄物処理施設附属施設の総括
- 廃棄物を直接清掃センターへ搬入する場合の処理手数料に関する事項
- ごみ処理手数料の市民還元事業に関する事項
- 外郭団体の見直しに関する事項
- 各種協議会に関する事項

##### (2) 個別検出事項

##### ① ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の収支報告書の記載について

新潟市のホームページにて開示されている、ふれあい健康センターの令和5年度収支報告書の収入の部の記載は下記のとおりである。

〔収入の部〕				
大項目	小項目	当初予算額	決算額	説明
利用料売上		103,268,000	102,208,316	入館料、レストラン売上、他
受託料収入		76,058,000	76,058,000	
リスク精算			15,225,284	
リスク負担以外の経費			3,846,260	
<b>収入合計(A)</b>		<b>179,326,000</b>	<b>197,337,860</b>	

(出典：新潟市ふれあい健康センター 令和5年度指定管理料収支報告書)

このように、収入の部の大項目のなかに「リスク精算」「リスク負担以外の経費」という項目が記載されている。しかし、説明欄に記載が無いため情報の利用者が内容を理解できる状況になっていない。「リスク精算」「リスク負担以外の経費」については、一般的な名称でないため項目名からは内容を理解することが難しく、よって、情報利用者が理解するためには、補足説明を記載することが望ましい。

##### 意見 1

ホームページに開示されている、ふれあい健康センターの令和5年度収支報告書及び収支計画書については、「リスク精算」「リスク負担以外の経費」といった内容を理解しがたい項目が含まれている。情報利用者が理解できるような項目名を付すか、補

足説明を記載することが望ましい。

② ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の収支計画について

新潟市のホームページにて開示されている令和5年度収支計画書の元資料である予算資料の収入項目のなかに「増税調整」という項目で3,180千円があり、この金額は開示されている収支計画書上では、大項目「利用料売上」に含まれている。

内容は、過年度に消費税等の税率アップの際に盛り込まれた項目が残っていたもので、本来削除すべき項目である。そして、この項目が残ったことによって「利用料売上」の予算額が過大となっている。その結果、予算額 103,268千円となり、対して実績額は102,208千円であったことから、実態としては予算達成しているにもかかわらず形式的には予算未達のように見えてしまっている。

指定管理者は予算資料を作成する際には不要な項目を削除すべきであり、また、指定管理者が作成した予算資料をチェックする際に所管部署において発見できるようにすることが望ましい。

指摘 1

ふれあい健康センターの令和5年度の収支計画書の収入額に本来計上すべきでない項目が含まれていた。その結果、予算額が過大になり、実態としては予算達成していたが、表面的には予算未達のように見えてしまっている。

指定管理者は予算資料を作成する際には不要な項目を削除すべきであり、また、指定管理者が作成した予算資料をチェックする際に所管部署において発見できるようにすることが望ましい。

③ ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の公の施設目標管理型評価書の評価コメントについて

新潟市のホームページで公表されている、公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】の評価項目のなかに以下の項目が設定されている。

視点	評価項目	評価指標
財務	事業収支の健全性	収支の黒字化

令和5年度のふれあい健康センターの実績は赤字決算であったため、評価結果として「評価C：要求水準（評価指標）が達成されていない」が付されている。また、評価コメント欄においては「収入が伸びず目標未達」と記載しているが、前述の個別検出事項において記載したとおり、収入は実態としては予算達成しており、老朽化等に伴う修繕費などの経費増加が赤字の原因となっている。

評価コメントは実態に即した正確な内容を記載すべきであり、また、黒字化目標に対

して赤字であるため「評価 B：要求水準（評価指標）が達成されている」を付すことはできないものの、物価上昇など厳しい経営環境のなかで若干の赤字にとどめたことに対して評価するコメントがあっても良いのではないかと考える。

## 意見 2

令和 5 年度のふれあい健康センターの公の施設目標管理型評価書における評価コメント欄において「収入が伸びず目標未達」と記載しているが、前述の個別検出事項において記載したとおり、収入は実態としては予算達成しており、老朽化等に伴う修繕費などの経費増加が赤字の原因となっている。

評価コメントは実態に即した正確な内容を記載すべきであり、また、黒字化目標に対して赤字であるため「評価 B：要求水準（評価指標）が達成されている」を付すことはできないものの、物価上昇など厳しい経営環境のなかで若干の赤字にとどめたことに対して評価するコメントがあっても良いのではないかと考える。

### ④ 資源再生センター（エコプラザ）の収支報告書の記載について

資源再生センターにおける指定管理業務において、労働者の賃金を向上させる社会情勢を踏まえ、令和 5 年度において追加の指定管理料として人件費支援金 435 千円を指定管理者に支出しており、新潟市のホームページにて開示されている令和 5 年度収支報告書の収入の部では「指定管理料」に含まれている。

他方で、同じく人件費支援金を追加指定管理料として支出した、ふれあい健康センターの令和 5 年度収支報告書においては「リスク負担以外の経費」という項目で記載されている。

人件費支援金の追加指定管理料は、資源再生センター及びふれあい健康センターともに同じ内容であり、いずれも循環社会推進課の管理グループの所管でもあることから、開示する際の項目としては統一すべきと考える。

従前どおり「指定管理料」に含めて開示するのであれば、当初予算額と決算額との差額が人件費支援金となっているため、その旨を説明欄に記載することが望ましい。

## 意見 3

資源再生センター及びふれあい健康センターにおいて、追加指定管理料として指定管理者に人件費支援金を支出している。同じ内容のものであり、また同一の部署の所管でもあるにもかかわらず収支報告書における開示項目が異なっている。開示する際の項目は統一することが望ましい。

#### ⑤ 飲食用缶前処理業務委託の所管部署

新潟市行政組織規則における課の分掌事務によると、「一般廃棄物の処理委託及びその指導監督に関する事項」は廃棄物対策課の分掌事務とされているが、飲食用缶前処理業務委託の所管部署は循環社会推進課となっている。ペットボトル前処理の業務委託、飲食びん前処理の業務委託といった類似業務は、新潟市行政組織規則における課の分掌事務どおりに廃棄物対策課が所管しており、飲食用缶前処理業務委託のみ循環社会推進課の所管となっている。

事務分掌にしたがい、飲食用缶前処理業務委託の所管部署を見直す必要があると考える。組織化して事務を分掌している目的（効率性など）を考えると、関連する事務業務は集約すべきであり、もし人に紐づいた業務がある場合は所管部署を見直す必要がある。

#### 意見 4

飲食用缶前処理業務委託の所管部署が、新潟市行政組織規則における課の分掌事務と整合していない。組織化して事務を分掌している目的（効率性など）を考えると、関連する事務業務は集約すべきであり、もし人に紐づいた業務がある場合は所管部署を見直す必要がある。

#### ⑥ 委託契約に対する業務評価について

飲食用缶前処理業務委託に係る仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかった。業務評価は年間を通じて仕様に従った成果を得られたかを評価するものであり、以下の評点で評価される。

評点	基準
1	物品の品質、納入などで仕様を超える成果があった
2	仕様書により仕様どおりの成果を得た
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た
5	仕様を達成できなかった

（出典：新潟市「物品等契約事務の手引き」）

業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいく趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。

#### 指摘 2

飲食用缶前処理業務委託に係る仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業

務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかった。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいる趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。

#### ⑦ 飲食用缶前処理業務委託の一者随意契約について

飲食用缶前処理業務の委託契約は(有)新津清掃社と一者随意契約の方法で締結している。対象地域は秋葉区と南区である。

地方公共団体が締結する業務委託は一般競争入札が原則であり、一定の条件を満たす場合に随意契約が認められている。そして、一者随意契約は、競争性及び透明性の確保が困難な性質を有する。そのため、新潟市においては「随意契約ガイドライン」を策定し、一般競争入札に適さず随意契約を締結する際には下記の点に留意することを規定している。

- 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- 業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

この点、一者随意契約要件調書によると、類似業務における処理実績や収集運搬効率を理由に一者随意契約を締結しており、一者随意契約要件調書における随意契約理由の記載は不十分である。

なお、令和5年度は(有)新津清掃社以外にも業務実施可能な業者が、他に2社存在していたとのことであるが、令和6年度からは市処理施設の停止に伴い、新潟市全域をカバーするために、処理能力の観点から(有)新津清掃社を含む3社と契約する必要が見込まれていた。令和6年度に3社にエリアを割り当てて業務委託を行わなければならない状況が見込まれており、予定エリアの業務委託を令和5年度において契約することは、委託業務の効率性の観点から理解はできるものである。

#### 指摘 3

飲食用缶前処理業務の委託契約について、(有)新津清掃社と一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存することが必要である。

⑧ ごみの原価計算の会計ルールについて

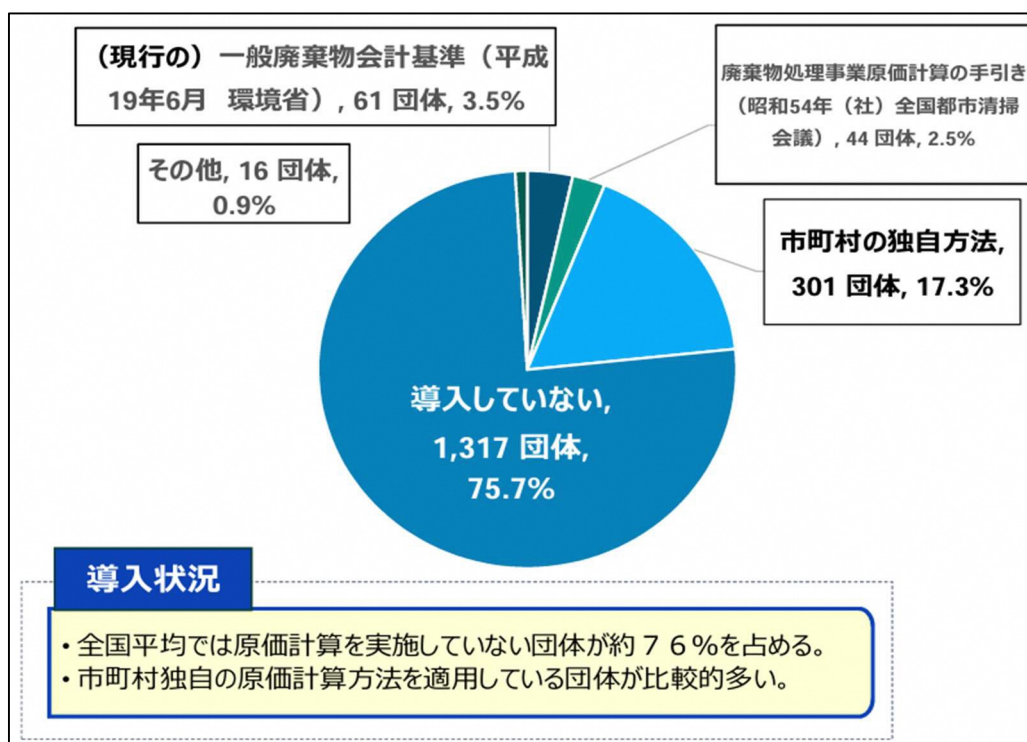
ア 代表的な原価計算のルールについて

近年、ごみ減量、環境保全、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識の高まりから、ごみ等の処理コスト全体を適正に計算・評価する仕組みの重要性が高まっている。ごみ等の処理コストに関する代表的な会計（原価計算）の手法とその概要は次のとおりである。

会計基準の名称	公表母体	公表時期
廃棄物処理事業原価計算の手引き	(社) 全国都市清掃会議	昭和 54 年 3 月
一般廃棄物会計基準	環境省	平成 19 年 6 月 令和 3 年 5 月改訂

廃棄物に関する会計手法としては、一般に公正妥当と認められた廃棄物に関する会計ルールとしての統一ルールが存在していないこともあり、原価計算を行っている自治体によって「一般廃棄物会計基準」、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」、その他自治体独自の手法、のいずれかを採用する状況になっている。

平成 30 年度における各会計基準の導入状況は下記のとおりである。



（出典：「一般廃棄物会計基準及び有料化の手引き改訂について」環境省 抜粋）

従来は、公益社団法人全国都市清掃会議が公表した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」（以下「全都清手引」という。）が多くの自治体で幅広く受け入れられてきた一方、近年では全都清手引によらない原価計算の基準も整備されつつある。また、環境省の循

環型社会形成推進交付金に関する制度において、令和3年度よりごみ焼却施設の新設に際しては、一般廃棄物会計基準の導入が要件として追加されたことから、今後は一般廃棄物会計基準の導入団体が増えていくものと推測される。

<参考：各会計基準の相違点>

	一般廃棄物会計基準	全都清手引
作成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報利用者が意思決定を行うに当たり、地方公共団体が有用な情報を提供すること</li> <li>● 地方公共団体が情報利用者に対しその責任を会計的に明らかにすること（パブリック・アカウンタビリティ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理事業の管理、運営のための資料を提供すること</li> <li>● 廃棄物処理手数料等を決定するための資料を提供すること</li> </ul>
作成する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原価計算書</li> <li>● 行政コスト計算書</li> <li>● 資産・負債一覧表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原価計算表（ごみ処理、し尿処理含む）</li> </ul>
原価計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般廃棄物を生活系・事業系に区分し、作業部門（収集運搬部門、中間処理部門・最終処分部門）毎に原価を算定</li> <li>● 対象は、経常経費である人件費、物件費等、移転費用（減価償却費、引当金繰入を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ処理関係部門については、ごみ収集、破碎、焼却、埋立部門別に原価を算定</li> <li>● 対象経費は人件費、物件費、減価償却費、公債利子等（引当金繰入は含まない）。控除項目として、売電、その他の項目あり。</li> <li>● 補助金については、資産の帳簿価額に使用した補助金の割合を乗じた額を減価償却費から控除</li> </ul>

#### イ 新潟市が採用している原価計算の方法について

新潟市においては、基本的に全都清手引に準拠しつつ、部分的に原価計算の目的に応じて新潟市独自のカスタマイズを施した原価計算の方法を採用している。

現在、公開している原価計算関連の資料は、3年に一度ごみ処理手数料の見直しを図る際の「清掃審議会配付資料」及び、毎年度発行している「新潟市清掃事業概要」の2種類あり、各々で原価計算の方法に異なるカスタマイズを施している。



原価計算の方法としては、統一ルールが存在しておらず、原価計算を行っている自治体によって一般廃棄物会計基準、全都清手引、その他自治体独自の方法、のいずれかを採用する状況になっている。そのため、ごみ処理手数料算定に用いられた数値や清掃事業概要に記載された数値が、どのような考え方をベースに算定されたものなのか情報利用者は理解することができず、他の市町村との比較検討も困難な状況にある。利用者がどのように情報を利用するのも踏まえた上で、全都清手引をベースにした方法を採用している旨など、原価計算の方法に関する情報は開示することが望ましい。

#### 意見 5

ごみ処理手数料の計算の元データ及び清掃事業概要に記載されているデータのいずれも算定ベースに関する説明が付されておらず、算定の根拠となる基準や考え方の記載がない。

利用者がどのように情報を利用するのも踏まえた上で、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした方法を採用している旨など、原価計算の方法に関する情報は開示することが望ましい。

#### ⑨ ごみの原価計算で用いる原価の範囲について

新潟市において行われている原価計算では、全都清手引をベースにした考え方を採用しており、ごみ処理手数料算定及び清掃事業概要作成のいずれの目的で行われている原価計算においても人件費のなかの退職金を原価の対象外としている。

全都清手引においては、退職金の取り扱いは下記のように定められている。

##### ア.人件費

人件費はおおむね歳出予算で定める次の節（または細節）とする。

##### 給料

職員手当等（扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、児童手当等、その他法律又はこれに基づく条例に基づく手当）

共済費（地方公務員共済組合に対する負担金、地方公務員災害補償基金の掛金）

○人件費は、原則として歳出予算において給与費とされているものを該当させる。

○退職手当は、この原価計算では原則として原価要素としない。

本専門委員会が原価計算の現状を調査したところによれば、退職手当を算入している市町村は皆無に等しかった。算入しない理由としては、算入すべき退職手当額を確定することの困難さと、実際計算における繁雑さのためと思われる。

同様の事情により、この基準では、当面退職手当は原価要素としないこととした。しかし、理論的には算入すべきものと考えるので、計算の事情によっては、妥当額を算入する。

(出典：「廃棄物処理事業原価計算の手引き」 抜粋)

このように、全都清手引において退職金（退職手当）は、原則として原価の範囲に含めていないが、その理由は、公表当時（昭和 54 年 3 月）においては、算定の困難さ及び繁雑さから原価の範囲に含めている市町村がほぼ無かったためである。そして、理論的には原価の範囲に含めるべきで、上記理由から当面の間は原価の範囲に含めないこととした旨も記載されている。

全都清手引は昭和 54 年 3 月に公表され、その後の改訂は行われていない。新潟市においては、地方公会計も導入され統一基準での財務書類も作成している昨今の状況に鑑みると、計算できる体制はあるため、退職手当の困難さ及び繁雑さは全都清手引公表時から比較すると大幅に解消されており、理論的な取り扱いに基づき退職金を原価の範囲に含めて原価計算を行うことが望ましい。

なお、退職金は場合によっては年度により大きく変動する可能性があるため、清掃事業概要のように実績を集計する目的であれば特段留意する事項はないが、ごみ処理手数料算定のように将来時点における市民負担の算定を行うための原価計算においては、直近の原価実績をそのまま用いるのか調整を加えるのか留意する必要があると考える。

#### 意見 6

現在行われている原価計算では、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした考え方で原価計算を行っており、ごみ処理手数料算定、清掃事業概要作成のいずれの目的で行われている原価計算においても人件費のなかの退職金を原価の対象外としている。

「廃棄物処理事業原価計算の手引き」の趣旨を勘案し、昨今の新潟市の状況に鑑みると、退職金を原価の範囲に含めて原価計算を行うことが望ましい。

⑩ ごみ処理手数料の計算におけるごみ処理経費（分子）について

ア ごみ処理手数料の算式及びごみ処理フローについて

ごみ処理手数料の基礎となる、ごみ処理原価は下記の算式で算定されている。

**4 ごみ処理原価の考え方と直近のごみ処理原価**

(1) 料金設定の算式

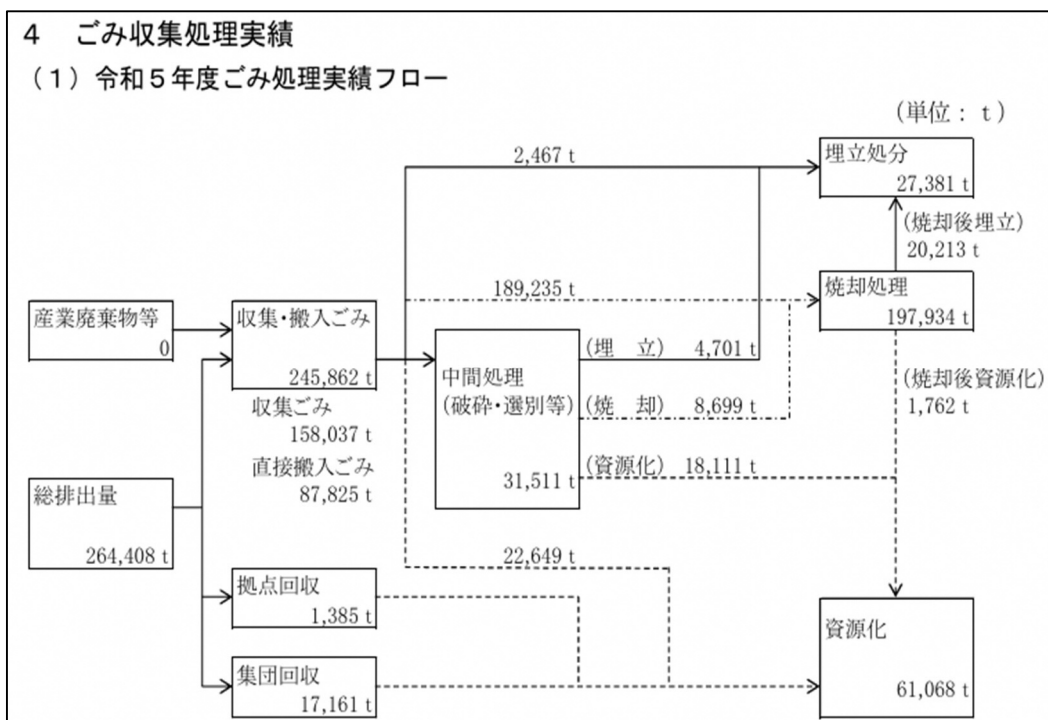
$$\boxed{\text{料金}} = \frac{\text{ごみ処理経費}}{\text{ごみ量}} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{償還金利子} + \text{減価償却費} - \text{控除}}{\text{焼却は処理能力量} \cdot \text{埋立は実処理量}}$$

(2) 直近のごみ処理原価

区分	平成30年度			令和3年度		
	焼却	埋立	合計	焼却	埋立	合計
処理経費（千円）	3,340,068	441,052	3,781,120	3,355,526	490,039	3,845,565
処理量（t）	262,507	22,744	285,251	262,038	27,525	289,563
単価（円/10kg）	127.2	193.9	132.6	128.1	178.0	132.8

（出典：令和4年度第1回清掃審議会の配付資料 抜粋）

また、令和5年度におけるごみ処理実績フローは下記のとおりである。



（出典：「令和6年度版 清掃事業概要」 抜粋）

上記のごみ処理実績フローを見ると、ごみ処理施設に直接搬入された際のごみ処理フローは、主に焼却処理から埋立処分という処理フローとなっているが、破碎等の中間処理を経てから焼却処理及び埋め立て処分となるものも相当量あることが分かる。

#### イ ごみ処理経費の範囲について

新潟市においては、平成18年12月開催の清掃審議会の配付資料では、以下の記述があり、事業系ごみでは破碎にかかるコストが重要でないことから破碎コストを対象外として料金設定されている。

自己搬入ごみ手数料の見直し

(中 略)

2 手数料改定案の考え方

(1) 料金設定の考え方

①事業系ごみ

○処理原価相当で設定

(中 略)

(イ) 事業系ごみのうち破碎処理される量は、約1割と少量であることから、焼却及び埋立処理原価に基づき設定

(以下、略)

(出典：平成18年12月開催の清掃審議会の配付資料 抜粋)

他方で、家庭系のごみ処理手数料は、平成19年2月の清掃審議会の答申書に基づき、事業系の半額程度とされている。これは、当時は市町村合併の時期でもあり、合併市町村の状況も踏まえて、半額に決定された経緯がある。

**3 処理手数料の経緯**

(1) 平成18年度 政令市移行後のごみ減量施策のあり方について

新ごみ減量制度を開始するにあたり、合併市町村ごとに異なっていたごみ分別制度とともに、各処理施設への搬入手数料についても統一することとした。手数料額については合併市町村の手数料水準を踏まえ、新潟広域地区(※)の焼却及び埋立処理原価相当額とした。(※旧新潟市、旧亀田町、旧横越町)

**【平成19年2月16日 清掃審議会 答申書(抜粋)】**

持ち込み手数料は、新潟広域地区の焼却・埋立処理原価相当額で設定する。また、家庭系ごみの持ち込み手数料は、事業系の半額程度とし、下表のとおりとする。なお、手数料は3年を基本として見直しを行う。

直接搬入ごみ手数料	
事業系	家庭系
130円/10kg	60円/10kg

(出典：令和4年度第1回清掃審議会の配付資料 抜粋)

すなわち、破碎コストについては、事業系ごみ手数料の設定では重要でないことから対象外とされ、他方で家庭ごみ手数料の設定においても、事業系ごみの半額程度という算定方法であることから対象外とされており、現状では破碎にかかるコストが一切回収できていないという問題がある。

平成 19 年 2 月の清掃審議会の答申書では、ごみ処理施設に直接搬入されたごみの処理手数料は原価相当額で設定する、との方針が出されており、この方針に基づくと破碎にかかるコストも含めてごみ処理原価を計算するのが合理的である。

破碎コストをごみ処理手数料算定の対象とすると市民の負担増につながるが、現状はコストを市の財政で負担していることになる。人口減少社会を迎えて多様なニーズに対応するために限られた財源の下で行政サービスを提供するためには、負担の公平化という観点も踏まえて、破碎にかかるコストも考慮したごみ処理手数料の見直しについて、議論が必要ではないかと考える。

参考までに、破碎にかかるコストも含めて令和 3 年度のごみ処理原価の単価（10kg 当たり）を算定すると、145.1 円となり、焼却+埋立の原価で計算した場合の 132.8 円より 12.3 円上昇する。

令和 3 年度					
	焼却	破碎	埋立	焼却+埋立	焼却+埋立+破碎
処理費用（円）	3,355,526,090	579,921,563	490,038,714	3,845,564,804	4,425,486,367
処理量（t）	262,038	15,432	27,525	289,563	304,995
単価（円/10kg）				132.8	145.1

（出典：ごみ処理原価計算資料 抜粋）

#### 意見 7

破碎コストについては、事業系ごみ手数料の設定では重要でないことから対象外とされ、他方で家庭ごみ手数料の設定においても、事業系ごみの半額程度という算定方法であることから対象外とされており、現状では破碎にかかるコストが一切回収できていないという問題がある。

平成 19 年 2 月の清掃審議会の答申書では、ごみ処理施設に直接搬入されたごみの処理手数料は原価相当額で設定する、との方針が出されており、この方針に基づくと破碎にかかるコストも含めてごみ処理原価を計算するのが合理的である。

破碎コストをごみ処理手数料算定の対象とすると市民の負担増につながるが、現状はコストを市の財政で負担していることになる。人口減少社会を迎えて多様なニーズに対応するために限られた財源の下で行政サービスを提供するためには、負担の公平

化という観点も踏まえて、破碎にかかるコストも考慮したごみ処理手数料の見直しについて、議論が必要ではないかと考える。

⑪ ごみ処理手数料の計算式におけるごみ量（分母）について

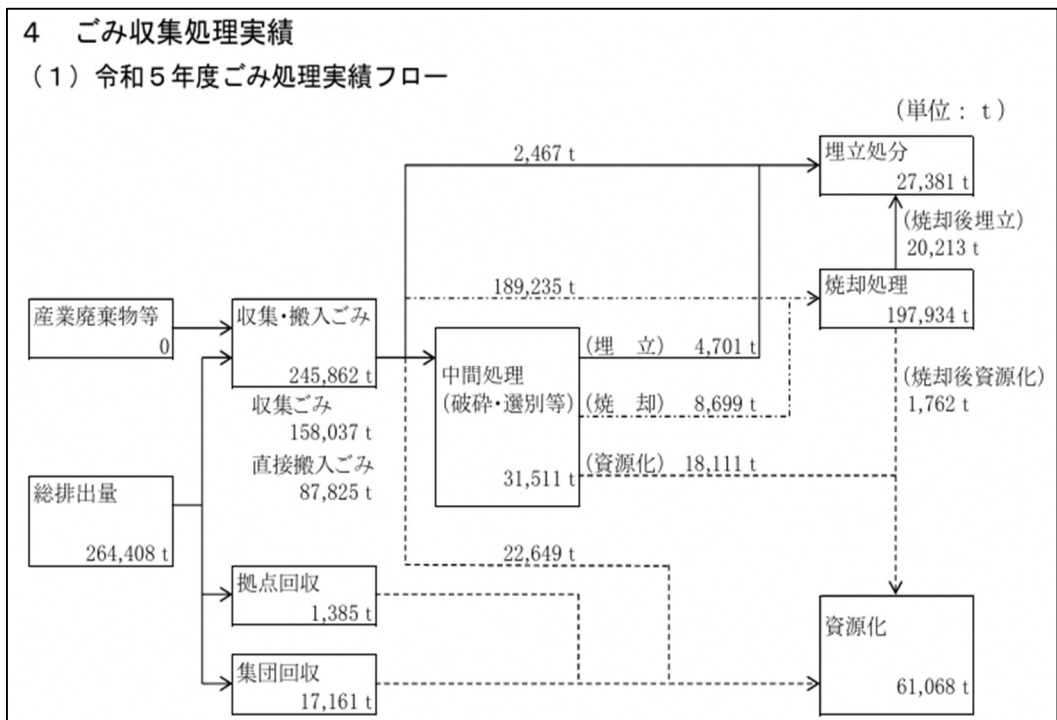
ごみ処理手数料の基礎となる、ごみ処理原価は下記の算式で算定されている。

**4 ごみ処理原価の考え方と直近のごみ処理原価**  
**(1) 料金設定の算式**

$$\boxed{\text{料金}} = \frac{\text{ごみ処理経費}}{\text{ごみ量}} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{償還金利息} + \text{減価償却費} - \text{控除}}{\text{焼却は処理能力量} \cdot \text{埋立は実処理量}}$$

(出典：令和4年度第1回清掃審議会の配付資料 抜粋)

また、令和5年度におけるごみ処理実績フローは下記のとおりである。



(出典：「令和6年度版 清掃事業概要」 抜粋)

平成19年2月の清掃審議会の答申書では、ごみ処理施設に直接搬入されたごみの処理手数料は原価相当額で設定する、との方針が出されている。持ち込んだごみを処理するために発生したコスト相当額を負担させて回収するという方針を前提に考えると、現状では以下の2点でコスト回収できていない部分が生じているため、今後、見直しについて検討が必要であると考え。

1点目は、料金設定の算式の分母に採用されているごみ量について、焼却量は実処理

量ではなく処理能力量を採用していることである。現状では、処理実績は処理能力の70%台で余裕があり、ごみ量が減少傾向にあることを考慮すると、実処理量と処理能力量との差は拡大する傾向にある。よって、処理能力量を分母で料金算定した場合、分母が過大となっているため、コストが部分的に回収できない状況になってしまっている。よって、焼却量は処理能力量ではなく実処理量を分母として採用することを検討すべきと考える。

2点目は、料金設定の算式の分母に採用されているごみ量について、焼却量+埋立量で計算しているが、埋立量の約70%は焼却工程を経て発生している。よって、埋立量を単純に加算した場合、焼却工程を経て発生した埋立ごみ量について、二重に加算されて分母が過大になっているため、コストが部分的に回収できない状況になってしまっている。よって、埋立量は焼却工程を経て発生した部分を控除した数値を分母として採用することを検討すべきと考える。

<参考：焼却施設の稼働率の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 実処理量(t)	216,141	209,229	206,646	203,825	197,934
② 処理能力量(t)	262,234	262,038	262,038	262,114	261,950
稼働率 (①÷②)	82.4%	79.8%	78.9%	77.8%	75.6%

(出典：ごみ処理原価計算資料を基に監査人加工)

<参考：焼却を処理能力量及び実処理量とした場合のごみ処理原価の単価比較>

令和3年度						
	埋立量で焼却後埋立を考慮しない場合			焼却後埋立を分母のごみ量から控除した場合		
	焼却	埋立	合計	焼却	埋立	合計
処理費用(円)	3,355,526,090	490,038,714	3,845,564,804	3,355,526,090	490,038,714	3,845,564,804
処理量(t)	262,038	27,525	289,563	262,038	7,339	269,377
単価(円/10kg)	128.1	178.0	132.8	128.1	667.7	142.8

(出典：ごみ処理原価計算資料を基に監査人加工)

<参考：焼却後埋立が埋立処分全体に占める割合の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 埋立処分(t)	21,787	22,058	28,136	28,791	27,381
② 焼却後埋立(t)	15,114	14,773	20,186	20,609	20,213
②÷①	69.4%	67.0%	71.7%	71.6%	73.8%

(出典：ごみ処理原価計算資料及び清掃事業概要を基に監査人加工)

## 意見 8

清掃審議会の答申書に基づき原価相当を回収するという方針を前提に考えると、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母（ごみ量）について以下の課題がある。

- ・ごみ量について、焼却は実処理量ではなく処理能力量を利用しているが、現状では、処理実績は処理能力の70%台で余裕があり、ごみ量が減少傾向にあることを考慮すると、実処理量と処理能力量との差は拡大する傾向にある。焼却は処理能力量ではなく実処理量を分母として採用することを検討すべきと考える。
- ・ごみ量の計算は焼却量＋埋立量であるが、埋立量の約70%は焼却工程を経て発生しているため、分母とする埋立量は焼却工程を経て発生した部分を控除した数値を採用することを検討すべきと考える。

いずれも、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母が過大となり、コストが部分的に回収できない状況になってしまっているため、今後、見直しを検討すべきと考える。

### ⑫ 一般廃棄物会計基準導入後のごみの原価計算結果の公表について

新潟市においては、基本的に全都清手引に準拠しつつ、部分的に原価計算の目的に応じて新潟市独自のカスタマイズを施した原価計算の方法を採用している。しかし、令和3年度よりごみ焼却施設の新設に際しては、環境省の一般廃棄物会計基準の導入が要件として追加されている影響から、新潟市においても、ごみ焼却施設の新設に向けて令和7年度から一般廃棄物会計基準を導入する予定としている。

現在、公開している原価計算関連の資料は、3年に一度ごみ処理手数料の見直しを図る際の「清掃審議会配付資料」及び、毎年度発行している「清掃事業概要」の2種類あり、各々で原価計算の方法に異なるカスタマイズを施している。そして、一般廃棄物会計基準導入後については、一般廃棄物会計基準ベースの原価計算を前提に資料を作成するのかなど利用方針は検討中であり、計算結果の公表についても未定の状況である。

しかし、他の自治体においても交付金の関係から一般廃棄物会計基準を導入せざるを得ないと想定されている。一般廃棄物会計基準ベースの計算結果は、将来的に他の自治体との比較が可能になることが想定されるため、公表することが望ましい。なお、他の自治体においても一般廃棄物会計基準を導入せざるを得ないと想定されるものの、他の自治体での利用方針も流動的であるため動向も踏まえての検討が必要となる。

## 意見 9

一般廃棄物の処理に係るコスト分析については、環境省の一般廃棄物会計基準を令和7年度から導入予定であるが、利用方針は検討中であり、また計算結果の公表についても未定である。

他の自治体においても交付金の関係から一般廃棄物会計基準を導入せざるを得な



いと想定されており、一般廃棄物会計基準ベースの計算結果については、他の自治体との比較も可能になるため、公表することが望ましい。

⑬ 原価計算の方法の整理について

現在、新潟市が行っている原価計算の方法としては以下の3パターンがある。

	原価計算の方法名	目的	原価計算の補足説明
A	料金改定ベース	ごみ処理手数料の設定	全都清手引をベースに市独自のカスタマイズ
B	清掃事業概要ベース	清掃事業概要の作成	全都清手引をベースに市独自のカスタマイズ(ただし、上記Aのカスタマイズとは異なる)
C	環境省の実態調査ベース	環境省の一般廃棄物処理事業実態調査対応	環境省で定められた方法

また、先述したとおり、焼却施設の新設に際しては、環境省の一般廃棄物会計基準の導入が交付金の要件として追加されていることから、以下の2パターンについても導入が検討されている。

	原価計算の方法名	目的	原価計算の補足説明
D	一般廃棄物会計基準ベース	交付金の申請	一般廃棄物会計基準で定められた方法
E	上記Dを元にした料金改定ベース	ごみ処理手数料の設定	上記Dをベースに市独自のカスタマイズ(ただし、上記A,Bのカスタマイズとは異なる)

上記のC及びDは環境省からの要請でルールが定められているため適用せざるを得ないが、それ以外については全都清手引ベースが廃止される訳ではないため、将来的には最大で5パターンの原価計算が並行する可能性がある。原価計算の事務負担が過大になること及び全都清手引ベースと一般廃棄物会計基準ベースが混在した場合に混乱を招く可能性もあることから、適用せざるを得ない上記Dをベースとした上で原価計算の目的別にカスタマイズするように計算体系を整理することが望ましい。

ただし、一般廃棄物会計基準をベースとしたEの方法で原価計算を行った場合、ごみ処理の原価は従前より高くなると見込まれている。原価計算の方法を変更したことが理由で原価が増加した結果、ごみ処理手数料が値上げとなったとしても市民の理解を得ることは難しいと考えられ、慎重に対応する必要がある。

また、清掃事業概要についても、原価の年度別推移を記載する場合、単純に全都清手

引ベースと一般廃棄物会計基準ベースを並べて記載すると、年度間の比較可能性が損なわれることとなる。令和7年度から一般廃棄物会計基準ベースとするのであれば、並べて記載される令和6年度以前部分も遡って一般廃棄物会計基準ベースとするか、補足説明で年度比較が可能となるような情報提供などの対応が必要になると考える。

#### 意見 10

現状は、原価計算の種類が「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースとした2パターンに加え、環境省の一般廃棄物処理実態調査があり、全部で3つの方式が存在している。また、令和7年度から環境省の一般廃棄物会計基準を導入予定であり、これに伴い従来とは異なる原価計算の方式がさらに増えることが見込まれる。

原価計算の事務負担が過大になること及び複数の原価計算が混在した場合に混乱を招く可能性もあることから、適用せざるを得ない一般廃棄物会計基準をベースとした上で原価計算の目的別にカスタマイズするように計算体系を整理することが望ましい。

## 2 企画グループ

### (1) 主な業務内容

- 清掃事業の調査及び計画
  - 一般廃棄物処理基本計画の策定
  - 災害廃棄物処理計画の策定
- ごみ減量及びリサイクルに係る企画、調査研究
  - ごみ減量及び3Rの推進
  - 食品ロス削減推進
  - 広報・啓発
- 清掃審議会の運営、管理

### (2) 個別検出事項

#### ① 委託契約に対する業務評価について

令和5年度に企画グループ所管で締結された委託契約のうち、下記9本の契約において、仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかったことが確認された。

委託契約名	契約の相手方
学校給食残渣収集運搬業務委託（合特法分）	（一社）新潟市環境整備推進機構
学校給食残渣収集運搬業務委託（舞平清掃センター搬入分）	新潟興産(株)

学校給食残渣処理業務委託	(株)不二産業
使用済小型家電拠点回収業務委託（豊栄地区）	環境整備(株)
使用済小型家電拠点回収業務委託（新津地区）	(有)新津清掃社
使用済小型家電拠点回収業務委託(新潟・黒埼・横越・亀田地区)	新潟ガラスリサイクルセンター(株)
使用済小型家電拠点回収業務委託（巻広域地区）	（一社）新潟市環境整備推進機構
「サイチョプレス」デザイン等制作業務委託	(株)第一印刷所
新潟市脱炭素社会に向けたバイオマスプラスチック利用促進事業業務委託	バイオマスレジングループ共同企業体

業務評価は年間を通じて仕様に従った成果を得られたかを評価するものであり、以下の評点で評価される。

評点	基準
1	物品の品質、納入などで仕様を超える成果があった
2	仕様書により仕様どおりの成果を得た
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た
5	仕様を達成できなかった

（出典：新潟市「物品等契約事務の手引き」）

業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいく趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。

#### 指摘 4

令和5年度に企画グループ所管で締結された委託契約のうち、9本の契約において、仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかったことが確認された。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいく趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。

### 3 技術グループ・整備グループ

#### (1) 主な業務内容

- 技術グループ
  - 廃棄物処理施設の維持管理の総括

➤ 廃棄物処理施設の処理技術の調査研究

● 整備グループ

➤ 廃棄物処理施設の整備（各清掃センターの所管するものを除く）

(2) 個別検出事項

① 新潟市 HP にて公表されている各施設の維持管理計画について

新潟市 HP では、廃棄物処理の各施設の維持管理計画が公表されている。これは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、新潟市の所管する一般廃棄物の焼却施設及び最終処分場について、維持管理に関する情報を公表しているものである。

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第 9 条の 3 市町村は、第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（中 略）

6 第 1 項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7 第 1 項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（以下略）

（出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抜粋）

ただし、環境省からの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等

の施行について（通知）」において、以下の通知がなされている。

#### 第四 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開

##### 1 対象となる廃棄物処理施設

維持管理に関する情報の公開の対象となる廃棄物処理施設は、次のとおりであること。

- ① 一般廃棄物の焼却施設
- ② 一般廃棄物の最終処分場
- ③ 産業廃棄物の焼却施設
- ④ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- ⑤ 廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設若しくは分離施設
- ⑥ 産業廃棄物の最終処分場

##### 2 維持管理に関する情報の公表

1に掲げる廃棄物処理施設の設置者又は管理者が公表しなければならない維持管理に関する情報は、法第8条の4等の規定により記録し、備え置かなければならないこととされている事項と同様の事項とし、当該事項の結果の得られた日等の属する月の翌月の末日までに公表し、当該日から3年を経過する日まで公表することとしたこと（規則第4条の5の2、第4条の5の3等）。

公表方法については、インターネットその他の適切な方法により公表することとされており、幅広い関係者が当該情報にアクセスできるようにするという視点からは、原則としてインターネットを利用する方法が望ましいこと。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じてCD-ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどについては、「その他の適切な方法」による公表に該当するものであること。

##### 3 経過措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)による改正前の法第8条第1項等の許可又は届出に係る廃棄物処理施設については、当該施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受け、又は届出をするまでの間は、維持管理に関する情報を公表する改正規定のうち、維持管理に関する計画を公表する部分については適用しないこととしたこと(改正法附則第4条)。

(出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）による改正前の法第8条第1項等の許可又は届け出にかかる廃棄物処理施設については、当該施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、当該施設については、変更の許可を受け、又は届出をするまでの間は、維持管理に関する情報を公表する改正規定のうち、維持管理に関する計画を公表する部分については適用しない旨が定められている。そのため、当該通知に基づき、法令の改正以前の施設は維持管理計画を公表していない。

現状の取り扱いは、法令・通知に基づいたものであり問題はない。しかし、改正以前の施設については、維持管理計画が公表されていないため、新潟市 HP 上では計画が無いかなのような外観となっている。

一方、実際には法令改正以前の施設であっても、維持管理計画等を制定し、計画に基づき維持管理を行っている。このような実務を踏まえ、維持管理計画を開示することの意義を考えれば、経過措置により維持管理計画を開示していない施設についても開示することが望ましいと考える。

廃棄物処理施設の維持管理計画については、新潟市として適切な維持管理を行っていることを説明するために、法令・通知上必須とされていない施設であっても、積極的な開示を検討することが望ましい。

#### 意見 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)による改正前の廃棄物処理施設について、維持管理計画を公表していない現状の取り扱いは、法令・通知に基づいたものであり問題はない。しかし、改正以前の施設については、維持管理計画が公表されていないため、新潟市 HP 上では計画が無いかなのような外観となっている。

一方、実際には法令改正以前の施設であっても、維持管理計画等を制定し、計画に基づき維持管理を行っている。このような実務を踏まえ、維持管理計画を開示することの意義を考えれば、経過措置により維持管理計画を開示していない施設についても開示することが望ましいと考える。

廃棄物処理施設の維持管理計画については、新潟市として適切な維持管理を行っていることを説明するために、法令・通知上必須とされていない施設であっても、積極的な開示を検討することが望ましい。

#### ② 赤塚埋立処分地の測定結果の取り扱いについて

新潟市の HP では、第4赤塚埋立処分地の維持管理記録が公表されているが、当該記録では、周辺地下水での測定値においてヒ素が基準値を超えている。しかし、この点に

ついて市としては、土壌などの自然的要因によるものだと考えられる旨の説明にとどまっている。

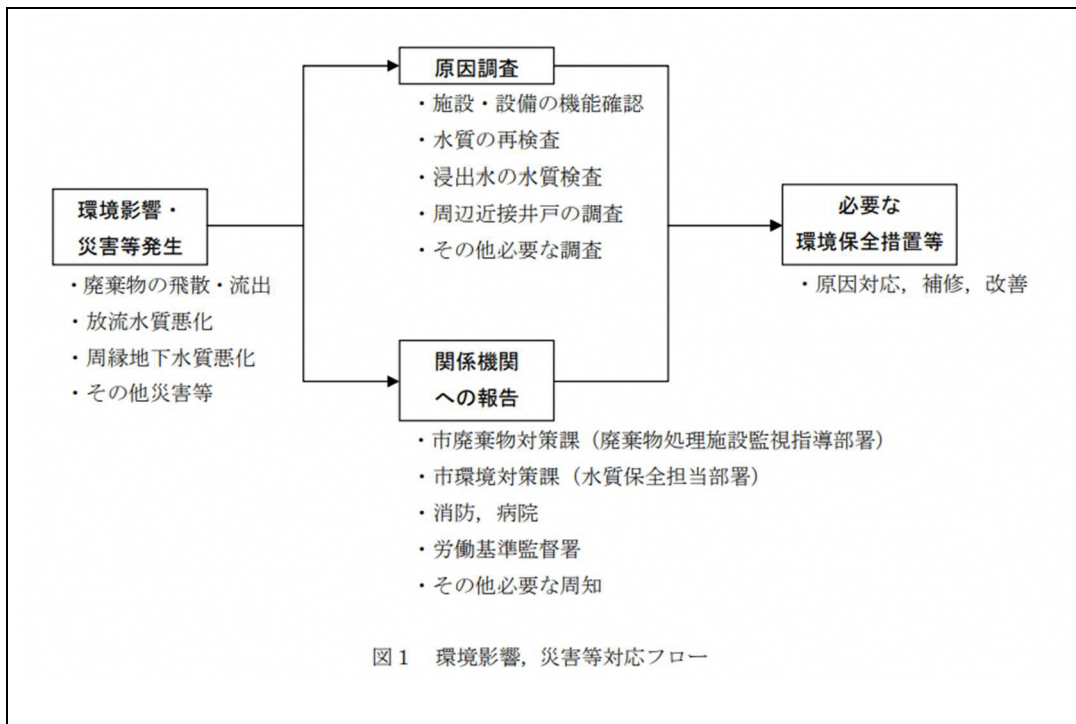
施設名 : 第4赤塚埋立処分地			
採取日 : 5月15日			
測定結果取得日 : 6月1日			
■採水場所：周縁地下水①			
測定項目	単位	基準値	測定結果
砒素	mg/L	0.01 以下	0.079 (※)
■採水場所：周縁地下水②			
測定項目	単位	基準値	測定結果
砒素	mg/L	0.01 以下	0.10 (※)
■採水場所：周縁地下水③			
測定項目	単位	基準値	測定結果
砒素	mg/L	0.01 以下	0.24 (※)
■採水場所：周縁地下水⑥			
測定項目	単位	基準値	測定結果
砒素	mg/L	0.01 以下	0.079 (※)
※ 土壌などの自然的要因によるものと考えられる。			

(出典：「2023年度 周縁地下水の水質測定結果」を監査人が抜粋して加工)

一方、「第4赤塚埋立処分地 維持管理計画書」では、「(2) 公共用の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項」にて、放流水及び地下水の水質検査の結果、基準値超過や異常値などの水質の悪化が認められる場合は、原因の調査をするとともに、関係機関へ報告を行い、必要な環境保全措置を講ずる旨が定められている。

(2) 公共用の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- 4) 放流水及び地下水の水質検査の結果、基準値超過や異常値などの水質の悪化が認められる場合は図1に示すフローのとおり、原因の調査をするとともに、関係機関へ報告を行い、必要な環境保全措置を講ずる。



(出典：「第4赤塚埋立処分地 維持管理計画書」抜粋)

## 意見 12

第4赤塚埋立処分地の維持管理記録では、周辺地下水での測定値においてヒ素が基準値を超えている。しかし、この点について新潟市としては、土壌などの自然的要因によるものだと考えられる旨の説明にとどまっている。

現状の説明では、新潟市として適切な対応をとっているのか、基準値を超えていることが問題ないのかといった判断ができない状況になっているため、基準値を超えているという事実がある以上は、新潟市として、当該事実に対してより明瞭な説明をすることが望ましい。

### ③ 廃棄物処理施設の委託業者モニタリング方針について

新潟市の廃棄物処理の各施設の大部分は、特殊な設備であることからプラントメーカーとの継続的な運転管理等の委託契約をせざるを得ない状況であり、プラントメーカー独自の技術や情報、ノウハウ等を考慮すると、安定的な稼働を重視する廃棄物処理施設については簡単に代替業者への変更や自前での運営等は困難なケースが多い。そのため、一者随意契約での委託契約が長期となる、もしくはその他の契約方法であっても委託契約が長期にわたることが多い。しかし、委託契約であるということから、指定管理者のような評価等は行われておらず、委託業務が履行されたかどうかの主眼がおかれている。

また、委託業者へ任せられる事項が多くなれば多くなるほど、委託業者との情報格差が大きくなる一方、委託業者の業務に対する深い理解が必要となる。そのため、委託業者の



モニタリングをするには、専門的な知識と経験を有する人材が必要不可欠となる。

委託契約が長期になっており、かつ容易に変更はできない以上、今後の施設運営や委託業者の業務改善、さらに次期委託内容などに反映させることによる、施設のより良い管理運営と利用者へのサービスの向上のためには、モニタリングの重要性は高いと考えられる。現状は、委託業務の仕様書に基づく委託契約の履行の検査を実施しているが、委託業者の業務評価については、その方針は各施設に任されている状況であり、循環社会推進課として具体的な方針等は示していない。この点、「物品等契約事務の手引き」第3章第8節では、業務委託契約に関する業務評価に関する記載もあり、廃棄物処理施設の運営に関する業務委託の特殊性に鑑みても積極的な業務評価をすることが望ましいと考える。

### (3) 検査調書、業務評価

検査を実施したら検査調書を作成します。財務会計システム「契約管理」の検査検収に、検査職員、検査費、検査結果、下表の区分による評点を入力、更新し、検査調書を出力します。「歳出管理」で経費執行を伺っている契約の場合は、文例書式集に掲載している見本を参考に検査調書を作成します。

ただし、工事請負契約は250万円、その他の契約は50万円以下の場合、請求書又は支出命令書、経費執行伺書兼支出命令書に検査した旨を記載することで検査調書に代えることができます。

[表] 評価区分

評点	基準
1	物品の品質、納入などで仕様を超える成果があった
2	仕様書により仕様どおりの成果を得た
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た
5	仕様を達成できなかった

(出典：「物品等契約事務の手引き」 抜粋)

また、業務評価も含めた委託業者のモニタリングには、専門的な知識と経験が必須であり、そのような人材の育成・確保は容易ではなく計画的に行うことが必要であると考えられる。

そのため、廃棄物処理施設の運営に関する業務委託のような、長期化かつ代替可能性が低い、そして専門的な知識と経験を有する人材が必要となる委託契約については、委託業者の業務評価やモニタリング人材の育成・技術継承の確保を含めた職員配置とすることが望ましい。

## 意見 13

新潟市の廃棄物処理施設の運転管理等の業務は、同一業者との委託契約が長期にわたって行われているケースがあるものの、委託契約であるということから、指定管理者のような評価等を行われておらず、委託業務が履行されたかどうかにかんして主眼がおかれている。

業務評価も含めた委託業者のモニタリングには、専門的な知識と経験が必須であり、そのような人材の育成・確保は容易ではなく計画的に行うことが必要であると考えられる。

そのため、廃棄物処理施設の運転管理等に関する業務委託のような、長期化かつ代替可能性が低い、及び専門的な知識と経験を有する人材が必要となる委託契約については、委託業者の業務評価やモニタリング人材の育成・技術継承の確保を含めた職員配置とすることが望ましい。

### 4 新田清掃センター

#### (1) 主な業務内容

- 管理係

- 廃棄物処分費用に関する事項
- 白根環境事業所に関する事項
- 処分地管理事務所に関する事項

- 施設係

- 廃棄物処理施設（破碎施設を含む。）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
- 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項

#### (2) 施設概要

##### ① 施設の役割

- 焼却施設

収集された燃やすごみ、直接搬入される可燃ごみと破碎施設で選別された可燃残渣の焼却処理を行っている。

また、高温の排ガスの熱エネルギーを廃熱ボイラーで回収して蒸気をつくり、この蒸気をタービン発電機に送り施設内の電力を賄うとともに、給湯の熱源に使用するほか、破碎施設及び隣接する温浴施設（アクアパークにいがた）へ電気、蒸気を供給している。

平成20年7月から、老朽化した旧焼却施設の更新を行い、平成23年12月か

ら新焼却施設の試運転を開始、平成24年4月に供用開始した。

- 余熱利用施設

新潟市ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）は、新田清掃センターから発生する余熱を利用した温浴施設。

焼却施設の余熱は大切なエネルギーの一つである。環境保全やごみ処理事業の市民理解とイメージアップを図り、市民に愛される施設である。

- 破碎施設

収集された燃やさないごみ及び粗大ごみ、直接搬入される不燃ごみの破碎選別処理を行い、金属類の回収による資源の再利用と可燃物の焼却による埋立処分地の延命化を目的として平成12年4月より稼動している。

また、特定5品目として収集された廃乾電池・蛍光管の一時保管と資源化施設への処理委託、廃スプレー缶類の処理を行なっている。

- 缶選別施設（資源再生センター）

資源再生センター（エコプラザ）の啓発部門が平成23年度から指定管理者制度を導入したことに伴い、同センターの缶選別施設の移管を受け、資源として回収している飲食用缶の選別処理を行っている。

令和6年度より飲食用缶処理の民間委託化に伴い、令和6年3月31日をもって施設を廃止した。

② 施設の概要

- 焼却施設

所在地	新潟市西区笠木3644番地1	
敷地面積	52,436 m <sup>2</sup>	
建築面積	6,505 m <sup>2</sup>	
延床面積	11,934 m <sup>2</sup>	
処理方式	ストーカ ※灰溶融炉廃止 R4.1	
処理能力	焼却炉：330 t / 24 h （110 t / 24 h × 3 炉）	
事業費	13,206,585 千円	
	財源内訳	
	循環型社会形成推進交付金	4,811,359 千円
	起債	7,280,300 千円
	一般財源	1,114,926 千円

工 期	着工 平成20年 7月 1日 竣工 平成24年 3月31日
設計施工	JFE環境ソリューションズ株式会社

- 破碎施設

所在地	新潟市西区笠木3644番地1						
敷地面積	52,436 m <sup>2</sup> (焼却施設と同敷地)						
建築面積	4,932 m <sup>2</sup>						
延床面積	7,970 m <sup>2</sup>						
処理方式	縦型高速回転式細破碎機 二軸低速回転式粗破碎機						
処理能力	170t/5h (85t/5h×2系 縦型高速) (5t/5h×1系 二軸低速)						
事業費	8,097,000 千円						
	財源内訳 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">3,981,470 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">起債</td> <td style="text-align: right;">3,820,000 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一般財源</td> <td style="text-align: right;">295,530 千円</td> </tr> </table>	国庫補助金	3,981,470 千円	起債	3,820,000 千円	一般財源	295,530 千円
国庫補助金	3,981,470 千円						
起債	3,820,000 千円						
一般財源	295,530 千円						
工 期	着手 平成 9年 7月 3日 竣工 平成12年 3月15日						
設計施工	株式会社 荏原製作所						

- 缶選別施設 (資源再生センター)

所在地	新潟市東区下木戸3丁目4番2号 (啓発施設含む)				
敷地面積	6,452 m <sup>2</sup>				
建築面積	2,292 m <sup>2</sup>				
延床面積	4,050 m <sup>2</sup>				
処理方式	機械選別 (スチール・アルミ缶)・圧縮				
処理能力	60t/5h (30t×5h×2系) (全体) 21t/5h (10.5t×5h×2系) (内缶処理能力)				
事業費	2,403,085 千円				
	財源内訳 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">1,158,550 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">起債</td> <td style="text-align: right;">1,002,200 千円</td> </tr> </table>	国庫補助金	1,158,550 千円	起債	1,002,200 千円
国庫補助金	1,158,550 千円				
起債	1,002,200 千円				

	一般財源	242,335 千円
工 期	着手 平成 6 年 10 月 3 日 竣工 平成 8 年 3 月 15 日	
設 計 施 工	株式会社 新潟鐵工所	

### (3) 個別検出事項

#### ① 長期にわたる一者随意契約について

新田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。

これは、平成 20 年に、新潟市内で蛍光管をリサイクルできる唯一の民間施設が稼働したということが大きい。当該施設は未破碎の蛍光管を処理装置に投入することで、水銀を完全に回収することも可能な、新潟市全域の発生量を処理する十分な能力を備えている施設であった。また、大気中に水銀が漏れない機器を導入しており、作業環境及び工場周辺環境へ悪影響を及ぼさない処理方法であった。それ以前は、より遠隔地の施設への運搬が必要だったことから、運搬費の削減が可能であったことや新潟市内唯一の業者であったということからは、当時は合理性があったものと考えられる。

しかし、令和 5 年においても同様の理由で一者随意契約を継続しており、根拠条文は「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号」のその性質又は目的が競争入札に適しないものとされている。

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(以下略)

(出典：「地方自治法施行令」)

新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。

## 4 留意すべき事項

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。あくまで、例外であることを十分認識し、法令等に基づき適正に行わなければならない。

また、法令等は相手方の選定方法について特例を定めたものであるとともに、不利な条件（割高な価格等）による契約の締結を許容したものではなく、有利な価格によって契約を締結することは、すべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

このことから、随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない。

#### （１）根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにしなければならない。

#### （２）有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴取し、原則として最も有利な価格で見積った者を契約の相手方に決定するが、価格の有利性よりも優先される事由がある場合は、その内容を具体的に説明しなければならない。単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない。

※随意契約は、見積書の提出が契約の申込みに当たり、市が承諾することによって契約が成立することとなる。相手方の決定においては、必ずしも価格のみによらず、他の要素を含めて、最も有利な条件を提示したものを契約の相手方として決定できるとされている。しかし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしなければならない。

（出典：「随意契約ガイドライン」抜粋）

また、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。

#### 《留意点》

- 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- 業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

(出典：「随意契約ガイドライン」抜粋)

この点、令和5年度の契約を締結するにあたり、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。平成20年当初からはかなりの期間が経過しており、調べたところ、蛍光管のリサイクルが可能としている業者は新潟市にも存在していることが確認できた。そのため、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。

「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。

なお、市は上記の指摘を受け、他のリサイクル業者へリサイクル内容の確認を行った。その結果、他のリサイクル業者では新潟市が求める仕様でのリサイクルは行えず、他の業者と比較検討を行っていたとしても、結果としては、現状の業者との一者随意契約とならざるを得なかったことは付記する。

#### 指摘 5

新田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討されているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。

しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。

この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。

「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。

#### ② 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

(備品の整理)

第38条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいもの

については、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

(備品の管理)

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

(出典：「新潟市物品管理規則」抜粋)

新田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### 指摘 6

新田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### ③ 委託料の減額に関する契約書と実務について

焼却場施設整備・運営事業にかかる運営委託契約において、契約書上計画外の運転停止等により、施設の全部または一部が運転を停止した場合には、処理委託費のうちの固定費を減額する旨が定められている。そして、当該費用の減額にかかる計算は契約書の別紙にて「(減額) = (1日当たりの固定費：円/日) × (減額率：%) × (停止日数：日)」と定められており、減額率は停止期間が「15日以内」の場合 0%、「15日超、60日以内」の場合 10%等、と停止期間が伸びる毎に減額率が上昇する旨で定められている。



## 固定費の減額

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により、本件処理施設の全部又は一部の運転を停止した場合（甲の指示により停止した場合を含む）、停止した期間に相当する処理委託費のうちの固定費を、以下の基準に基づき減額する。

## 1. 削減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (\text{1日当たりの固定費：円/日}) \times (\text{減額率：\%}) \times (\text{停止日数：日})$$

ただし、「1日当たりの固定費：円/日」とは、年間の固定費を当該年度の日数で除した額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

## 2. 減額率

状態	停止期間	減額率
1 炉停止	「15 日以内」の場合	0%
	「15 日超, 60 日以内」の場合	10%
	「60 日超, 180 日以内」の場合	30%
	「180 日超」の場合	50%
2 炉停止	「7 日以内」の場合	0%
	「7 日超, 60 日以内」の場合	30%
	「60 日超」の場合	50%
3 炉停止	「5 日以内」の場合	0%
	「5 日超」の場合	50%

（出典：「運営契約書」別紙）

令和5年度において、1炉の計画外の運転停止が16日間発生していた。

別紙記載に基づき検討すると、停止期間が16日であるため、減額率は10%となる。

削減額の算定式にあてはめると、

$$(\text{減額}) = (\text{1日当たりの固定費：円/日}) \times (\text{減額率：10\%}) \times (\text{停止日数：16日})$$

となることから、1日当たりの固定費あたり減額率10%で16日分の減額が必要になると解釈することができる。しかし、実際の削減額は、1日当たり固定費の10%相当額1日分であった。

この点、新潟市の担当者に確認したところ、契約の趣旨としては停止期間が15日までは減額が生じず、15日超の場合、16日以降から減額を加算していくという考え方であるとのことであった。当該回答を踏まえると、例えば削減額の算定方法として、「(1日当たり削減額) = (1日当たりの固定費：円/日) × (減額率：%)」として、総額は当該金額の累積額とするといった旨の記載とするなど、解釈が一意的となるような記載とすることが考えられる。

現状の契約書における別紙の記載は、固定費の減額に関する実務と違う解釈ができる余地があるため、記載を見直すことが望ましい。

#### 意見 14

焼却場施設整備・運営事業にかかる運営委託契約において、契約書上計画外の運転停止等により、施設の全部または一部が運転を停止した場合には、処理委託費のうちの固定費を減額する旨が定められている。

しかし、現状の契約書における、削減額を算定する方法が記載されている別紙の記載は、実際に削減される金額とは違う計算となる余地がある。

現状の契約書における別紙の記載は、固定費の減額に関する実務と違う解釈ができる余地があるため、記載を見直すことが望ましい。

### 5 白根環境事業所

#### (1) 主な業務内容

- 廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
- 廃棄物処分費用に関する事項
- 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項

#### (2) 施設概要

##### ① 施設の役割

- 白根グリーントワー

焼却施設の統廃合により白根グリーントワー焼却施設は平成23年度末をもって廃止された。

平成24年度からは、破碎施設について中継施設化に必要な設備改修を行い、運

転を継続していたが、破碎施設の統廃合により平成30年度末をもって廃止となった。

直接搬入される可燃・不燃・粗大ごみは、一時保管後、新田清掃センター及び市内他施設へ運搬している。

資源物は、白根で受け入れた後、資源物の種類ごとのルート（選別、民間リサイクル業者へ搬出）で処理を行っている。

- 白根埋立処分地

白根第3埋立処分地は、平成25年3月で最終覆土を完了した。平成25年4月から一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に基づく水質検査を行い、令和3年3月23日付で廃止となった。

- 白根し尿処理場

平成24年度からの巻処理センター稼働にあわせ、白根し尿処理場へのし尿等の搬入は平成23年度末で終了した。平成24年度4月以降は、残留物等の処理を行い、貯留槽等清掃終了後の平成24年8月3日付で施設を廃止した。

② 施設の概要

- 白根グリーンタワー（搬入ごみの受入れ中継施設）

所在地	新潟市南区鍋潟640番地1	
敷地面積	6,892 m <sup>2</sup>	
建築面積	1,743 m <sup>2</sup>	
延床面積	3,174 m <sup>2</sup>	
焼却施設	H23年度末廃止	
破碎施設	H30年度末廃止	
事業費	787,950 千円	
	財源内訳	
	国庫補助金	233,390 千円
	起債	479,500 千円
	一般財源	75,060 千円
工期	着手 平成 3年12月 3日	竣工 平成 6年10月31日
設計施工	株式会社クボタ	
備考	廃止した焼却施設と破碎施設は一体 H30年度末をもってごみの受入れ中継施設となった。	

### (3) 個別検出事項

#### ① 廃止施設の方針策定について

白根環境事業所の白根グリーンタワーでは、搬入ごみの受入れ中継施設として燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみや枝葉・草の自己搬入の受け入れ、古紙、古布・古着の拠点回収を行っているが、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。設立は平成6年10月であり焼却施設の廃止は平成24年3月と、施設が古いばかりでなく、施設の廃止からも相当な年数が経っている。建物自体は現状使用可能で、その一部は受入れ中継業務の作業場として使用しているが、焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。

白根環境事業所としても、解体撤去の要望を出してはいるものの、施設の解体撤去には多額のコストが生じる上に、市の予算策定上の優先度からも具体的には進んでいない。

まったく使用していない設備とはいえ、消防設備や電気設備の維持管理費用も発生している。また、焼却設備等が腐食してきており、依然として建物を使用していることから安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体撤去をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、方針を策定の上、計画的に進めていくべきである。

#### 意見 15

白根環境事業所の白根グリーンタワーは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。

まったく使用していない設備とはいえ、消防設備や電気設備の維持管理費用も発生している。また、焼却設備等が腐食してきており、依然として建物を使用していることから安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体撤去をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、方針を策定の上、計画的に進めていくべきである。

#### ② 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

##### (備品の整理)

第38条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいもの

については、他の適当な表示方法によってこれにかえることができる。

(備品の管理)

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

(出典：「新潟市物品管理規則」抜粋)

白根環境事業所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### 意見 16

白根環境事業所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### ③ 持ち込み手数料に関する回収事務について

白根環境事業所では、ごみの自己搬入を受け入れており、ごみを持ち込みされた場合には手数料を受け取る事となっている。ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日と祝日は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っている。

現状においても土曜祝日は委託業者に回収事務を任せており、委託事業者の回収事務の適切性については、証票との照合が行われていることから実務上不都合は生じていない。そのため、平日と土曜祝日とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。

委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。

## 意見 17

白根環境事業所では、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日と祝日は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜祝日とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。

委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。

### ④ 枝葉・運搬処理の委託業務に関するモニタリングについて

枝葉・運搬処理の委託業務については、年間の処理にかかる単価契約を行い、実際の枝葉の処理量に応じて委託料が発生する。その処理量に関しては、白根環境事業所の重量計では計測できないことから、委託業者が量った結果をもとに支払事務がなされているが、新潟市としてはその計測量の適切性を検証できていない。

委託業者の計測結果や請求に問題等は発見されていないが、現在の運用上、処理量を上乗せするなどの不正は実施可能である。そのため、そのような不正が行われていないかの検証や、業者に対する牽制を働かせる意味でも、不適切な請求が行われていないかという新潟市のモニタリングの仕組みは必要と考える。例えば、枝葉の持込量は白根環境事業所でも把握しているが、基本的には事業者の処理量と持込量は整合することが想定されるため、その乖離状況をモニタリングするといったことが考えられる。

## 意見 18

枝葉・運搬処理の委託業務について、その処理量に関しては、白根環境事業所の重量計では計測できないことから、委託業者が量った結果をもとに支払事務がなされているが、新潟市としてはその計測量の適切性を検証できていない。

委託業者の計測結果や請求に問題等は発見されていないが、現在の運用上、処理量を上乗せするなどの不正は実施可能である。そのため、そのような不正が行われていないかの検証や、業者に対する牽制を働かせる意味でも、不適切な請求が行われていないかという新潟市のモニタリングの仕組みは必要と考える。

## 6 赤塚処分地管理事務所

### (1) 主な業務内容

- 赤塚埋立処分地及び小平方埋立処分地の管理運営に関する事項
- 廃棄物処分費用に関する事項

## (2) 施設概要

### ① 施設の役割

#### ● 赤塚埋立処分地

ごみの種類としては、主に新田清掃センター、亀田清掃センター、豊栄環境センターの焼却施設より搬出される焼却残渣（焼却灰・固化灰）や破碎処理施設で中間処理された処理残渣（破碎不燃物・破碎不適物）、また道路や側溝等から回収された側溝汚泥など焼却・破碎処理ができない不燃物の埋立処分を行っている。そのほか、市民の自己搬入ごみ（焼却・破碎以外）や平成20年6月の新ごみ減量制度の開始により資源として回収することとなった「枝葉・草」の一時保管場所として受入を行っている。

平成24年3月末で、第3赤塚埋立処分地の埋立を完了、平成24年4月から第4赤塚埋立処分地の供用を開始した。

令和5年3月末をもって太夫浜埋立処分地が終了したことに伴い、令和5年4月から太夫浜埋立処分地処理量を当埋立処分地に搬入している。

### ② 施設の概要

#### ● 第4赤塚埋立処分地

所在地	新潟市西区東山123番地1
敷地面積	138,699 m <sup>2</sup>
埋立面積	99,600 m <sup>2</sup>
埋立容量	492,000 m <sup>3</sup>
浸出水 処理施設	処理能力 320 m <sup>3</sup> /日
	処理方式 流入調整+カルシウム除去+生物処理 +砂ろ過+消毒
事業費	4,348,620 千円
	財源内訳 交付金 1,275,655 千円 起債 2,554,700 千円 一般財源 518,265 千円
工期	着手 平成20年12月19日
	竣工 平成24年3月15日
設計施工	大成・本間・五十嵐・近藤・荏原 特定共同企業体

### (3) 個別検出事項

#### ① 委託業務の発注単位について

赤塚処分地管理事務所では令和5年度において、第3赤塚埋立処分地除草業務、第4赤塚埋立処分地除草業務をそれぞれ指名競争入札により別の業者に委託している。第3赤塚埋立処分地と第4赤塚埋立処分地は、道路は挟んでいるものの、距離的には隣接している状況にある。

新潟市の民間事業者への委託においては、地元の事業者に対して公平に受注機会を与えるという目的もあることから、業務をまとめて発注単位を大きくすることは必ずしも適切とは言えない側面がある。一方で、発注単位を細分化することは、新潟市職員の入札等の事務負担を増大させることにつながるとともに、委託業者の効率的な業務を阻害することで割引等の機会を失い、結果としてコストの削減ができずに割高な委託となってしまうリスクがある。一般的には、業務の規模が大きくなることで固定費の負担を小さくできることや、業務の効率化の余地が大きくなることから、より割引価格での契約ができるものと期待される。以上を踏まえると、委託業務の発注単位を大きくすることと細分化することは、どちらもメリットとデメリットがあると考えられる。

そのため、発注単位について分割すべきなのか統合すべきなのかといった判断の指針を定めることが必要と考える。また、除草業務以外の現状行われている委託業務についても、発注単位が適切かどうかについて見直しをすることが望ましい。

#### 意見 19

赤塚処分地管理事務所では令和5年度において、第3赤塚埋立処分地と第4赤塚埋立処分地は道路を挟んで隣接しているが、除草業務をそれぞれ指名競争入札により別の業者に委託している。

委託業務の発注単位を大きくすることと細分化することは、どちらもメリットとデメリットがあると考えられる。

そのため、発注単位について分割すべきなのか統合すべきなのかといった判断の指針を定めることが必要と考える。また、除草業務以外の現状行われている委託業務についても、発注単位が適切かどうかについて見直しをすることが望ましい。

#### ② 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

##### (備品の整理)

第38条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいもの



については、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

(備品の管理)

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

(出典：「新潟市物品管理規則」抜粋)

赤塚処分地管理事務所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### 意見 20

赤塚処分地管理事務所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### ③ 固定資産台帳の不備について

新潟市では、固定資産台帳の整備にかかる背景と理由を以下のように説明しており、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。

地方分権の進展に伴い、自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められるなか、行政サービスの提供に要する歳入・歳出予算や起債残高を示すだけでなく、資産や負債などの状況を正確に把握し、市民に公開したうえで財務運営を進めていく必要があります。

本市では、平成 19 年度決算分から「総務省方式改訂モデル」で財務書類を作成していますが、「新潟市行政改革プラン 2010」ではより正確な「基準モデル」へ移行することとし、平成 24 年度決算において施行実施、平成 25 年度決算から本格実施することになりました。

「総務省方式改訂モデル」は、総務費、民生費などの行政目的別に減価償却され、本来の施設別の減価償却が把握できないなど、正確な資産管理のための精度が十分とは言えません。

「基準モデル」は、固定資産の台帳整備を一括して行い、速やかに精緻な資産計上を行うことができ、正確な新潟市のストックの状況や、当該年度における行政サービスの提供に要したコストを将来の負担を含めた形で把握することが可能となります。

また、「新潟市行政改革プラン 2013」では、新たな公会計による財務情報を予算編成に活用するなど財務運営、財産経営の推進を行うこととしています。このためにも、資産の大部分を占める固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠です。

(出典：「固定資産台帳整備に係る Q&A」(新潟市財産活用課) 抜粋)

この点、固定資産台帳における赤塚処分地管理事務所の資産を確認したところ、車両について、車両台帳に登録されているものの、固定資産台帳に登録されていないものが散見された。

固定資産台帳の整備をするには資産ごとに情報の収集方法が異なるが、車両に関しては固定資産台帳とは別に管理されている車両台帳を契約課から財産活用課へ情報を提供し、財産活用課にて毎年6月に更新作業が行われる。車両台帳は赤塚処分地管理事務所管理されているが、固定資産台帳については更新業務が財産活用課において行われることから赤塚処分地管理事務所の管理外となっている。

車両台帳に登録されているものの、固定資産台帳に登録されていない車両について不整合の原因を確認したところ、車両台帳には適切に情報が反映されていることから、財産活用課の固定資産台帳の更新ミスが考えられるとのことである。

適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。

#### 指摘 7

新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における赤塚処分地管理事務所の資産を確認したところ、車両について、車両台帳に登録されているものの、固定資産台帳に登録されていないものが散見された。

適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。

## 7 亀田清掃センター

### (1) 主な業務内容

- 管理係
  - 廃棄物処分費用に関する事項
  - 新津クリーンセンターに関する事項
  - 亀田清掃センター附属施設に関する事項
  - 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
  
- 施設第1係
  - 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
  - 亀田清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施工に関する事項
  - 廃棄物処理施設の調査に関する事項
  - 亀田一般廃棄物処理場に関する事項
  - 太夫浜埋立処分地及び横越埋立処分地に関する事項
  
- 施設第2係
  - 廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の運営に関する事項

### (2) 施設概要

#### ① 施設の役割

- 亀田清掃センター：一般廃棄物焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設

昭和46年4月1日に新潟市、亀田町、黒埼村及び横越村の1市1町2村で新潟地区広域清掃事務組合が設立され、昭和50年11月にごみ処理施設（130t/24h×3炉）と粗大ごみ処理施設（処理能力75t/5h）が建設された。その後施設の老朽化に伴い、平成9年3月にごみ焼却能力（130t/24h×3炉）、粗大ごみ処理能力（50t/5h）で建替更新された。平成17年3月21日の市町村広域合併により新潟地区広域清掃事務組合は解散し、施設は新潟市に移管される。

平成24年7月から平成28年3月に掛けて基幹的設備改良工事を行い、主要な機器を更新して施設の延命化を行っている。

また、平成26年4月1日に粗大ごみ処理施設運転管理業務を全部、平成28年4月1日に焼却炉運転管理業務の一部を民間に委託している。

② 施設の概要

● ごみ処理施設

所在地	新潟市江南区亀田 1835 番地 1
敷地面積	65,114 m <sup>2</sup>
建築面積	10,207 m <sup>2</sup>
延床面積	24,329 m <sup>2</sup> (管理棟・計量棟・粗大施設含む)
処理方式	流動床 (全連続燃焼式焼却炉)
処理能力	390 t /24h (130 t /24h × 3 炉) 発電 5,500kW
建設費	23,116,972 千円
	財源内訳 国庫補助金 3,389,159 千円 起債 14,654,200 千円 一般財源 5,073,613 千円
用地費	547,827 千円 (粗大ごみと一体)
工期	着工 平成 5 年 6 月 1 6 日 竣工 平成 9 年 3 月 1 5 日
設計施工	株式会社荏原製作所

(ごみ焼却施設延命化による改良工事)

延命期間	令和 11 年度まで延命	
基幹改良内容	亀田清掃センター基幹改良工事 概要 (一部抜粋)	
	ごみ計量機	更新 2 基、増設 2 基
	ごみクレーン	トロリー、バケットの更新
	給じん装置	更新 (駆動機のインバータ化)
	焼却炉	改造 (低空気比運転、炉床緩慢化燃焼の実施)
	廃熱ボイラ	改造 (焼却炉改造に伴う高温腐食対策)
	バグフィルタ	更新 (ろ過面積の増量等による圧力損失低下)
	蒸気タービン	更新 (抽気タービンの採用) 発電電力 5,100kW ⇒ 5,500kW に変更
	各送風機	更新 (焼却炉改造に伴う風量の低減)
	電気計装	更新 (DCS、無停電電源装置、排ガス分析計)

	建築設備	更新（照明の LED 化、空調、中央管制装置）
延命経費	5,766,158 千円（うち工事費 5,240,160 千円）	
	財源内訳 国庫補助金 2,053,517 千円 起債 2,835,300 千円 一般財源 877,341 千円	
工期	着工 平成 24 年 7 月 2 日 竣工 平成 28 年 3 月 15 日	
設計施工	荏原環境プラント株式会社	

● 粗大ごみ処理施設（ごみ処理施設と一体）

所在地	新潟市江南区亀田 1835 番地 1	
敷地面積	65,114 m <sup>2</sup>	
建築面積	10,207 m <sup>2</sup>	
延床面積	24,291 m <sup>2</sup> （管理棟・焼却施設含む）	
処理方式	横型回転式破砕機 45 t / 5 h × 1 系（不燃性粗大ごみ） 剪断式破砕機 5 t / 5 h × 1 系（可燃性粗大ごみ）	
処理能力	50 t / 5 h	
建設費	3,123,078 千円	
	財源内訳 国庫補助金 704,149 千円 起債 1,944,600 千円 一般財源 474,329 千円	
用地費	547,827 千円（粗大ごみと一体）	
工期	着工 平成 5 年 6 月 16 日 竣工 平成 9 年 3 月 15 日	
設計施工	株式会社荏原製作所	

(3) 個別検出事項

① 長期にわたる一者随意契約について

亀田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。

これは、平成 20 年に、新潟市内で蛍光管をリサイクルできる唯一の民間施設が稼働

したということが大きい。当該施設は未破碎の蛍光管を処理装置に投入することで、水銀を完全に回収することも可能な、新潟市全域の発生量を処理する十分な能力を備えている施設であった。また、大気中に水銀が漏れない機器を導入しており、作業環境及び工場周辺環境へ悪影響を及ぼさない処理方法であった。それ以前は、より遠隔地の施設への運搬が必要だったことから、運搬費の削減が可能であったことや新潟市内唯一の業者であったということからは、当時は合理性があったものと考えられる。

しかし、令和5年においても同様の理由で一者随意契約を継続しており、根拠条文は「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」のその性質又は目的が競争入札に適しないものとされている。

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(以下略)

(出典：「地方自治法施行令」)

新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。

#### 4 留意すべき事項

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。あくまで、例外であることを十分認識し、法令等に基づき適正に行わなければならない。

また、法令等は相手方の選定方法について特例を定めたものであるとともに、不利な条件（割高な価格等）による契約の締結を許容したものではなく、有利な価格によって契約を締結することは、すべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

このことから、随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない。

##### (1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、施行令第167条の2第1項第1号から第9号まで

のどの号に該当するかを明らかにしなければならない。

## (2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴取し、原則として最も有利な価格で見積った者を契約の相手方に決定するが、価格の有利性よりも優先される事由がある場合は、その内容を具体的に説明しなければならない。単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない。

※随意契約は、見積書の提出が契約の申込みに当たり、市が承諾することによって契約が成立することとなる。相手方の決定においては、必ずしも価格のみによらず、他の要素を含めて、最も有利な条件を提示したものを契約の相手方として決定できるとされている。しかし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしなければならない。

(出典：「随意契約ガイドライン」抜粋)

また、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。

### 《留意点》

- 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- 業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

(出典：「随意契約ガイドライン」抜粋)

この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。平成20年当初からはかなりの期間が経過しており、調べたところ、蛍光管のリサイクルが可能としている業者は新潟市にも存在していることが確認できた。そのため、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。

「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。

なお、市は上記の指摘を受け、他のリサイクル業者へリサイクル内容の確認を行った。その結果、他のリサイクル業者では新潟市が求める仕様でのリサイクルは行えず、他の業者と比較検討を行っていたとしても、結果としては、現状の業者との一者随意契約と

ならざるを得なかつことは付記する。

#### 指摘 8

亀田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討されているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。

しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。

この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。

「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。

#### ② 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

##### (備品の整理)

第38条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

##### (備品の管理)

第55条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

(出典：「新潟市物品管理規則」抜粋)

亀田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存



在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### 指摘 9

亀田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### ③ 薬品保管の不備について

亀田清掃センターでは、業務上使用する薬品等については、日々記録をつけており、薬品の使用量のモニタリングを通じて、発注点の管理や異常の有無を監視している。

薬品の多くは施設のタンクで保管されているが、一部はキャビネットにて南京錠をかけて保管しているものがある。しかし、現場を確認したところ、当該南京錠が壊れていた。

薬品の施錠管理をしていたとしても、肝心の鍵が壊れているようであれば意味がない。適時適切に、鍵の交換等の対応を行うべきである。

#### 指摘 10

亀田清掃センターでは、薬品の一部はキャビネットにて南京錠をかけて保管しているものがある。しかし、現場を確認したところ、当該南京錠が壊れていた。

薬品の施錠管理をしていたとしても、肝心の鍵が壊れているようであれば意味がない。適時適切に、鍵の交換等の対応を行うべきである。

#### ④ 田舟の里の意義について

亀田清掃センターでは、亀田清掃センターの焼却の余熱を有効利用する温浴施設として「田舟の里」が設置されている。ここでは、入浴施設のほか、休憩所、多目的ホール（各種会議など）がリーズナブルな価格で利用可能である。

しかしながら、当該施設は亀田清掃センターの焼却の余熱を熱源として有効利用しているとはいえ、施設の維持管理費用が生じるとともに、施設の運営については指定管理者として民間事業者に担わせていることから一定の支出は発生しており、当該施設の運

営は赤字事業である。また、入浴施設、休憩所、多目的ホールといったサービスは、民間等でも代替可能である。

● 附属休憩所（田舟の里）

亀田清掃センター附属施設として平成 20 年度から指定管理者制度により委託

（施設）

所在地	新潟市江南区亀田 1835 番地 1
敷地面積	2,200 m <sup>2</sup>
建築面積	808 m <sup>2</sup>
延床面積	868 m <sup>2</sup>
構造等	鉄筋コンクリート造平屋建（給湯に余熱利用）
主要設備	①浴室 47.25 m <sup>2</sup> ×2（男女各1） ②浴槽 約 14 m <sup>2</sup> ×2（ジェットバス付） ③脱衣室 32.75 m <sup>2</sup> ×2 ④休憩室 156.6 m <sup>2</sup> （約 85 畳） ⑤多目的ホール 85.0 m <sup>2</sup> ⑥駐車場 60 台
建設費	347,966 千円
	財源内訳 起債 295,700 千円 一般財源 52,266 千円
工期	着工 平成 15 年 6 月 10 日 竣工 平成 15 年 11 月 25 日
設計施工	株式会社加賀田組

（利用形態）

開館時間	午前 9 時～午後 5 時 （入浴時間：午前 10 時～午後 4 時 30 分）
閉館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 祝日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日） 12 月 29 日～1 月 6 日
入館料	大人 200 円（中学生以上） 小人 100 円 回数券 11 枚/大人 2,000 円、小人 1,000 円

	多目的ホール 500 円(専用利用 1 時間につき)
--	----------------------------

(利用実績)

	入場者	使用料
令和元年度	51,425 人	8,293 千円
令和 2 年度	34,049 人	5,561 千円
令和 3 年度	41,102 人	6,720 千円
令和 4 年度	43,922 人	7,377 千円
令和 5 年度	48,836 人	7,899 千円

(指定管理料)

	指定管理料
令和元年度	27,997 千円
令和 2 年度	28,136 千円
令和 3 年度	26,519 千円
令和 4 年度	26,920 千円
令和 5 年度	27,438 千円

田舟の里は、旧新潟地区広域清掃事務組合が地元要望により建設した施設であるところ、地域住民を中心に依然として一定の利用者数もあり、必ずしも不要と結論づけられるものではない。

しかしながら、提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成 15 年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。

田舟の里の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。

意見 21

<p>田舟の里が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成 15 年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。</p> <p>田舟の里の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。</p>
--

⑤ 指定管理者の評価とその対応について

新潟市では、公の施設の管理運営について、政策的位置づけ等を明確にし、提供するサービスレベルの要求水準を定める「目標管理型」の評価制度を導入している。

1 目標管理型評価の概要

公の施設は、文化・スポーツ、福祉、産業、観光施設などの行政分野別の区分のほか、性質的な区分では、単なる施設管理中心的な施設から政策的な事業を実施している施設や、施設機能・事業における専門性の有無、施設規模、立地条件など多種多様なものが存在しています。

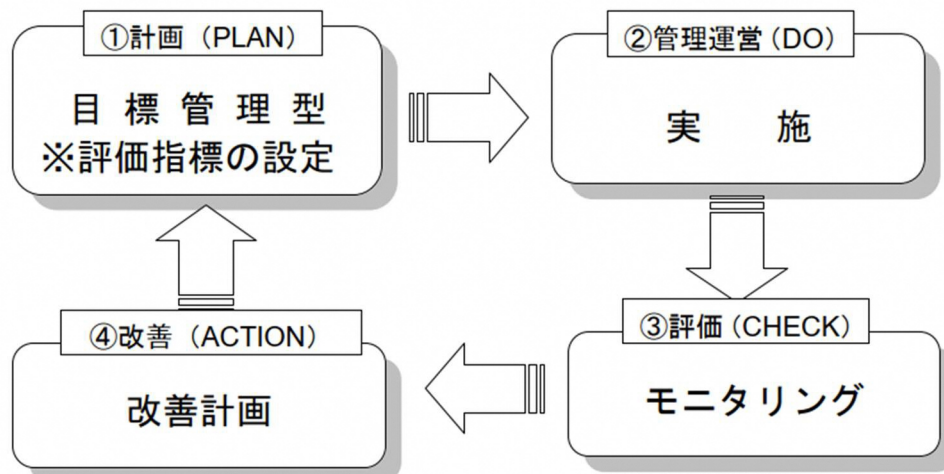
このため、評価にあたっては、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の管理運営に求められる理念、役割が、施設管理が主であるのか、事業実施（行政サービスの提供、事業振興、啓蒙啓発）が主であるかによって評価基準が異なるため、施設の特性を分析、把握し、体系化することが重要です。

具体的には、施設の設置目的を踏まえた上で、①施設運営に求められる理念、役割の明確化を行い、②その内容を具体的な目標値＝「評価指標」として提示することにより、施設利用者をはじめとした市民のみなさまに、当該施設のサービスレベルを保証するものを策定いたします。

施設の評価にあたっては、市民のみなさまに提示した目標値＝「評価指標」の内容が確実に実施、実行されたのか確認を行います。

評価の結果、未達成の項目については、改善計画を策定し、達成に向けた取り組みを行うこととなります。

これら一連の流れを図に示すと下図のようになります。



(出典：「公の施設目標管理型評価マニュアル（指定管理者施設用）」抜粋)

目標管理型評価は、①施設の管理運営に求められる理念、役割に基づき目標を設定し②管理運営を行い③施策や業務の達成状況を自ら評価し④評価結果を次年度の目標設定にフィードバックする、というPDCA（計画・管理運営・評価・改善）のマネジメントサイクルにより実施しており、施設の特性に応じた管理運営の目標を定め、サービスレベルの維持・向上を図っている。

亀田清掃センターでも田舟の里にかかる指定管理者の評価が行われているが、令和4年度、令和5年度で「C」評価となっている事項があったが、その対応が明確になっていない。

評価基準	
A	要求水準（＝評価指標）を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
B	要求水準（＝評価指標）が達成されている。
C	要求水準（＝評価指標）が達成されていない。

（出典：「公の施設目標管理型評価マニュアル（指定管理者施設用）」抜粋）

指定管理者の評価結果で「C」となった項目については、市としての改善要望等のコメントが付されている。しかしながら、指定管理者から提出されている事業計画書には、当該「C」項目に関する具体的な対応等は記載されておらず、市のコメント等に対してどのように対応するのかが不明である。

指定管理者の評価については、PDCA（計画・管理運営・評価・改善）のマネジメントサイクルにより実施すべきであり、評価結果で「C」となった項目については、事業計画書に適切に反映されているか確認する、連続で「C」評価となった場合には具体的な対応策を提示させるといった対応を検討すべきである。

## 意見 22

新潟市では、公の施設の管理運営について、政策的位置づけ等を明確にし、提供するサービスレベルの要求水準を定める「目標管理型」の評価制度を導入している。

しかし、亀田清掃センターでも田舟の里にかかる指定管理者の評価が行われているが、令和4年度、令和5年度で「C」評価となっている事項があったが、その対応が明確になっていない。

指定管理者の評価については、PDCA（計画・管理運営・評価・改善）のマネジメントサイクルにより実施すべきであり、評価結果で「C」となった項目については、事業計画書に適切に反映されているか確認する、連続で「C」評価となった場合には具体的な対応策を提示させるといった対応を検討すべきである。

⑥ 委託業者から入手すべき書類の未入手について

粗大ごみ処理施設運転管理業務委託契約について、一般仕様書で提出書類等の規定があり、各段階に提出すべき書類とその期日が定められている。

その中で、業務着手時に提出すべき書類として定められている書類の一部が提出されていないものが発見された。

委託事業者は、毎年継続的に契約している事業者であり、継続的に情報交換やコミュニケーションを図っていることから、実務的な問題等は生じていないが、適切な事務手続のために仕様書に基づく事務を遂行すべきである。

指摘 11

粗大ごみ処理施設運転管理業務委託契約について、業務着手時に提出すべき書類として定められている書類の一部が提出されていないものが発見された。

委託事業者は、毎年継続的に契約している事業者であり、継続的に情報交換やコミュニケーションを図っていることから、実務的な問題等は生じていないが、適切な事務手続のために仕様書に基づく事務を遂行すべきである。

⑦ 行政財産使用許可に関する使用料の徴収について

亀田清掃センターでは、亀田清掃センター敷地の一部について使用許可しており、使用許可期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までであったが、その使用料は年間額を年度ごとに徴収していた。

新潟市公有財産事務取扱要領において、行政財産の使用料は、使用許可をするときに一括して徴収することを原則とされており、複数年度分の使用許可を行う場合には初年度に許可期間分を一括で徴収する必要がある。

第4節 使用料の納付期限					
使用料は、使用許可をするときに一括して徴収することを原則とする（複数年度分の使用許可を行う場合は初年度に許可期間分を一括で徴収）。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。					
区分	金額		納付期限	条件等	条例の規定
3ヶ月(90日)以内	金額に関係なく一律		起算日から10日以内に全額徴収	使用(貸付)期間が満了する日を超えて定めることはできない。	財産条例第2条「一括徴収」
3ヶ月(90日)を超える	個人	年額又は金額が10万円未満	起算日から30日以内(1年を超える場合は4月30日)	/	財産条例第2条「特別の理由があると認められる場合」
	法人	年額又は金額が50万円未満			
	個人	年額又は金額が10万円以上	分割納付をすることができる。 第1回 4月30日 第2回 7月31日 第3回 10月31日 第4回 1月31日		
	法人	年額又は金額が50万円以上			
				初回の納付期限は起算日から30日以内とする。ただし、次回の納付期限との間隔が30日以上ない場合は、初回と次回の分をまとめて起算日から30日以内に納付期限を定める。	

そのため、新潟市公有財産事務取扱要領に基づき、初年度に一括徴収すべきである。

指摘 12

亀田清掃センターでは、亀田清掃センター敷地の一部について使用許可しており、使用許可期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までであったが、その使用料は年間額を年度ごとに徴収していた。

新潟市公有財産事務取扱要領において、行政財産の使用料は、使用許可をするときに一括して徴収することを原則とされており、初年度に一括徴収すべきである。

8 新津クリーンセンター

(1) 主な業務内容

- 廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項

- 廃棄物処分費用に関する事項
- 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項

(2) 施設概要

① 施設の役割

- 新津クリーンセンター：中継施設

新津クリーンセンターはごみ処理施設とし尿受入施設があり、平成 17 年 3 月 21 日の市町村広域合併により、旧新津市から新潟市に移管、平成 28 年度に亀田清掃センターへ所管替になった。

ごみ処理施設は平成 7 年 12 月に、焼却施設と粗大処理施設が竣工し、粗大処理施設は、平成 9 年 4 月に運転を民間委託した。ごみ処理施設は平成 16 年 4 月から准連運転から全連運転に移行したが、平成 27 年度末をもって、ごみの減量に伴う施設の統廃合により焼却・粗大施設とも廃止した。なお、平成 28 年度から自己搬入ごみを受入れ一時保管し、他の清掃センターへ運搬する中継施設として運営している。

新津浄化センターし尿受入施設は秋葉区で収集したし尿及び浄化槽汚泥を流域下水道終末処理場（新津浄化センター）で処理するための前処理施設であり、本施設の管理は新津浄化センターと同様に（公財）新潟県下水道公社に委託している。

平成 31 年 4 月に東処理センター、令和 3 年 11 月に阿賀北広域組合清掃センターの廃止に伴い、舞平清掃センターに搬入されているし尿・浄化槽汚泥の一部が搬入されることになった。

② 施設の概要

- ごみ処理施設（平成 28 年 4 月から中継施設として稼働）

所在地	新潟市秋葉区小口 1289 番地 1	
敷地面積	13,256 m <sup>2</sup>	
建築面積	2,368 m <sup>2</sup>	
延床面積	3,644 m <sup>2</sup> （管理棟部 958 m <sup>2</sup> ・工場棟部 2,686 m <sup>2</sup> ）	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(流動床式)	
処理能力	144 t /24h (72 t /24h× 2 炉)	
建設費	5,352,078 千円	
	財源内訳	
	国庫補助金	473,656 千円
	起債	3,703,200 千円
	一般財源	1,175,222 千円



用地費	76,724 千円(粗大ごみと一体)
工期	着工 平成 5 年 6 月 23 日 竣工 平成 7 年 12 月 9 日
設計施工	株式会社神戸製鋼所

● 粗大ごみ処理施設

所在地	新潟市秋葉区小口 1289 番地 1						
敷地面積	13,256 m <sup>2</sup>						
建築面積	2,368 m <sup>2</sup>						
延床面積	3,644 m <sup>2</sup> (管理棟部 958 m <sup>2</sup> ・工場棟部 2,686 m <sup>2</sup> )						
処理方式	不燃性粗大ごみ 20 t / 5 h (横軸回転衝撃式破碎機) 可燃性粗大ごみ 1 t / 5 h (剪断式切断機)						
処理能力	21 t / 5 h						
建設費	1,161,849 千円						
	財源内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">147,871 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">起債</td> <td style="text-align: right;">767,600 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一般財源</td> <td style="text-align: right;">246,378 千円</td> </tr> </table>	国庫補助金	147,871 千円	起債	767,600 千円	一般財源	246,378 千円
国庫補助金	147,871 千円						
起債	767,600 千円						
一般財源	246,378 千円						
用地費	76,724 千円(ごみ処理と一体)						
工期	着工 平成 5 年 6 月 23 日 竣工 平成 7 年 12 月 9 日						
設計施工	株式会社神戸製鋼所						

● し尿処理施設

所在地	新潟市秋葉区古田ノ内大野開 2 番地						
敷地面積	流域下水道終末処理場 (新津浄化センター) 内に設置						
建築面積	231.87 m <sup>2</sup>						
処理能力	54.6kl						
希釈倍率	15.9 倍 (し尿・浄化槽汚泥共)						
建設費	178,949 千円						
	財源内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">0 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">起債</td> <td style="text-align: right;">134,400 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一般財源</td> <td style="text-align: right;">44,549 千円</td> </tr> </table>	国庫補助金	0 千円	起債	134,400 千円	一般財源	44,549 千円
国庫補助金	0 千円						
起債	134,400 千円						
一般財源	44,549 千円						
工期	着工 平成 15 年 1 月 23 日						

	竣工 平成15年12月24日
設計施工	土木・建築 - 株式会社福田組 機械設備 - 株式会社大原鉄工所 脱臭設備 - 荏原実業株式会社 電気設備 - 神鋼電

### (3) 個別検出事項

#### ① 廃止施設の方針策定について

新津クリーンセンターでは、搬入ごみの受入れ中継施設として燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの自己搬入を受け入れているが、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。設立は平成7年12月であり、施設の廃止は平成28年4月と施設が古いばかりでなく、施設の廃止からも相当な年数が経っている。建物自体は現状使用可能で、その一部は受入れ中継業務の作業場として使用しているが、焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。

また、このほかにもし尿処理施設についても平成16年3月に廃止されているが、現状そのままにされており、老朽化が進んでいる。

新津クリーンセンターとしても、解体撤去の要望を出してはいるものの、施設の解体撤去には多額のコストが生じる上に、市の予算策定上の優先度からも具体的には進んでいない。

まったく使用していない設備とはいえ、維持管理費用も発生しているだけでなく、安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、計画を策定の上、計画的に進めていくべきである。

#### 意見 23

新津クリーンセンターは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。また、し尿処理施設についても廃止されているが、現状そのままにされており、老朽化が進んでいる。

まったく使用していない設備とはいえ、維持管理費用も発生しているだけでなく、安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、計画を策定の上、計画的に進めていくべきである。

## ② 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

(備品の整理)

第 38 条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

(備品の管理)

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

(出典：「新潟市物品管理規則」抜粋)

新津クリーンセンターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

## 意見 24

新津クリーンセンターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

## ③ 持ち込み手数料に関する回収事務について

新津クリーンセンターでは、ごみの自己搬入を受け入れており、ごみを持ち込みされた場合には手数料を受け取ることとなっている。ごみの持ち込み手数料については、平日は市の職員、土曜日や年末等は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っている。

現状においても土曜年末は委託業者に回収事務を任せており、委託事業者の回収事務の適切性については、証票との照合が行われていることから実務上不都合は生じていない。そのため、平日と土曜年末とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。

委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。

#### 意見 25

新津クリーンセンターでは、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日や年末等は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜年末とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。

委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。

#### ④ 一者随意契約の適切性について

令和5年度の自己搬入ごみ中継業務委託について、一者随意契約による契約がなされている。

一者随意契約の理由としては、契約先は、新潟市と合併する前の新津市の政策方針に基づき設立された法人であり、市職員の指導に基づき委託契約をしていた経緯があったことによる。また、廃棄物処理法施行令で定める、一般廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外のものに委託する基準も充足している。以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（目的または性質が競争入札に適しない）をあてはめ、一者随意契約としている。

新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、随意契約を締結する上での留意すべき事項として随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない旨、単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない旨が定められている。

#### 4 留意すべき事項

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。あくまで、例外であることを十分認識し、法令等に基づき適正に行わなければならない。

また、法令等は相手方の選定方法について特例を定めたものであるとともに、不利

な条件（割高な価格等）による契約の締結を許容したものではなく、有利な価格によって契約を締結することは、すべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

このことから、随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない。

（１）根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにしなければならない。

（２）有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴取し、原則として最も有利な価格で見積った者を契約の相手方に決定するが、価格の有利性よりも優先される事由がある場合は、その内容を具体的に説明しなければならない。単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない。

※随意契約は、見積書の提出が契約の申込みに当たり、市が承諾することによって契約が成立することとなる。相手方の決定においては、必ずしも価格のみによらず、他の要素を含めて、最も有利な条件を提示したものを契約の相手方として決定できるとされている。しかし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしなければならない。

（出典：「随意契約ガイドライン」抜粋）

また、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。

《留意点》

- 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- 業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

（出典：「随意契約ガイドライン」抜粋）

この点、当該一者随意契約は、新潟市と合併する前の新津市における関係性を考慮し

て行われていたものであり、新潟市との合併を機にその関係性を見直すべきものだったといえる。その上で、あらためて契約の妥当性を検討すると、一者随意契約を締結する程の合理性はないと考えられる。

以上より、「随意契約ガイドライン」等に基づき、適切な委託契約を締結すべきである。

#### 指摘 13

新津クリーンセンターでは、令和5年度の自己搬入ごみ中継業務委託について、一者随意契約による契約がなされている。

この点、当該一者随意契約は、新潟市と合併する前の新津市と契約先との関係性を考慮して行われていたものであり、新潟市との合併を機にその関係性を見直すべきものだったといえる。その上で、あらためて契約の妥当性を検討すると、一者随意契約を締結する程の合理性はないと考えられる。

以上より、「随意契約ガイドライン」等に基づき、適切な委託契約を締結すべきである。

### 9 巻清掃センター

#### (1) 主な業務内容

- 管理係
  - 廃棄物処分費用に関する事項
  - 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、埋立処分地、し尿処理施設）の運営に関する事項
- 施設係
  - 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、埋立処分地、し尿処理施設）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
  - 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項

#### (2) 施設概要

##### ① 施設の役割

巻清掃センターの各施設は、旧巻町・旧西川町・旧岩室村・旧潟東村で構成された「巻町外三ヶ町村衛生組合」が管理運営していたが、平成17年3月に旧西川町・旧岩室村・旧潟東村の3町村が新潟市と合併し「巻・新潟衛生組合」に名称を改め、その後、平成17年10月に旧巻町と新潟市の合併に伴い組合は解散し、すべて新潟市に移管され現在

に至っている。

- 鎧漕クリーンセンター：溶融施設及び選別施設（リサイクルプラザ）

ごみ処理施設では、旧巻町・旧西川町・旧岩室村・旧潟東村の各地域で収集された燃やすごみ、汚泥再生処理センターから発生する脱水汚泥及び埋立地の埋立物を掘り起こし溶融処理し、溶融物として発生するスラグ・メタルは全量再資源化を行っていた。

なお、埋立物の掘り起こし溶融処理は、鎧漕クリーンセンターの施設が更新されないことから、地元合意のうえ平成 29 年から中止とした。平成 30 年度からは、ごみ分別統一に伴い自己搬入される不燃性のごみは、新田清掃センターに施設運搬することとなった。

また、リサイクルプラザでは収集された資源（缶・びん・ペットボトル）の選別を行っていたが、設備老朽化に伴いペットボトルは平成 20 年 5 月、びんは平成 29 年 6 月、缶は令和 6 年 3 月に設備停止し、現在は収集後、民間施設でリサイクルされている。

- 福井埋立処分地：一般廃棄物最終処分場

昭和 58 年に竣工し、旧ごみ焼却施設の焼却灰・プラスチック類などを埋立処分し、当初は平成 5 年で埋立を終了する予定であったが、昭和 62 年 12 月からプラスチックの減容処理設備を導入し延命化を図り、平成 16 年度に埋立を完了する計画となった。

鎧漕クリーンセンターが稼働してからは、埋立地の埋立物を掘り起こし溶融処理することで、鎧漕クリーンセンターから発生する飛灰のみを埋立してきたが、平成 27 年度に福井埋立処分地将来計画を策定し、今後の在り方を検討する中で、平成 28 年度末で掘起事業を終了し、埋立終了後は、跡地利用を図ることとなった。

- 巻処理センター：汚泥再生処理センター

し尿処理施設では旧巻町・旧西川町・旧岩室村・旧潟東村及び弥彦村から発生するし尿・浄化槽汚泥の処理を行ってきたが、施設の老朽化、希釈水に使用している地下水揚水量が減少したことから、平成 22 年度から 2 か年で既存施設の大規模改造工事を実施し、し尿・浄化槽汚泥及び有機性廃棄物(農業集落排水汚泥※)を処理する「汚泥再生処理センター」として更新を行った。

また、し尿・浄化槽汚泥の発生量減少に伴い、し尿処理施設の統廃合が検討されているなかで、安定的な処理を図るために平成 31 年度から西区（一部）の浄化槽汚泥を巻処理センターにシフトすることとなった。

※農業集落排水汚泥：平成 28 年度まで横戸農業集落排水汚泥を、平成 29 年度か

ら両川浄化センター汚泥を受入処理

② 施設の概要

● 鎧潟クリーンセンター（溶融施設）

所在地	新潟市西蒲区鎧潟 1 2 6 1 8 番地		
敷地面積	22,678 m <sup>2</sup>		
建築面積	5,559 m <sup>2</sup>		
延床面積	12,298 m <sup>2</sup>		
処理方式	シャフト式ガス化溶融炉(コークスベッド式)		
処理能力	120 t / 24H (60 t / 24H × 2 炉)		
建設費	歳出	工事費	7,910,700 千円
		施工監理費	91,350 千円
	歳入	補助金	2,046,895 千円
		起債	5,538,800 千円
		一般財源	416,355 千円
工期	着工	平成 1 1 年 7 月 1 日	
	竣工	平成 1 4 年 3 月 2 0 日	
設計施工	新日本製鐵株式会社		

● 福井埋立処分地

所在地	新潟市西蒲区福井 2653 番地		
敷地面積	62,954 m <sup>2</sup>		
建築面積	13,400 m <sup>2</sup>		
埋立容量	97,690 m <sup>3</sup>		
埋立残容量	27,661 m <sup>3</sup> (令和 6 年 3 月末)		
建築面積	浸出水処理施設 152 m <sup>2</sup>		
	振動篩施設 244 m <sup>2</sup>		
	管理棟・車庫棟 159 m <sup>2</sup>		
処理方式	埋立方法 飛灰保管型埋立		
	掘起し選別方法 振動篩 (篩上・篩下・大塊)		
	浸出水処理 接触酸化(回転円板+凝集沈殿+高度処理)		
処理能力	浸出水処理 100 m <sup>3</sup> /日		
建設費	当初 (埋立処分地・浸出水処理設備・廃プラ減容施設)		
	歳出	事業費	540,817 千円



	歳入 補助金	126,469 千円
	起債	384,800 千円
	一般財源	29,548 千円
	第1期（飛灰貯留施設・振動篩設備・浸出水処理施設）	
	歳出 工事費	313,110 千円
	施工監理費	6,720 千円
	歳入 起債	292,866 千円
	一般財源	26,964 千円
	第2期（飛灰貯留施設）	
歳出 工事費	114,447 千円	
施工監理費	8,400 千円	
歳入 起債	88,700 千円	
一般財源	34,147 千円	
工 期	当初（埋立処分地・浸出水処理設備・廃プラ減容施設） 昭和57年12月1日～昭和58年8月31日	
	第1期（飛灰貯留施設・振動篩設備・浸出水処理施設） 平成13年7月～平成14年3月	
	第2期（飛灰貯留施設） 平成18年8月21日～平成19年3月15日	
設 計 施 工	造 成	福田・本間・水倉・久住JV
	水処理	荏原エンジニアリングサービス（株）

● 巻処理センター

所 在 地	新潟市西蒲区福井 79 番地		
敷 地 面 積	12,239 m <sup>2</sup>		
建 築 面 積	1,684 m <sup>2</sup>		
延 床 面 積	2,235 m <sup>2</sup>		
処 理 方 式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理方式		
処 理 能 力	73 KL/日		
	し尿	12 KL/日	
	浄化槽汚泥	61 KL/日	
建 設 費	歳 出	工事費 1,082,046 千円	
		施工監理費 29,925 千円	
	歳 入	交付金（循環推進）	253,673 千円
		交付金（合併特例）	28,260 千円
起債		662,600 千円	

		その他（弥彦村受託）	29,645 千円
		一般財源	137,793 千円
工 期	着工	平成 22 年	9 月 30 日
	竣工	平成 24 年	3 月 15 日
設 計 施 工	クボタ環境サービス・福田・加賀田 特定共同企業体		

### (3) 個別検出事項

#### ① 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

##### （備品の整理）

第 38 条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。

##### （備品の管理）

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

（出典：「新潟市物品管理規則」抜粋）

巻清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

#### 指摘 14

巻清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物

とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

## ② 委託業者から入手すべき書類の未入手について

巻処理センター運転管理業務委託については、委託事業者から運転業務計画書が提出されている。当該運転業務計画書では、「4. 保守・保全計画」において、機器台帳に機器の固有情報及び点検・整備・故障修理の履歴をデータベース化し、保全計画等のための情報を共有する旨が記載されている。また、各種点検を実施した記録用紙を管理するとともに、特記する実施結果を機器台帳等に反映する旨が記載されている。そのため、委託事業者から機器台帳を入手することは、事業者の保全状況を管理する上で有用であると考えられる。

しかし、当該委託事業者は継続的に委託されており、当初は台帳の共有がなされたものの、近年においては共有がなされておらず更新がされていない。

委託事業者が適切に委託業務を遂行しているかのモニタリングをするとともに施設の保全状況の管理のためにも、台帳は適切に入手し、内容を確認すべきである。

## 指摘 15

巻処理センター運転管理業務委託について提出されている運転業務計画書では、機器台帳に機器の固有情報及び点検・整備・故障修理の履歴をデータベース化し、保全計画等のための情報を共有する旨が記載されている。

しかし、当該委託事業者は継続的に委託されており、当初は台帳の共有がなされたものの、近年においては共有がなされておらず更新がされていない。

委託事業者が適切に委託業務を遂行しているかのモニタリングをするとともに施設の保全状況の管理のためにも、台帳は適切に入手し、内容を確認すべきである。

## ③ 委託契約に関する、仕様書の記載内容について

鏡潟クリーンセンター運転管理業務の委託について、仕様書には「9. 業務管理」において別に定めるところにより、運転・保守・管理に関する状況及び結果を記録し、新潟市に報告する旨が記載されている。しかしながら、仕様書に記載されている「別に定めるところ」について定められているものがなく、何を示しているのか不明であった。

運転・保守・管理に関する状況及び結果を記録し報告してもらうことは、新潟市が、委託事業者が適切に業務を遂行しているか管理をする上で重要である。

現状、委託事業者から運転・保守・管理に関する状況及び結果の報告は受けており、巻清掃センターでもその管理は行われているが、仕様書上要求している事項が不明であることから、要求事項が満たされているかどうかの判断ができない状況となっている。

仕様書に記載されている「別に定めるところ」を明確にする、または、仕様書の記載を見直して市として要求する内容を明確に反映させるといった対応が必要である。

#### 指摘 16

澁川クリーンセンター運転管理業務の委託について、仕様書には「9. 業務管理」において別に定めるところにより、運転・保守・管理に関する状況及び結果を記録し、新潟市に報告する旨が記載されている。しかしながら、仕様書に記載されている「別に定めるところ」について定められているものがなく、何を示しているのか不明であった。

仕様書に記載されている「別に定めるところ」を明確にする、または、仕様書の記載を見直して市として要求する内容を明確に反映させるといった対応が必要である。

#### ④ 洗車にかかる手数料の領収書管理について

巻清掃センターでは、ごみの収集事業者に洗車場を提供しており、その利用料金を徴収した際に領収書を渡している。

当該領収書は、PC ソフトで作成されたものであり、利用事業者名とその車両ナンバーが記載されたフォームに、車両ごとに年度関係なく連番されて作成されている。入金の証票として領収書の控えが綴られて保管されているが、利用事業者名とその車両ナンバー毎の連番であることから、連続性について非常にわかりづらい状況となっている。

領収書の連番管理の目的としては、番号の抜けや漏れを防止することで、入金の漏れが生じないようにすることが考えられる。また、洗車場の利用のように1回あたりの金額が固定である場合、発行した領収書の総数で収入額総額のあるべき金額を容易に把握することができる。

現状の領収書の採番方法では、連番管理の目的に必ずしも資するものとはなっていないと考えられるため、領収書の採番方法について、より管理に資するような方法に見直すことが望ましい。

#### 意見 26

巻清掃センターでは、ごみの収集事業者に洗車場を提供しており、その利用料金を徴収した際に領収書を渡している。入金の証票として領収書の控えが綴られて保管されているが、利用事業者名とその車両ナンバー毎の連番であることから、連続性について非常にわかりづらい状況となっている。

現状の領収書の採番方法では、連番管理の目的に必ずしも資するものとはなっていないと考えられるため、領収書の採番方法について、より管理に資するような方法に見直すことが望ましい。

10 舞平清掃センター

(1) 主な業務内容

- 管理係
  - 廃棄物処分費用に関する事項
  - 舞平清掃センター附属施設の管理運営に関する事項
  - 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
  
- 施設係
  - 廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
  - 舞平清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施工に関する事項

(2) 施設概要

① 施設の役割

昭和46年4月1日、新潟市、亀田町、黒埼村及び横越村の1市1町2村のごみとし尿の共同処理を目的として新潟地区広域清掃事務組合を設立、昭和48年3月に舞平処理場（し尿処理施設200kl/日）を、昭和50年11月には亀田焼却場（ごみ処理施設390t/日）を建設した。

その後施設の老朽化に伴い、平成9年3月に亀田焼却場（390t/日）を、平成15年12月に舞平処理場（149kl/日）を更新し運営を行ってきたが、平成17年3月21日新潟市とその周辺12市町村（さらに平成17年10月10日巻町と合併）の合併に伴い新潟地区広域清掃事務組合は解散し、財産・職員はすべて新潟市が継承（舞平清掃センターに名称変更）し現在に至っている。

② 施設の概要

● 舞平清掃センター

所在地	新潟市江南区平賀 161 番地 1
敷地面積	22,816.23 m <sup>2</sup> （施設管理用道路含む）
建築面積	4,231.45 m <sup>2</sup> （延床面積 8,406.85 m <sup>2</sup> ） 管理処理棟 2,970.05 m <sup>2</sup> （延 6,330.95 m <sup>2</sup> ） 汚泥再生棟 955.40 m <sup>2</sup> （延 1,769.90 m <sup>2</sup> ） 車庫等 306.00 m <sup>2</sup> （延 306.00 m <sup>2</sup> ）
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式（浄化槽汚泥対応型） 高度処理＋メビウスシステム（高温メタン発酵方式）

処 理 能 力	149 kl/日（し尿：58 kl/日，浄化槽汚泥：91 kl/日） 生ごみ：1.8 t/日
事 業 費	5,528,970 千円（うち本体工事費：5,355,000 千円）
	財源内訳 国庫補助金 1,431,390 千円 地方債 3,093,100 千円 一般財源 1,004,480 千円
工 期	着工 平成 12 年 8 月 4 日（し尿処理設備：平成 14 年 11 月稼働） 竣工 平成 15 年 12 月 22 日（堆肥化設備：平成 15 年 12 月稼働）
設 計 施 工	アタカ工業株式会社

### (3) 個別検出事項

#### ① 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

<p>(備品の整理)</p> <p>第 38 条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によつてこれにかえることができる。</p> <p>(備品の管理)</p> <p>第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。</p>
---

(出典：「新潟市物品管理規則」抜粋)

舞平清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、しばらく行われていなかったが、令和 5 年度より保管場所を示す図面を作成し台帳データと突合させて、段階的に照合作業が実施されている。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

取得時や処分時の処理については、人の手で行われる以上漏れるリスクというのは存在する。また、物品については盗難リスク等も考えられる。新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

## 指摘 17

舞平清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、しばらく行われていなかったが、令和5年度より保管場所を示す図面を作成し台帳データと突合させて、段階的に照合作業が実施されている。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。

新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。

### ② 固定資産台帳の不備について

新潟市では、固定資産台帳の整備にかかる背景と理由を以下のように説明しており、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。

地方分権の進展に伴い、自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められるなか、行政サービスの提供に要する歳入・歳出予算や起債残高を示すだけでなく、資産や負債などの状況を正確に把握し、市民に公開したうえで財務運営を進めていく必要があります。

本市では、平成19年度決算分から「総務省方式改訂モデル」で財務書類を作成していますが、「新潟市行政改革プラン2010」ではより正確な「基準モデル」へ移行することとし、平成24年度決算において施行実施、平成25年度決算から本格実施することになりました。

「総務省方式改訂モデル」は、総務費、民生費などの行政目的別に減価償却され、本来の施設別の減価償却が把握できないなど、正確な資産管理のための精度が十分とは言えません。

「基準モデル」は、固定資産の台帳整備を一括して行い、速やかに精緻な資産計上を行うことができ、正確な新潟市のストックの状況や、当該年度における行政サービスの提供に要したコストを将来の負担を含めた形で把握することが可能となります。

また、「新潟市行政改革プラン2013」では、新たな公会計による財務情報を予算編成に活用するなど財務運営、財産経営の推進を行うこととしています。このためにも、資産の大部分を占める固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠です。

(出典：「固定資産台帳整備に係る Q&A」(新潟市財産活用課) 抜粋)

この点、固定資産台帳における舞平清掃センターの資産を確認したところ、車両の整理番号「584」と「587」について同じものが登録されていることが発見された。

固定資産台帳の整備をするには資産ごとに情報の収集方法が異なるが、車両に関しては固定資産台帳とは別に管理されている車両台帳を契約課から財産活用課へ情報を提供し、財産活用課にて毎年6月に更新作業が行われる。車両台帳は舞平清掃センターで管理されているが、固定資産台帳については更新業務が財産活用課において行われることから舞平清掃センターの管理外となっている。

2重に登録されている車両について不整合の原因を確認したところ、車両台帳には適切に情報が反映されていることから、財産活用課の固定資産台帳の更新ミスが考えられるとのことである。

適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。

#### 指摘 18

新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における舞平清掃センターの資産を確認したところ、車両の整理番号「584」と「587」について同じものが登録されていることが発見された。

適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。

#### ③ 舞平清掃センター附属休憩所の意義について

舞平清掃センターでは、汚泥再生処理工程で発生する「メタンガス」を熱源として有効利用する附属休憩所が設置されている。ここでは、入浴施設のほか、休憩所、多目的ホール（各種会議、バドミントン、卓球など）がリーズナブルな価格で利用可能である。

しかしながら、当該施設は「メタンガス」を熱源として有効利用しているとはいえ、施設の維持管理費用が生じるとともに、施設の運営については指定管理者として民間事業者に担わせていることから一定の支出は発生しており、当該施設の運営は赤字事業である。また、入浴施設、休憩所、多目的ホールといったサービスは、民間等でも代替可能である。

- 附属休憩所（舞平清掃センター附属休憩所）

舞平清掃センター附属施設として平成20年度から指定管理者制度により委託  
（施設）

所在地	新潟市江南区平賀161番地1
-----	----------------



敷地面積	12,592.00 m <sup>2</sup>
建築面積	792.43 m <sup>2</sup>
延床面積	792.43 m <sup>2</sup>
構造等	鉄筋コンクリート造平屋建（給湯に余熱利用）
主要設備	①浴室 27.0 m <sup>2</sup> ×2（男女各 1） ②浴槽 約 6 m <sup>2</sup> ×2 ③脱衣室 24.3 m <sup>2</sup> ×2 ④休憩室 21 畳+18 畳 ⑤多目的ホール 326.12 m <sup>2</sup> ⑥芝生広場 ⑦駐車場 40 台
建設費	舞平清掃センター本体事業費に含まれる。
工期	着工 平成15年 6月22日 竣工 平成15年12月22日
設計施工	アタカ工業株式会社

※余熱利用：舞平清掃センターの汚泥再生処理工程で発生するメタンガスをボイラー燃料とし給湯に利用

(利用形態)

開館時間	午前10時～午後5時 (入浴時間：午前11時～午後4時30分)
閉館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 祝日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日) 12月29日～1月3日
入館料	大人 100 円 (中学生以上) 小人 50 円 (未就学児は無料) 回数券 11 枚/大人 1,000 円、小人 500 円 多目的ホール 500 円(専用利用 1 時間につき)

(利用実績)

	入場者	使用料
令和元年度	22,277 人	2,019 千円
令和2年度	17,462 人	1,628 千円
令和3年度	21,230 人	1,993 千円
令和4年度	22,750 人	2,139 千円

令和5年度	25,202人	2,329千円
-------	---------	---------

(指定管理料)

	指定管理料
令和元年度	12,048千円
令和2年度	11,951千円
令和3年度	12,431千円
令和4年度	12,606千円
令和5年度	12,841千円

舞平清掃センター附属休憩所は、旧新潟地区広域清掃事務組合が地元要望により建設した施設であるところ、地域住民を中心に依然として一定の利用者数もあり、必ずしも不要と結論づけられるものではない。

しかしながら、提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成15年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。

舞平清掃センター附属休憩所の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。

#### 意見 27

舞平清掃センター附属休憩所が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成15年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。

舞平清掃センター附属休憩所の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。

#### ④ 舞平清掃センター附属休憩所の公衆電話の要否について

舞平清掃センター附属休憩所では、公衆電話が設置されている。公衆電話の利用者はいるものの、近年の利用回数は年単位で数件程度である。

今は、高齢者でもスマートフォンを保有している時代になっている。そのため、公衆電話を設置する必要性は低いと考えられ、事実、利用実績は非常に少ない。

公衆電話を設置する以上、一定のコストは発生しており、利便性とコストのバランスがとれていないと考えられる。そのため、公衆電話については契約解除を検討すること

が望ましい。

#### 意見 28

舞平清掃センター附属休憩所では、公衆電話が設置されている。公衆電話の利用者はいるものの、近年の利用回数は年単位で数件程度である。

公衆電話を設置する以上、一定のコストは発生しており、利便性とコストのバランスがとれていないと考えられる。そのため、公衆電話については契約解除を検討することが望ましい。

#### ⑤ 舞平清掃センターの施設の方針と人材育成について

舞平清掃センターでは、施設の運営について全面的に事業者には委託するのではなく新潟市職員により行われており、簡易的な設備のメンテナンスまで実施している。しかしながら、経験や専門的な知識が必要なことから、業務については属人的になっている面があるとともに、担当職員の高齢化が進んでいる状況にある。

舞平清掃センターについて、新潟市職員による運営をする以上は、その担当職員の確保が必要であるが、経験や専門的な知識が必要であることから単純に頭数をそろえれば良いわけではない。

そのため、代替りの人員が補充された場合に適切に業務の引継ぎができるようなマニュアル等の整備、現職員の定年を見据えた人材の育成といった対応を、計画的に進めることが望ましいと考える。また、そもそも、新潟市職員自前で運営をするのか、ほかの清掃施設と同様、事業者への委託をするのかといった選択肢も含めて方針を検討することが望ましい。

#### 意見 29

舞平清掃センターでは、施設の運営や、簡易的な設備のメンテナンスまで新潟市職員により実施しているが、経験や専門的な知識が必要なことから、業務については属人的になっている面があるとともに、担当職員の高齢化が進んでいる状況にある。

そのため、代替りの人員が補充された場合に適切に業務の引継ぎができるようなマニュアル等の整備、現職員の定年を見据えた人材の育成といった対応を、計画的に進めることが望ましいと考える。また、そもそも、新潟市職員自前で運営をするのか、ほかの清掃施設と同様、事業者への委託をするのかといった選択肢も含めて方針を検討することが望ましい。

## 第5 廃棄物対策課への監査の結果及び意見

### 1 分別・美化グループ

#### (1) 主な業務内容

- 一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項（事業系一般廃棄物を除く）
- 清掃事務所及び区役所の清掃業務の事務調整に関する事項
- ごみの減量及び3Rの推進に係る事業の実施及び啓発に関する事項
- 環境美化の推進に関する事項

#### (2) 個別検出事項

##### ① ペットボトル・乾電池拠点回収運搬業務

##### ア 業務内容

ペットボトル・乾電池拠点回収運搬業務（以下、「ペットボトル等拠点回収運搬業務」という）は、公共施設や民間のスーパーなどに設置された新潟市拠点回収ボックスのペットボトル及び乾電池を回収し、市の指定する処理施設へ運搬する業務である。新潟市では当該業務を以下の5事業者に業務委託している。

委託業者名	エリア	回収容器設置箇所	契約方法
新潟ガラスリサイクルセンター(株)	新潟広域	89箇所	一者随契
環境整備(株)	豊栄地区	8箇所	指名競争
(有)新津清掃社	新津地区	4箇所	指名競争
(株)白根清掃社	白根広域	5箇所	指名競争
(一社)新潟市環境整備推進機構	巻広域	6箇所	一者随契

（出典：新潟市提供資料）

##### イ 予算及び決算額

ペットボトル等拠点回収運搬業務に係る委託料の予算及び決算額は以下のとおりである。

（単位：千円）

委託業者名	予算額	決算額	契約方法
新潟ガラスリサイクルセンター(株)	28,556	28,501	一者随契
環境整備(株)	5,135	3,619	指名競争
(有)新津清掃社	2,550	2,549	指名競争
(株)白根清掃社	1,865	1,598	指名競争

委託業者名	予算額	決算額	契約方法
(一社)新潟市環境整備推進機構	2,232	2,231	一者随契
合計	40,338	38,500	

(出典：新潟市提供資料)

#### ウ ペットボトル等拠点回収運搬業務の回収エリアの見直し

ペットボトル等拠点回収運搬業務はエリアごとに5事業者に委託している。このうち、3社は指名競争入札が行われているが、2社は一者随意契約となっている。

このうち、(一社)新潟市環境整備推進機構に関しては、「新潟市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画」（2 業務係\_②し尿収集運搬業務 参照）に基づくものである。

新潟ガラスリサイクルセンター(株)については、以下の理由により一般競争入札ではなく、一者随意契約により事業者を決定している。

#### 【一者随意契約の理由（「一者随意契約要件調書」より抜粋）】

当業務は、回収対象地域が広大かつ、回収拠点数も多く、回収に係る必要な車両数、回収作業に従事する職員数も大規模になる。

当業務を実施可能である事業者を調査したところ、新潟ガラスリサイクルセンター株式会社のみであったことから、当該業務契約については「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号に言うところの「その性質又は目的が競争入札に適さない」に該当する事情があるものとする。

確かに新潟ガラスリサイクルセンター(株)の回収拠点数は89箇所あり、回収エリアは広域にわたるため、これらを1社のみで業務遂行可能な委託業者は限られると考えられる。

#### 【エリア別回収拠点数】

回収エリア	回収拠点数
東新潟地区	48 箇所
西新潟地区	22 箇所
黒埼地区	11 箇所
亀田地区	4 箇所
横越地区	4 箇所
合計	89 箇所

(出典：新潟市提供資料)

しかし、エリアが広域となるため業務遂行可能な業者が限定されるのであれば、エリ

アを分割した場合に指名競争入札を行うことが可能か検討することが望ましい。

#### 意見 30

新潟広域エリアのペットボトル等拠点回収運搬業務について、収集エリアが広域であり、業務遂行可能な業者が 1 社のみであることを理由に一者随意契約としているが、エリアが広域となるため業務遂行可能な業者が限定されるのであれば、エリアを分割した場合に指名競争入札を行うことが可能か検討することが望ましい。

#### エ ペットボトル等拠点回収運搬業務の契約価格の検討について

新潟市では随意契約においても競争性を確保するため、2 社以上の事業者から見積書入手することになっている。一方で一者随意契約の場合は、見積書を提出できる事業者が 1 社しかないため、委託業者から見積書入手し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになっている。

#### イ その他の随意契約

その他の随意契約は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号～第 9 号に該当する場合に限定的に認められており、金額の大小にかかわらず、2 者以上の見積合わせで契約の相手方を決めることができます。

また、相手方が 1 者に限られる場合は一者随意契約となり、該当する業者 1 者から見積書を徴取し、予定価格と比較して契約の相手方を決定します（一者随意契約の場合も、契約規則第 28 条ただし書以下で定める事項に該当しない場合は見積書の徴取が必要。）

～以下、略～

（出典：新潟市「物品等契約事務の手引き」より抜粋）

しかし、ペットボトル等拠点回収運搬業務において、一者随意契約の締結先である委託業者から入手する参考見積額をそのまま予定価格としており、参考見積額の根拠となる積算資料を入手していないため、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。

新潟市が参考見積額をそのまま予定価格としている理由として、業務内容の特殊性から新潟市が予定価格を積算することが困難なためとのことである。

積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を評価することが望まれる。

#### 意見 31

一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、ペットボトル等拠点回収運搬業務における

一者随意契約の締結においては、委託業者からの参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。

## ② プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務

### ア 業務内容

プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務は、収集運搬業者が搬入したプラマーク容器包装及びペットボトルを「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）による再商品化を実施するための必要な措置（選別及び圧縮・梱包、保管）を行う業務であり、新潟市では当該業務を以下の 3 事業者に業務委託している。なお、契約は処理量による単価契約となっている。

委託業者名	処理施設	処理能力	予定数量	契約単価 (税抜)
歴世礦油(株)	新潟プラスチック油化センター（現新潟資源リサイクルセンター）	8,000t	5,693t	39,524 円/t
ピーエスシー(株)	プラスチックセレクトセンター	4,500t	2,949t	39,524 円/t
太誠産業(株)	白根環境事業所敷地内	700t	626t	43,600 円/t
合計		13,200t	9,268t	

(出典：新潟市提供資料)

各処理施設に搬入されるプラマーク容器包装及びペットボトルの回収地区は以下のとおりである。

ごみ種	歴世礦油(株)	ピーエスシー(株)	太誠産業(株)
プラマーク容器包装	北区、東区、中央区の一部、江南区、秋葉区のうち新津地区	西区、中央区の一部、巻広域地区	白根広域地区
ペットボトル	北区の一部、東区、中央区、江南区	西区、巻広域地区	白根広域地区

(出典：新潟市提供資料)

#### イ 予算及び決算額

プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務に係る委託料の予算及び決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

委託業者名	予算額	決算額	契約方法
歴世礦油(株)	247,511	238,324	一者随契
ピーエスシー(株)	128,211	123,802	一者随契
太誠産業(株)	30,022	29,957	一者随契
合計	405,746	392,083	

(出典：新潟市提供資料)

#### ウ プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の随意契約の理由について

プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務は下記理由により3事業者と一者随意契約を行っている。

##### 【一者随意契約の理由（「一者随意契約要件調書」より抜粋）】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、本市では容器包装の大部分を再商品化のため、(公財)日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)に引き渡している。

容リ協への引き渡しにあっては、国(環境省)において、プラスチック製容器包装及びペットボトルの選別・圧縮・梱包処理施設を「おおむね人口の合計三十万人当たり1か所を超えない割合で当該施設が設置されるものであること」と規定しており、本市には東区・南区・西区に対応可能業者が3社ある。

しかし、当該施設1社あるいは2社での市内全域分の処理は施設能力的、物理的な運搬距離から不可能であることから、それぞれの処理能力に応じた搬入地区を設定している。以上の理由により、当該業務の委託先を下記業者とし一者随意契約を行いたい。

東区：歴世礦油(株)

南区：太誠産業(株)

西区：ピーエスシー(株)

処理能力の観点では、歴世礦油(株)とピーエスシー(株)の2社で12,500tの処理能力を有しており、新潟市の前処理見込量9,268tを2社で対応可能であるが、収集運搬効率の観点から太誠産業(株)を含む3社と随意契約を行っている。

しかし、一者随意契約の理由に収集運搬効率があげられているが、3社に委託した場



合と2社に委託した場合の委託料と運搬費の比較検討が行われていないため、適切に比較検討を実施した上で一者随意契約を行うことが適切なのか判断することが望ましい。

#### 意見 32

プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の理由に収集運搬効率があげられているが、3社に委託した場合と2社に委託した場合の委託料と運搬費の比較検討が行われていないため、適切に比較検討を実施した上で一者随意契約を行うことが適切なのか判断することが望ましい。

#### エ プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の契約金額の検討について

新潟市では随意契約においても競争性を確保するため、2社以上の事業者から見積書入手することになっている。一方で一者随意契約の場合は、見積書を提出できる事業者が1社しかいないため、委託業者から見積書入手し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになっている。

#### イ その他の随意契約

その他の随意契約は、施行令第167条の2第1項第2号～第9号に該当する場合に限定的に認められており、金額の大小にかかわらず、2者以上の見積合わせで契約の相手方を定めることができます。

また、相手方が1者に限られる場合は一者随意契約となり、該当する業者1者から見積書を徴取し、予定価格と比較して契約の相手方を決定します（一者随意契約の場合も、契約規則第28条ただし書以下で定める事項に該当しない場合は見積書の徴取が必要。）

～以下、略～

（出典：新潟市「物品等契約事務の手引き」より抜粋）

しかし、プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務において、一者随意契約の締結先である委託業者から入手する参考見積額をそのまま予定価格としており、参考見積額の根拠となる積算資料を入手していないため、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。

新潟市が参考見積額をそのまま予定価格としている理由として、業務内容の特殊性から新潟市が予定価格を積算することが困難なためとのことである。

積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を評価することが望まれる。

### 意見 33

一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の締結においては、参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。

### オ 搬入搬出等管理年報の未提出

プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の仕様書において、業務報告における提出書類が以下のように記載されている。

#### 5 業務報告

業務委託契約条項の第9条に定められている「履行届書」とは、(別記様式) 履行届書である。

乙は、委託業務の報告について下記のとおり行う。

- (1) (別紙様式) 履行届書
- (2) 搬入日報 (適宜提出)
- (3) 搬入搬出等管理月報 (毎月提出)
- (4) 搬入搬出等管理年報 (年度末提出)
- (5) その他、甲が必要とするもの (組成調査表等)

(出典：プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務\_仕様書)

しかし、太誠産業(株)は上記のうち(4) 搬入搬出等管理年報が提出されていなかった。

(3) 搬入搬出等管理月報は提出されているため、12ヶ月分の搬入搬出等管理月報を合算すれば搬入搬出等管理年報と同等のデータは作成することはできる。しかし、年報を取り纏めるのは委託業者の責務であるため、委託業者に「搬入搬出等管理年報」の提出を求め、適切な検査を実施すべきである。

### 指摘 19

プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の仕様書において、業務報告として求められる証票のうち、「搬入搬出等管理年報」が提出されていない委託業者があった。委託業者に「搬入搬出等管理年報」の提出を求め、適切な検査を実施すべきである。

## カ 搬入搬出等管理年報の分析

委託業者から提出される「搬入搬出等管理年報」を基に委託業者ごとにペットボトルの搬入量と搬出量の差異分析を実施したところ、ピーエスシー(株)と比較し、歴世礦油(株)の差異率が高くなっていた。

### 【ペットボトル搬入搬出量】

委託業者名	搬入	搬出	差異	差異率
歴世礦油(株)	739,560	661,880	77,680	11%
ピーエスシー(株)	399,680	393,750	5,930	1%
太誠産業(株)	154,340	151,210	3,130	2%

(出典：「搬入搬出等管理年報」を基礎に監査人が分析)

そもそも搬入と搬出のタイミングが異なるため一致するものではないが、歴世礦油(株)の差異率が高い理由はペットボトルに係る残渣が多いことによるものとのことである。

中間処理施設では汚れが付着しているものや異物を手選別で取り除いているが、ピーエスシー(株)と比較して歴世礦油(株)の差異率は高い。これは、回収地域による汚れや異物の混入割合の違いや施設による選別基準の違いなどが考えられるため、適切に原因調査を行い、分別に係る啓発活動や再資源化率を向上させるための取り組みに活用することが望ましい。

なお、前処理を行ったペットボトルは換金可能であるため、不正防止の観点からも搬入量と搬出量に説明がつかない差異がないか継続的にモニタリングすることが有用と考える。

## 意見 34

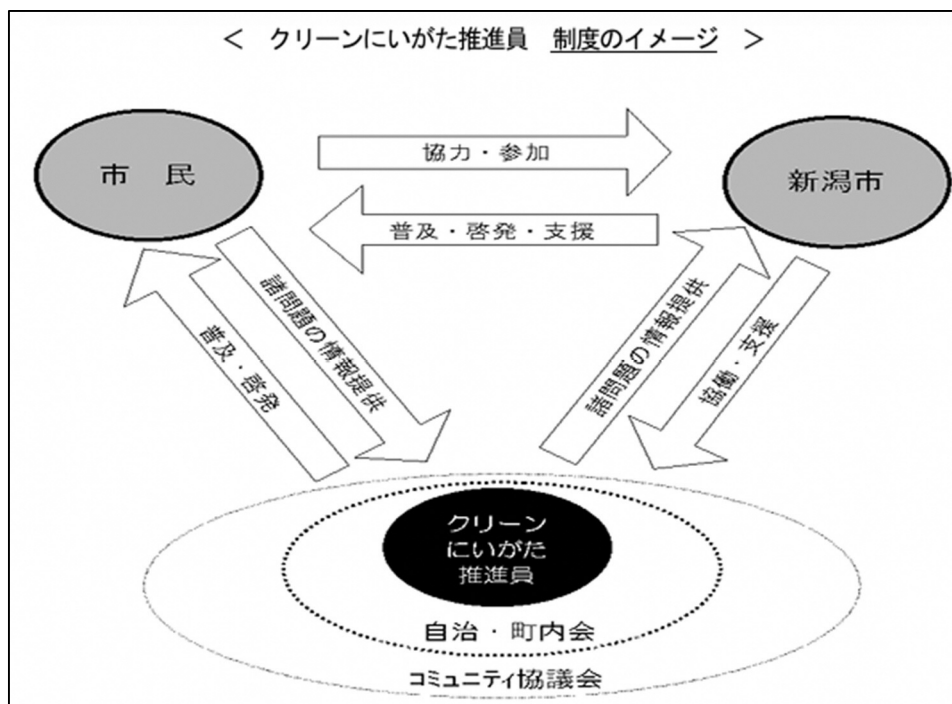
プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務において、「搬入搬出等管理年報」を基に委託業者ごとにペットボトルの搬入量と搬出量の差異分析を実施したところ、委託業者により差異率のバラつきがあった。適切に原因調査を行い、分別に係る啓発活動や再資源化率を向上させるための取り組みに活用することが望ましい。なお、前処理を行ったペットボトルは換金可能であるため、不正防止の観点からも搬入量と搬出量に説明がつかない差異がないか継続的にモニタリングすることが有用と考える。

### ③ クリーンにいがた推進員制度

#### ア クリーンにいがた推進員制度

クリーンにいがた推進員制度は、新ごみ減量制度を円滑に実施するため、地域における①3R（発生抑制・再使用・再生利用）②適正な分別排出③環境美化の促進及び普及啓

発を図るリーダーとしての役割を担うことを目的とした制度である。



(出典：新潟市「クリーンにいがた推進員活動の手引き」)

クリーンにいがた推進員は自治会等からの推薦により選出され、市で登録される。任期は1年（毎年4月1日～翌年3月31日）であり、活動内容は以下のとおりである。

活動内容	具体的な活動例
(1) 地域住民に対するごみの分別、排出及び再生利用の促進に関する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域を見回り、町内のごみ排出実態を把握 → 問題などがあれば、自治会・町内会などで解決の方法を話し合う。</li> <li>● 分別の間違いが多いごみについて、チラシを作成し、回覧</li> <li>● 適正な排出についての看板を作成し、ごみ集積場に掲出</li> </ul>
(2) 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域一斉清掃や花の植栽などに積極的に参加</li> <li>● 地域で独自に環境問題についての研修会を開催</li> </ul>
(3) 一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ出しマナーの問題や、問題を解消した事例などの伝達</li> </ul>

活動内容	具体的な活動例
絡及び調整	
4) 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が実施するアンケート調査への協力</li> <li>● クリーンにいがた推進員研修会に参加し、内容を自治会・町内会で共有</li> <li>● 1年間の活動を記録し、活動報告書を提出</li> </ul>

(出典：新潟市「クリーンにいがた推進員活動の手引き」より抜粋)

#### イ クリーンにいがた推進員の推移

各区のクリーンにいがた推進員の推移は以下のとおりである。クリーンにいがた推進員の任期は1年(毎年4月1日～翌年3月31日)とされているが、再任を妨げないとされており、半数以上が再任者となっている。

#### 【クリーンにいがた推進員数】

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北区	745 (374)	734 (390)	718 (387)
東区	902 (263)	905 (258)	921 (314)
中央区	1,277 (326)	1,287 (317)	1,298 (378)
江南区	386 (179)	390 (190)	403 (193)
秋葉区	633 (209)	641 (220)	615 (184)
南区	459 (284)	470 (292)	460 (301)
西区	885 (325)	877 (316)	842 (312)
西蒲区	421 (163)	407 (142)	412 (156)
合計	5,708 (2,123)	5,711 (2,125)	5,669 (2,225)

※：新任者数を( )内数として記載

(出典：新潟市提供資料)

#### ウ クリーンにいがた推進員に必要な研修のe-learning化について

クリーンにいがた推進員設置要綱第6条にて、市はクリーンにいがた推進員が活動を行うにあたって必要な知識を習得するための研修を実施することになっており、新潟市では主に新任者を対象に当該研修を年30回程度開催している。

令和4年度及び令和5年度の研修実績は以下のとおりであり、区ごとに会場を借り、分別・美化グループの職員等が講師として対面で研修を開催し、令和5年度においては新任者の約半数にあたる1,109人が受講している。

【令和4年度及び令和5年度の研修実績】

令和4年度						令和5年度					
区	No.	月/日	曜日	開始時間	出席者数	区	No.	月/日	曜日	開始時間	出席者数
北 4回	1	7月12日	火	19:00	15	北 4回	1	6月19日	月	19:00	23
	2	7月4日	月	19:00	39		2	6月26日	月	19:00	59
	3	7月5日	火	19:00	37		3	6月23日	金	19:00	64
	4	7月6日	水	19:00	18		4	6月20日	火	19:00	27
	小計				109		小計				173
東 4回	5	6月12日	日	9:30	28	東 4回	5	6月4日	日	9:30	22
	6	6月12日	日	11:00	18		6	6月4日	日	11:00	40
	7	6月12日	日	13:00	18		7	6月4日	日	13:00	23
	8	6月4日	土	9:30	28		8	6月3日	土	①9:30 ②11:00	46
	小計				92		小計				131
中央 5回	9	6月6日	月	19:00	29	中央 5回	9	6月6日	火	19:00	32
	10	6月9日	木	19:00	14		10	6月8日	木	19:00	18
	11	6月3日	金	19:00	39		11	6月2日	金	19:00	69
	12	6月20日	月	19:00	17		12	6月19日	月	19:00	21
	13	6月14日	火	19:00	26		13	6月13日	火	19:00	36
	小計				125		小計				176
江南 4回	14	8月2日	火	19:00	12	江南 4回	14	7月11日	火	19:00	15
	15	8月3日	水	19:00	18		15	7月12日	水	19:00	20
	16	8月4日	木	19:00	30		16	7月13日	木	19:00	49
	17	8月5日	金	19:00	19		17	7月14日	金	19:00	30
	小計				79		小計				114
秋葉 4回	18	7月11日	月	19:00	21	秋葉 4回	18	6月26日	月	19:00	27
	19	7月12日	火	19:00	31		19	6月27日	火	19:00	46
	20	7月13日	水	19:00	31		20	6月28日	水	19:00	35
	21	7月14日	木	19:00	12		21	6月29日	木	19:00	7
	小計				95		小計				115
南 4回	22	7月27日	水	19:00	36	南 4回	22	7月3日	月	19:00	59
	23	7月28日	木	19:00	33		23	7月4日	火	19:00	58
	24	7月25日	月	19:00	21		24	7月5日	水	19:00	24
	25	7月26日	火	19:00	25		25	7月6日	木	19:00	35
		小計					115		小計		
西 4回	26	5月23日	月	19:00	24	西 4回	26	7月3日	月	19:00	26
	27	5月24日	火	19:00	44		27	6月6日	火	19:00	58
	28	5月25日	水	19:00	20		28	7月5日	水	19:00	18
	29	5月26日	木	19:00	38		29	6月8日	木	19:00	56
	小計				126		小計				158
西蒲 1回	30	6月25日	土	10:00	73	西蒲 1回	30	6月24日	土	10:00	66
	小計				73		小計				66
合 計					814	合 計					1,109

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止  
 ※令和4年度は新型コロナウイルスの影響により各自治会・町内会より1名までの参加

しかしながら、研修開催は6～7月に集中しており、区によっては開催回数や開催日が限定的であるため、研修受講者の利便性は高いとは言えない。新任者数に対する研修出席数の割合は、研修日が2日しか選択できない東区や開催が1度しかない西蒲区の出席割合が他区と比較し低くなっており、日程が合わず出席できなかったクリーンにいがた推進員が一定数いるものと推察される。

【新任者に対する研修出席者の割合】

	新任者数 (A)	研修出席者 (B)	出席割合 (B/A)
北区	387	173	44.7%
東区	314	131	41.7%
中央区	378	176	46.6%
江南区	193	114	59.1%
秋葉区	184	115	62.5%
南区	301	176	58.5%
西区	312	158	50.6%
西蒲区	156	66	42.3%
合計	2,225	1,109	49.8%

(出典：新潟市提供資料を基に監査人が試算)

当該研修の内容は、クリーンにいがた推進員が活動を行うにあたって必要な知識・情報を講師から受講者に一方向で伝達されるものであるため、必ずしも研修を対面で実施しなければならないものではない。

そのため、研修の e-learning 化を図り、クリーンにいがた推進員の利便性を高めるとともに、対面研修の回数を見直すことが望ましい。

意見 35

クリーンにいがた推進員に対する研修は現状全て対面で実施しているが、研修開催は 6～7 月に集中しており、区によっては開催回数や開催日が限定的であるため、研修受講者の利便性は高いとは言えない。研修の e-learning 化を図り、クリーンにいがた推進員の利便性を高めるとともに、対面研修の回数を見直すことが望ましい。

2 業務係

(1) 主な業務内容

- 一般廃棄物の処理委託及びその指導監督に関する事項
- 清掃事務所に関する事項
- 一般廃棄物処理手数料に関する事項

(2) 個別検出事項

① 家庭ごみ収集運搬業務

ア 業務内容

家庭ごみ収集運搬業務は、自治会等や共同住宅で設置されるごみ集積場から家庭ごみ

を収集し、市が指定する処理施設へ運搬する業務であり、新潟市では、中央区及び東区の一部地域を除く新潟市全域の家庭ごみ収集運搬業務を31の業者に業務委託している。

委託業者が収集運搬する家庭ごみは10種13分別に分類され、地域ごとに各分類の収集日が決めている。



(出典：新潟市「ごみ分別百科事典」)

委託業者の一覧は以下のとおりである。

(単位：千円)

	委託業者	エリア	令和5年度 委託料	保有車両数		
				塵芥車	平台車等	合計
1	新潟興産(株)	新潟地区	656,308	43	11	54
2	新和清掃(株)	新潟地区	451,067	22	11	33
3	(株)北地区清総	新潟地区	225,128	22	7	29
4	(株)新潟市環境事業公社	新潟地区	384,588	44	17	61
5	(株)ケー・エス工業	新潟地区	52,517	6	4	10
6	(有)ムネケン	新潟地区	48,266	7	8	15
7	新潟市資源リサイクル協同組合	新潟地区	98,507	20	65	85
8	(有)新津清掃社	新津地区	146,859	14	10	24
9	(株)新潟エコテック	新津地区	108,102	11	10	21
10	坂上興産(株)	新津地区	31,628	2	9	11
11	アイビス技建(株)	豊栄地区	53,388	10	4	14
12	(有)菅井産興	豊栄地区	81,902	4	5	9
13	(株)佐藤建設	豊栄地区	31,941	3	1	4
14	豊栄資源回収業協同組合	豊栄地区	10,542	0	7	7
15	(株)白根清掃社	白根広域地区	77,280	10	3	13
16	(株)三和環境	白根広域地区	92,155	11	0	11



	委託業者	エリア	令和5年度 委託料	保有車両数		
				塵芥車	平台車等	合計
17	(有)白根クリーンサービス	白根広域地区	46,317	4	8	12
18	(株)たぎざわエコサービス	白根広域地区	11,448	4	1	5
19	(有)クボタクリーン	亀田・横越地区	29,214	5	3	8
20	(有)亀田横越衛生工業社	亀田・横越地区	28,926	4	2	6
21	(有)郷土衛生社	亀田・横越地区	29,278	4	3	7
22	クラウン建設(株)	亀田・横越地区	36,184	3	2	5
23	新潟ガラスリサイクルセンター (株)	亀田・横越地区	12,289	5	3	8
24	江南区資源リサイクル組合	亀田・横越地区	9,637	0	6	6
25	(株)石山商店	巻広域地区	68,119	4	6	10
26	(株)ミツワクリーナー	巻広域地区	58,056	5	3	8
27	(株)西川クリーナー	巻広域地区	22,620	3	5	8
28	早川 浩行	巻広域地区	20,221	2	2	4
29	(株)柿島清掃	巻広域地区	46,664	3	2	5
30	(有)潟東環境保全工業	巻広域地区	21,511	3	3	6
31	(一社)新潟市環境整備推進機構	新津地区、亀 田・横越地区	24,113	7	14	21
合計			3,014,788	285	235	520

(出典：新潟市提供資料)

#### イ 予算及び決算額

家庭ごみ収集運搬業務に係る委託料の予算及び決算額の推移は以下のとおり、委託料は増加傾向にある。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	2,995,372	3,005,883	3,014,793
決算額	2,995,298	3,005,883	3,014,788

(出典：新潟市提供資料)

#### ウ 家庭ごみ収集運搬業務に関する関連要綱・要領について

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村が行うことが定められており、新潟市では一部地域を除き、家庭ごみ収集運搬業務を31の業者に業務委託している。

業務委託先の選定に関しては、以下の理由により一般競争入札ではなく、随意契約により事業者を選定している。

【一者随意契約の理由（「一者随意契約審査委員会資料」より抜粋）】

当該業務は、市内の家庭から排出される一般廃棄物を、一般廃棄物処理計画に従って生活環境の保全上支障が生じないうちに収集するとともに、定められた収集区域を迅速かつ適切に収集できる業者を選定する必要がある。

以上を踏まえ、収集区域を熟知している業者を選定した。

一方で、新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱第2条には、以下のよう規定されており、要綱と実態が乖離しているものとなっている。

（契約の締結）

第2条 家庭ごみ収集運搬業務を委託しようとする場合は、次の各号に掲げる場合を除き、制限付一般競争入札（本市が入札に参加するものの資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。以下「競争入札」という。）の方法より家庭ごみ収集運搬業務に係る委託契約を締結するものとする。

- （1） 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- （2） 競争入札に付することが不利と認められるとき
- （3） 競争入札に付し入札者がいないとき
- （4） 落札者が家庭ごみ収集運搬業務に係る委託契約を締結しないとき

新潟市では「新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱」の他、以下の要領も定められているが、現状は運用されていない状況にある。

- ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託に関する低入札価格取扱要領
- ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会設置要領

当該要綱・要領は、いずれも平成17年に制定しており、それまで清掃事務所が担当していた収集運搬業務の一部を、平成18年度から民間に業務委託するために作成した経緯があり、それ以降一者随意契約を継続しているが、要綱・要領の改訂が行われていなかったとのことである。

要綱は特定の事業や施設の運営に関する指針や基準を定めているものであるため、実態に即して適切に改訂すべきである。

指摘 20

家庭ごみ収集運搬業務に係る以下の要綱、要領が実態と乖離したものとなっている

ため、適切に改訂すべきである。

- ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱
- ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託に関する低入札価格取扱要領
- ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会設置要領

エ 家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算について

家庭ごみ収集運搬業務の委託料はその性質上、安定的、継続的に業務が遂行できるように、業務遂行に必要な費用を補償し、適正利益を加算して業務遂行するに足る額を算出する必要がある。この点、新潟市では、家庭ごみ収集運搬業務は一者随意契約にて31の事業者により外部委託を行っているため、原価計算方式に基づき予定価格を積算し、算定された予定価格に基づき委託料を決定している。

< 予定価格の算定方法 >

予定価格の算定式	必要台数（※1）×車両単価（※2）
※1：必要台数	収集運搬を行う年間ごみ量に基づき、必要台数を算出
※2：車両単価	車両1台当たりの直接経費を見積り、これに諸経費率、利益を加算のうえ、車両1台当たりの単価を算出

家庭ごみ収集運搬業務の予定価格の積算資料を閲覧したところ、以下の項目において問題点・課題が識別された。

項目		課題・問題点	方向性
人件費	給与・賞与	類似業務であるし尿収集運搬業務と比較し、給与・賞与が低く見積もられている。	?
	一般福利費	退職積立金及び厚生費で構成されている。厚生費は団体保険料、健康診断、旅行助成など、委託先の福利厚生に係るものであるため、直接費に含めるべきではない。	↑
物件費	減価償却費	車両価格の見直しが行われていないため、車両価格が低く設定されている可能性がある。一方、塵芥車は通常10年以上使用されているが、耐用年数は8年で減価償却費を算定しており実態と乖離している。	↓ ↑
	燃料費	類似業務であるし尿収集運搬業務と比較し、軽油単価が10円低く見積もられている。	?
	消耗品費	タイヤなどが平成20年購入実績により積算されており、物価高騰が考慮されていない。	↓

↑ 積算が過大      ↓ 積算が過少      ? 合理的な水準か不明

上記のように、現状の予定価格の積算方法は実態を反映していないものとなっているため、実態に即した予定価格の積算方法に見直すことが望まれる。

なお、予定価格の積算方法を見直す上で、以下の点に留意されたい。

全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 委託業者の実態を把握するために決算書を入手し、コスト構造を把握することが必要</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 委託業務の内容に見合った適正な人件費単価を積算するため委託業者の人件費調べを行うことが有用</li> <li>➤ 福利厚生費は直接経費ではないため人件費ではなく諸経費に含めるべき</li> </ul>
物件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 委託業者の財務諸表を分析し物件費の単価面に関して実態に合わせ物価高騰分を考慮すべき</li> <li>➤ 高額となる車両費は実際の使用年数を考慮し耐用年数を決定する</li> </ul>

なお、市は家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者と委託料についての勉強会を開始している。当該勉強会を通じて実態を把握し適切な予定価格の算定方法を検討されることを期待する。

#### 指摘 21

家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算方法は実態を反映したものになっていないため、実態に合わせて予定価格の積算方法を見直すことが望まれる。なお、市は家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者と委託料についての勉強会を開始している。当該勉強会を通じて実態を把握し適切な予定価格の算定方法を検討されることを期待する。

#### オ 家庭ごみ収集運搬業務に係る検査手続の明確化・効率化について

新潟市では、家庭ごみ収集運搬業務に係る委託契約に基づき、委託業者から毎月「履行届」及び「ごみ収集車稼働日誌」を書面で入手し、委託業務の履行を確認した上で検査調書を作成している。

「履行届」及び「ごみ収集車稼働日誌」の様式は以下のとおりであり、「履行届」は委託業者ごとに月 1 枚、「ごみ収集車稼働日誌」は運転員の稼働人数×稼働日数分の日誌が綴られており、大規模な委託業者の場合、1 ヶ月分で 1,000 枚を超える。そのため、市における履行の確認は「履行届」に基づいて行われ、「ごみ収集車稼働日誌」は閲覧する程度であるとのことである。

履行届	ごみ収集車稼働日誌																																																																																																																																					
<p style="text-align: center;">(様式1)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">新潟市長</p> <p style="text-align: right;">住 居 氏 名</p> <p style="text-align: center;">履 行 届</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり、委託業務を履行しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業 務 名 家庭ごみ収集運搬業務  2 履行場所 同  3 請負金額 同  4 履行期間 令和 年 月 日から  令和 年 月 日まで  5 履行年月日 令和 年 月 日  6 履行内容 ごみ収集車稼働日誌のとおり (様式2)</p>	<p style="text-align: center;">(様式2)</p> <p style="text-align: right;">受託者名 _____</p> <p style="text-align: center;">ごみ収集車稼働日誌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">履行年月日</th> <th colspan="2">天 候</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職 名</th> <th rowspan="2">氏 名</th> <th rowspan="2">氏数回数</th> </tr> <tr> <th>令和 年 月 日</th> <th>曜日</th> <th>晴・曇・雨・雪</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th colspan="2">車両番号</th> <th colspan="2">記 入 者 氏 名</th> <th rowspan="2">作業員</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>車 両 番 号</th> <th>記 入 者 氏 名</th> <th colspan="3"></th> <th>存在</th> <th>合計</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>乗務所 出庫時間</th> <th>乗務所 帰庫時間</th> <th>乗務形態</th> <th>乗務作業</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <td>?</td> <td>?</td> <td>?</td> <td>?</td> <td>?</td> <td>?</td> <td>?</td> <td>?</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>台 数</th> <th>ごみ種</th> <th>収集場所</th> <th>積込 開始時刻</th> <th>積込 終了時刻</th> <th>乗務員等 乗入時刻</th> <th>処理場等 出発時刻</th> <th>積載量</th> <th>備 考</th> </tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>?</td><td>kg</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="8">連絡事項</td> </tr> </tbody> </table>	履行年月日		天 候		区分	職 名	氏 名	氏数回数	令和 年 月 日	曜日	晴・曇・雨・雪	その他	車両番号		記 入 者 氏 名		作業員				車 両 番 号	記 入 者 氏 名				存在	合計	合計	乗務所 出庫時間	乗務所 帰庫時間	乗務形態	乗務作業					?	?	?	?	?	?	?	?	台 数	ごみ種	収集場所	積込 開始時刻	積込 終了時刻	乗務員等 乗入時刻	処理場等 出発時刻	積載量	備 考	1			?	?	?	?	kg		2			?	?	?	?	kg		3			?	?	?	?	kg		4			?	?	?	?	kg		5			?	?	?	?	kg		6			?	?	?	?	kg		7			?	?	?	?	kg		8			?	?	?	?	kg		連絡事項							
履行年月日		天 候		区分	職 名					氏 名	氏数回数																																																																																																																											
令和 年 月 日	曜日	晴・曇・雨・雪	その他																																																																																																																																			
車両番号		記 入 者 氏 名		作業員																																																																																																																																		
車 両 番 号	記 入 者 氏 名				存在	合計	合計																																																																																																																															
乗務所 出庫時間	乗務所 帰庫時間	乗務形態	乗務作業																																																																																																																																			
?	?	?	?	?	?	?	?																																																																																																																															
台 数	ごみ種	収集場所	積込 開始時刻	積込 終了時刻	乗務員等 乗入時刻	処理場等 出発時刻	積載量	備 考																																																																																																																														
1			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
2			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
3			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
4			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
5			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
6			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
7			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
8			?	?	?	?	kg																																																																																																																															
連絡事項																																																																																																																																						

しかし、家庭ごみ収集運搬業務は性能発注ではなく、仕様発注であるため、業務が履行されたことのみを以て検査を完了するのではなく、仕様に従って業務が遂行されているかを検査する必要がある。

現状、検査項目は履行が完了していること以外に明確になっていないため、検査項目を明確にし、仕様に従って業務が履行されているか検査することが望まれる。

なお、検査項目は、仕様書における重要事項である曜日別収集区域、収集運搬車両の稼働状況（乗車人数・距離・時間）、回収漏れの有無などが考えられる。

### 意見 36

家庭ごみ収集運搬業務委託契約は仕様発注であるため、仕様に従って業務が履行されているか検査することが必要である。現状、検査項目は履行が完了していること以外に明確になっていないため、検査項目を明確にし、仕様に従って業務が履行されているか検査することが望まれる。なお、検査項目は、仕様書における重要事項である曜日別収集区域、収集運搬車両の稼働状況（乗車人数・距離・時間）、回収漏れの有無などが考えられる。

また、現状、「ごみ収集車稼働日誌」に検査のために必要な情報が含まれているが、前述のとおり、「ごみ収集車稼働日誌」は運転員の稼働人数×稼働日数分が紙で綴られているため、業者ごとの稼働状況の一覧性はなく、部分的に提出されていなくてもそれを発見することは困難な状況にある。

検査手続の実効性を確保し、効率的に検査を実施するために、検査に必要な情報を整理し報告様式を見直した上で、電子データで提出させることが望ましい。なお、「コ 家

家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進」に記載した取り組みを推進することで実績報告の有効性・効率性が向上する可能性があるため併せて検討することが有用と考える。

#### 意見 37

家庭ごみ収集運搬業務における検査手続の実効性を確保し、効率的に検査を実施するために、検査に必要な情報を整理し報告様式を見直した上で、電子データで提出させることが望ましい。なお、「コ 家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進」に記載した取り組みを推進することで実績報告の有効性・効率性が向上する可能性があるため併せて検討することが有用と考える。

#### カ 業務評価の未実施（実績報告書の必要性）

家庭ごみ収集運搬業務に係る仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかった。業務評価は年間を通じて仕様に従った成果を得られたかを評価するものであり、以下の評点で評価される。

評点	基準
1	物品の品質、納入などで仕様を超える成果があった
2	仕様書により仕様どおりの成果を得た
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た
5	仕様を達成できなかった

（出典：新潟市「物品等契約事務の手引き」）

一方、新潟市では、家庭ごみ収集運搬業務の検査手続は月次の履行届にて実施しているため、委託業者に年度の実績報告書の提出は求めている。しかし、年間を通じて委託業者が実施した業務が仕様に従い業務が遂行されたか検査するには、年度の実績報告書の提出を求める必要がある。

そのため、業務評価を実施するために必要な情報を網羅する実績報告書の様式を整備のうえ、委託業者に実績報告書の提出を求め、適切に業務評価を行うべきである。

なお、情報収集・分析の効率化のために定量情報はデータで入手することが望ましい。

#### 指摘 22

家庭ごみ収集運搬業務に係る仕様書には業務評価を行うことが明記されているが、市は当該業務評価を行っていない。委託業者に業務評価に必要な情報を実績報告書と

して提出させ、適切に業務評価を行うべきである。

#### キ 仕様書に記載された研修の未実施について

家庭ごみ収集運搬業務に係る仕様書では、「受託者は、本業務を円滑に遂行するため、作業員等に対し必要な研修を実施し、書面により市へ報告するものとする」とされている。しかし、当該報告を行っている委託業者は31業者中7業者のみであり、24業者は当該報告が行われておらず、大部分の委託業者が、市が発注した仕様を満たしていない状況にあった。これに対して新潟市は、報告がない委託業者に対して確認や指導を行っていなかった。

そのため、市は委託業者の研修の実施状況をモニタリングし、研修を実施していない委託業者に対して適切に指導すべきである。なお、小規模な事業者において、自社で研修を実施することが困難な場合、市が研修を企画することや大規模事業者が実施する研修に参加するなど、小規模事業者の支援を検討することも必要と考える。

#### 指摘 23

家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者の大部分が、作業員等に対して必要な研修を実施しておらず、市が発注した仕様を満たしていない状況にあった。そのため、委託業者の研修の実施状況をモニタリングし、研修を実施していない委託業者に対して適切に指導すべきである。なお、小規模な事業者において、自社で研修を実施することが困難な場合、市が研修を企画することや大規模事業者が実施する研修に参加するなど、小規模事業者の支援を検討することも必要と考える。

#### ク 事業者評価の必要性

家庭ごみ収集運搬業務はその業務の性質上、継続的かつ安定的に業務を遂行されることが求められることから、新潟市では、家庭ごみ収集運搬業務を全て一者随意契約としている。

市はエリアごとに31事業者と業務委託契約を締結しているが、委託業者の中には小規模事業者や個人事業主も含まれている。事業継続については企業規模に関わらず存在するリスクであるが、小規模事業者や個人事業主については、病気や交通事故により事業遂行が困難になるリスクや年齢等により廃業を選択するというリスクが相対的に高いと考えられる。

家庭ごみ収集運搬業務は1日でも滞ると市民生活に重大な影響を与えることから、事業者が継続的かつ安定的に業務を遂行できるかに関して毎期事業者評価を実施することが望ましい。

なお、事業者評価には以下の評価項目が含まれるものとする。

- 事業継続の意思
- 事業者の財政状態
- 人員体制
- 病気など不測の事態が発生した場合の代替プラン（個人事業主や小規模事業者の場合）

#### 意見 38

家庭ごみ収集運搬業務は1日でも滞ると市民生活に重大な影響を与えることから、事業者が継続的かつ安定的に業務を遂行できるかに関して毎期事業者評価を実施することが望ましい。

#### ケ 使用車両への「ドライブレコーダーの設置」について

新潟市では、委託業者が家庭ごみ収集運搬業務に使用する車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けておらず、「家庭ごみ収集運搬業務仕様書」に「ドライブレコーダーの設置」に関して特段記載されていない。

これについて、車両台帳を閲覧したところ、自主的にドライブレコーダーを設置している事業者と設置していない事業者があるという現状であった。

家庭ごみ収集運搬は市町村の責務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2）であり、委託業者が収集運搬業務中に重大事故が発生した場合、新潟市は発注者としての責任を負うことになる。交通事故及びトラブル発生時における責任の明確化を図るとともに、運転手・作業員の安全運転意識及びマナーの向上を図る観点から、仕様書にドライブレコーダーを設置することを明記し、使用車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けることが望ましい。

なお、ドライブレコーダーのデータ管理・運用に関しては、「新潟市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱」を参考とすることが考えられる。

#### 意見 39

新潟市では、委託業者が家庭ごみ収集運搬業務に使用する車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けていないが、交通事故及びトラブル発生時における責任の明確化を図るとともに、運転手・作業員の安全運転意識及びマナーの向上を図る観点から、仕様書にドライブレコーダーを設置することを明記し、使用車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けることが望ましい。



## コ 家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進

人口減少によりごみ量は微減傾向にあるが、集合住宅の増加、高齢者などのごみ出し対応によるごみ集積場の分散化が進行しており、ごみ集積場は増加傾向にある。また、燃料価格をはじめ、あらゆるコストが上昇しており家庭ごみ収集運搬に係る委託料は増加傾向にある。一方で委託業者は労働人口が減少するなか、継続して作業員を確保していかなければならない。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人口(人)	786,006	782,107	776,468	770,863	764,193
収集量(t)	170,465	173,519	167,944	166,687	166,077
ごみ集積場数(箇所)	15,544	15,713	15,833	15,892	16,008
委託料(千円)	2,945,835	2,972,912	2,995,298	3,005,853	3,014,788

※人口は各年度末の人口

(出典：新潟市提供資料)

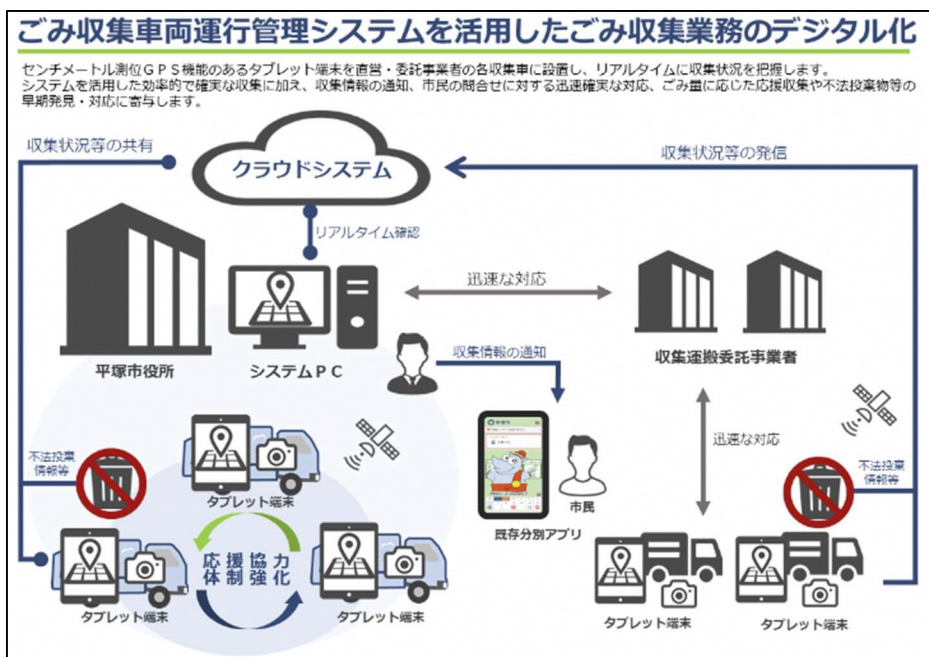
このような環境下で自治体は持続可能なごみ収集運搬体制を構築していかなければならず、そのためにはごみ収集運搬業務の効率化が不可欠である。

近年、ごみ収集運搬業務にデジタル化を導入する自治体が増加しており、一定の成果が認められている。

例えば、神奈川県座間市では、塵芥車にタブレット端末を搭載し、車両の位置情報、収集状況をリアルタイムで共有し、ドライバー同士が相互に協力することで、塵芥車の積載量を高め、処分場までの運搬回数を大きく削減している。ベンダーの報告資料によれば、車両の平均積載量が14%増加し、往復1時間程度かかる処分場への運搬回数が18%改善したと報告されている。

神奈川県座間市以外にも埼玉県春日部市、神奈川県平塚市、宮城県仙台市など、多くの自治体が類似するシステムを導入しごみ収集運搬体制の構築に乗り出している。

<参考：神奈川県平塚市の導入事例>



(出典：平塚市 HP)

また、神奈川県藤沢市では、塵芥車にドライブレコーダーを設置し、街中のゴミを撮影することでゴミの量を計算し、ゴミの総量だけでなく収集地区ごとの量を把握することで、収集運搬効率の向上を図っている。

新潟市では、家庭ごみ収集運搬業務の大部分を外部委託しているため、委託業者の協力が必要となるが、持続可能なごみ収集体制を構築するためにデジタル化を推進することが望まれる。

なお、内閣府が交付しているデジタル田園都市国家構想交付金等の対象となる可能性もあるため、交付金の利用と併せて検討することが望ましい。

#### 意見 40

家庭ごみ収集運搬業務について、持続可能なごみ収集体制を構築するためにデジタル化を推進することが望まれる。

### ② し尿収集運搬業務

#### ア 業務内容

し尿収集運搬業務は、くみ取りの必要なトイレからし尿を収集し、市が指定する処理施設へ運搬する業務であり、新潟市は当該業務を一般社団法人新潟市環境整備推進機構に一者随意契約により委託している。

#### イ 予算及び決算額

予算及び決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	325,325	326,183	313,116
決算額	324,124	326,183	313,104

(出典：新潟市提供資料)

#### ウ 合理化事業計画

し尿等の一般廃棄物の処理（収集・運搬・処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項において、市町村の責務とされており、市町村はし尿の収集運搬を安定的、継続的に遂行できる体制を構築することが求められている。

新潟市ではし尿の収集・運搬業務を外部に委託しているが、下水道の普及によりし尿及び浄化槽汚泥の収集量は年々減少し、委託業者の経営に影響を及ぼしている。その影響への対処は委託業者の経営努力が基本となるが、委託業者の経営状況が悪化し、事業継続が困難になれば、新潟市が責務を果たすことができなくなる。そのため、将来にわたり、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業者の業務の安定を保持することや、経営の近代化及び規模の適正化を図ることを目的に「新潟市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画」（以下、「合理化事業計画」）を策定している。

合理化事業計画は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」第3条第1項に基づき、平成28年に第1期計画（平成28年度～平成32年度）が策定され、現在第2期計画中となる。

第2期合理化事業計画の要旨は以下のとおりである。

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集運搬業者自らが事業の再編を確実に進める</li> <li>・市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る</li> <li>・し尿収集体制の最適化や経費の削減を実施する</li> <li>・下水道整備計画の見直しを背景に、実行に当たっては、終期を見据え取り組む</li> </ul> <p>また、浄化槽汚泥の収集運搬に係る車両については、支援策である代替業務の提供により、業者間の統廃合など自主的な業界再編を促し、減車を図るものとする。</p>
対象事業者	一般廃棄物処理業者（し尿）6社

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社新潟市環境事業公社</li> <li>・環境整備株式会社</li> <li>・株式会社横山</li> <li>・有限会社クボタクリーン</li> <li>・有限会社ひまわり</li> <li>・株式会社クリーン公社</li> </ul>
実施期間	令和3年度から令和7年度までの5年間
実施内容	<p>① 事業の転換のための援助</p> <p>対象事業者が事業の転換を図る場合において、次のような業務を提供し、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格の取得や近代経営等のための研修等の援助策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 廃棄物処理施設等の維持管理業務</li> <li>イ 廃棄物等の収集運搬業務</li> <li>ウ 公共下水道施設の汚泥等運搬業務</li> <li>エ 農業集落排水施設の汚泥等運搬業務</li> <li>オ 公設浄化槽保守管理業務</li> <li>カ その他本市が民間事業者へ委託することができる業務</li> </ul> <p>② し尿等の収集運搬業務の効率化のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア し尿収集運搬車両の専用化</li> <li>イ し尿収集運搬委託料の年額制</li> </ul> <p>③ 事業再編計画の策定</p> <p>対象事業者は、市の合理化事業計画を踏まえ、業務体制の合理化を図るため事業再編計画を策定するものとする。</p>

(出典：合理化事業計画より抜粋)

上記実施内容のうち、「①事業の転換のための援助」として、一者随意契約にて以下の26業務をし尿収集運搬業者に委託している。

(単位：千円)

	委託業務名	令和6年度 予算額	所管課
1	亀田一般廃棄物処理場 特定5品目処理等業務	24,200	循環社会推進課
2	巻処理センター脱水汚泥運搬業務	2,640	

	委託業務名	令和6年度 予算額	所管課	
3	学校給食残渣収集運搬業務	13,504		
4	家庭ごみ収集運搬業務 (亀田地区/プラマーク容器包装)	15,461	廃棄物対策課	
5	家庭ごみ収集運搬業務 (新津地区/粗大ごみ)	8,809		
6	プラスチックセレクトセンター 不適物可燃残渣運搬業務	3,200		
7	プラスチックセレクトセンター 不適物不燃残渣運搬業務	29		
8	新潟プラスチック油化センター 不適物可燃残渣運搬業務	10,489		
9	新潟プラスチック油化センター 不適物不燃残渣運搬業務	122		
10	巻広域ペットボトル・乾電池拠点回収業務	2,247		
11	浄化槽台帳整理に係る業務	440		環境対策課
12	地盤沈下観測井小屋設置地の草刈業務	403		
13	鎧潟クリーンセンター受付計量業務	15,411		循環社会推進 課
14	鎧潟クリーンセンター施設間運搬業務	5,214		
15	赤塚第4埋立処分地埋立管理業務	23,280		
16	使用済小型家電拠点回収業務	695		
17	事業系ごみ展開検査業務	500	廃棄物対策課	
18	古紙拠点回収業務	5,265		
19	下山ポンプ場洗砂運搬業務	1,202	下水道部	
20	中部下水処理場沈砂池・汚泥前処理し渣運搬業務	5,087		
21	大淵処理場汚泥運搬業務	3,696		
22	中部下水処理場洗砂施設し渣運搬業務	759		
23	船見下水処理場し渣運搬業務	686		
24	農業集落排水マンホールポンプ槽内清掃及び汚泥 運搬業務	1,155		
25	白根水道町ポンプ場揚砂運搬業務	101		
26	新潟市公設浄化槽保守管理業務	13,020		
	合計	157,615		

(出典：新潟市提供資料)

また、年間し尿処理量の減少に伴い、以下のように委託車両の台数を減車する計画となっている。

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間し尿要処理量	(kl)	11,907	11,038	10,286	9,568	8,968
計算車両台数	(台)	13	13	12	12	11
要処理車両台数	(台)	13	13	12	12	11
要減車車両台数	(台)	—	—	1	—	1
減車計画台数	(台)	—	—	1	—	1
委託車両台数	(台)	13	13	12	12	11

注 1 年間し尿要処理量 : 別表2「生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生予測」による

2 計算車両台数 : 1台当たりの年間適正収集運搬量を基準として収集地区ごとに計算した台数

3 要処理車両台数 : 収集地区ごとの収集実態を踏まえて確定した合計台数

4 要減車車両台数 : 前年度要処理車両台数 - 次年度要処理車両台数

5 減車計画台数 : 新潟市合理化事業計画によるもの

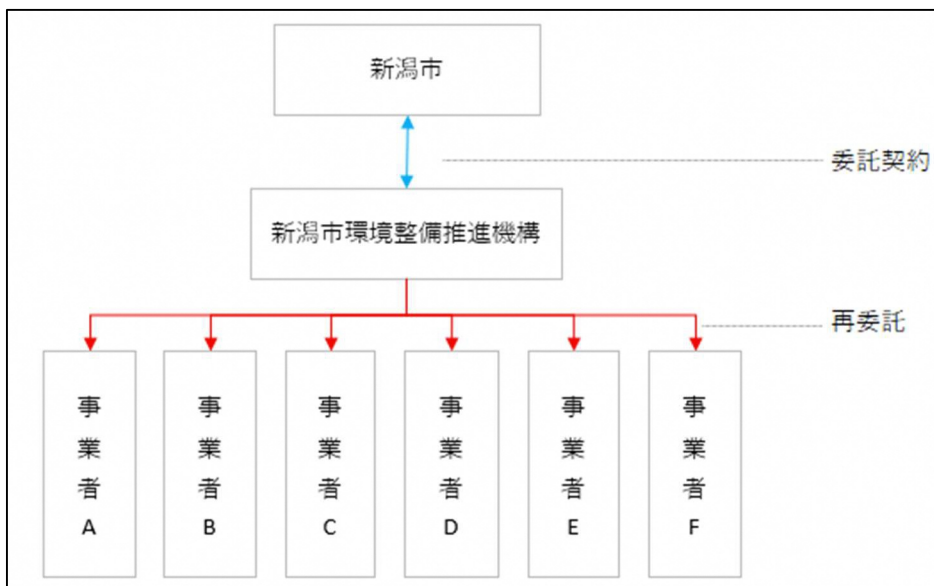
(出典：合理化事業計画より抜粋)

#### エ し尿収集運搬業務に係る契約（再委託の禁止）

新潟市は、し尿収集運搬業務を一般社団法人新潟市環境整備推進機構と一者随意契約を締結している。一般社団法人新潟市環境整備推進機構は、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者が平成26年8月に設立した一般社団法人であり、合理化事業計画を策定するにあたり、新潟市との協議窓口となり、し尿収集運搬業者の事業再編計画を策定主体となっている団体である。そのため、一般社団法人新潟市環境整備推進機構はし尿収集運搬業務を行っておらず、実際の業務はその構成員であるし尿収集運搬業者が実施している。

すなわち、一般社団法人新潟市環境整備推進機構は、し尿収集運搬業務の契約窓口となり構成員であるし尿収集運搬業者に業務を再委託するスキームとなっている。

<イメージ図>



(出典：契約内容等をもとに監査人が作成)

しかし、し尿収集運搬業務に係る委託契約書を閲覧したところ、委託契約書第5条に再委託の禁止が規定されており、実態と不整合が生じている。

これは当該委託契約書が新潟市の標準雛形を基礎に作成されているが、必要な条項の見直しが漏れたことによるものとのことである。

実態に合わせて契約条項を見直すとともに、契約手続に係るチェック体制を強化することが望まれる。

#### 指摘 24

し尿収集運搬業務に係る委託契約は再委託を前提としているにも関わらず、委託契約書に再委託の禁止が規定されている。実態に合わせて契約条項を見直す必要がある。

#### オ し尿収集運搬業務に係る予定価格の積算について

合理化事業計画において「し尿収集運搬委託料の年額制」を支援策の1つとしている。これは、し尿の年間収集運搬量にかかわらず、合理化事業計画に基づいた台数に1台当たりの予定価格を乗じて委託料を算定するものである。すなわち、合理化事業計画に基づいた台数分は、実際の稼働状況にかかわらず1年間フル稼働を前提とした委託料が保証されるため、フル稼働に満たない分が本来あるべき委託料に上乗せされていることになり、これを経営の合理化を図るための原資として想定されている。

1台当たりの予定価格は委託料原価計算書にて積算しているが、委託料原価計算書を



閲覧したところ、以下の項目において課題・問題点が発見された。

項目	課題・問題点	方向性	
人件費	給与・賞与	類似業務である家庭ごみ収集運搬業務と比較し、給与・賞与が高く見積もられている（1.5倍以上）。	↑
	一般福利費	退職積立金及び厚生費で構成されている。厚生費は団体保険料、健康診断など、委託先の福利厚生に係るものであるため、直接費に含めるべきではない。	↑
物件費	減価償却費	車両台帳を確認したところ、車両は1.8t～3tの車両があるが、3t車を基礎に積算している。 車両は通常10年以上使用されているが、耐用年数は4年で減価償却費を算定しており実態と大幅に乖離している（25年以上使用している車両もある）。 なお、家庭ごみ収集運搬業務で使用する塵芥車（8年）と比較しても短い年数が設定されている。	↑
	公租公課	1.8t～3tの車両があるが、3t車を基礎に積算している。	↑
	燃料費	類似業務である家庭ごみ集運搬業務と比較し、軽油単価が10円高く見積もられている。	↑
	消耗品費	1.8t～3tの車両の場合、前輪がシングルタイヤ、後輪はダブルタイヤが一般的であるため通常6本のタイヤを装着しているが、1度の交換でタイヤ8本分が積算されている。	↑

↑ 積算が過大      ↓ 積算が過少      ? 合理的な水準か不明

上記に記載のとおり、全体として積算が過大になっており、家庭ごみ収集運搬業務に係る4t塵芥車と比較すると2倍以上の車両単価となっていた。

これについて市に理由を聴取したところ、し尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用分を各費目の積算に織り込んでいるとのことであった。

しかし、し尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用分は「し尿収集運搬委託料の年額制」を採用することで既に織り込まれているはずであり、1台当たりの予定価格にし尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用を含める必要はないと考える。仮に予定価格に経営の合理化を図るための費用を織り込むのであれば、各費目で調整するのではなく、各費目は適正に積算した上で、合理化費用を別途加算すべきである。

また、合理化事業計画はし尿収集運搬事業者を支援するものであるが、過度に優遇す



るものではないため、し尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用の適切な水準を検討するとともに、委託料の積算においてこれを明確にすべきである。

#### 指摘 25

し尿収集運搬業務に係る委託料の積算に不合理な点が多数発見された。  
合理化事業計画はし尿収集運搬事業者を支援するものであるが、過度に優遇するものではないため、し尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用の適切な水準を検討するとともに、委託料の積算においてこれを明確にすべきである。

#### カ 合理化事業計画終了に向けた取り組み

新潟市では平成 28 年に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき合理化事業計画を策定し、し尿収集運搬事業者が業者自らによる事業再編の推進、他業務への転換に向けた支援措置を実施してきた。

また、事業者側は自ら事業再編計画書を作成し、し尿処理量及び収集件数に見合う体制構築に取り組んできた。事業者が作成した事業再編計画書の要旨は以下のとおりである。

##### 【目標】

- ① し尿収集運搬業者自らが事業の再編を確実に進める
- ② 市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る。
- ③ し尿収集体制の最適化や経費の削減を実施する（事業者は令和 7 年度までに 1 者もしくは 2 者とする）
- ④ 下水道整備計画の見直しを背景に、終期を見据え取り組む

（出典：（一社）新潟市環境整備推進機構「事業再編計画書」）

令和 5 年度現在、合理化事業計画は第 2 期計画進行中であり、合理化事業計画が終了する令和 7 年度まで残り 2 年を切っている。また、第 2 期計画策定時点で合理化事業計画は第 2 期で終了することを（一社）新潟市環境整備推進機構と合意しており、計画の延長は予定されていない。

しかし、監査時点において、事業者は 6 事業者のままであり、再編に向けた方向性は示されていない。また、市の委託に頼らない自立した経営の合理化に関する効果測定なども実施されていない。

事業再編計画書の目標が達成できないまま合理化事業計画が終了した場合、し尿収集運搬業者は自立した経営ができず、経営基盤が脆弱になり、安定してし尿及び浄化槽汚泥の適性処理を確保することが困難となる可能性がある。

市は合理化事業計画が終了する令和 7 年度までに、事業者の事業再編計画書の進捗状

況、達成状況を評価し、遅れている事項については市が積極的に関与し、目標を達成できるように働きかけることが望まれる。

#### 意見 41

市は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画が終了する令和7年度までに、事業者の事業再編計画書の進捗状況、達成状況を評価し、遅れている事項については市が積極的に関与し、目標を達成できるように働きかけることが望まれる。

#### キ 合理化事業計画に基づく一者随意契約

合理化事業計画における重要な目標の一つに「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことがある。他方で、令和5年度において、新潟市は合理化事業計画に基づき26件157,615千円の事業を（一社）新潟市環境整備推進機構と一者随意契約により締結しており、また、令和5年度以前も同様の契約が長期において継続していた状況である。

「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことを目標としながら、計画期間中において同一事業の一者随意契約を長期間継続することは、かえって事業者が市からの委託だけに頼る状況に陥っていないか検討すべきであると考えられる。場合によっては計画期間中であっても一部の事業を競争入札へ切り替えて、事業者の競争力を高めるよう促すことも一案であると考えられる。

#### 意見 42

合理化事業計画における重要な目標の一つに「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことがある。他方で、令和5年度において、新潟市は合理化事業計画に基づき26件157,615千円の事業を（一社）新潟市環境整備推進機構と一者随意契約により締結しており、また、令和5年度以前も同様の契約が長期において継続していた状況である。

「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことを目標としながら、計画期間中において同一事業の一者随意契約を長期間継続することが、かえって事業者が市からの委託だけに頼る状況に陥っていないか検討することが望まれる。

### ③ し尿処理手数料の管理

#### ア 業務の概要

##### ● し尿処理手数料

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において以下のように規定さ

れており、し尿の収集、運搬及び処分に関する手数料として、くみ取り依頼者からし尿処理手数料を徴収している。

し尿処理手数料は地方自治法第 227 条の手数料に該当するため、し尿処理手数料に係る債権は非強制徴収公債権に分類される。

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

第 36 条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

2 前項の規定による手数料の額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し、必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 より抜粋

種別	区分	手数料の額
し尿	1 一般世帯（定額制） 人頭割額 回数料 月 1 回を超える場合	1 人につき月額 370 円 1 回につき 515 円
	2 前号の基準により難しいもの又は特別の事由のあるもの（従量制）	18 リットルにつき 155 円

● 債権管理

し尿処理手数料は、新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システム（以下、「清掃システム」という）により管理されている。

くみ取り式トイレは届け出が必要となっており、各区役所で申請を受け付け、台帳登録に登録し管理している。

● 滞納額及び不納欠損額の推移

し尿処理手数料の滞納額及び不納欠損額の推移は以下のとおりである。手数料の性質上、1 件当たりの金額は少額であるが、滞納件数が多いという特徴がある（令和 6 年 8 月時点で滞納件数は 1,623 件）。

決算年度	該当年度	件数 件	金額 千円 A	前年比較 千円 B	該当年度 現計調定額千円 C	欠損率 % D	決算年度 滞納繰越分			決算年度 現年度分		
							調定額千円 E	収入済額千円 F	収納率% G	調定額千円 H	収入済額千円 I	収納率% J
平成23年度	平成18年度	1,544	4,528	1,010	268,352	1.69	36,885	4,015	10.89	199,717	185,682	92.97
平成24年度	平成19年度	1,559	4,827	299	253,250	1.91	40,610	8,483	20.89	184,937	172,503	93.28
平成25年度	平成20年度	1,514	3,577	△ 1,250	237,458	1.51	38,317	9,395	24.52	178,945	167,594	93.66
平成26年度	平成21年度	1,517	3,874	297	226,374	1.71	34,780	7,647	21.99	163,284	154,485	94.61
平成27年度	平成22年度	1,507	4,723	849	211,409	2.23	30,754	4,740	15.41	149,301	141,462	94.75
平成28年度	平成23年度	1,523	4,974	251	199,718	2.49	28,036	3,908	13.94	138,297	132,331	95.69
平成29年度	平成24年度	1,433	3,645	△ 1,329	184,938	1.97	25,312	4,074	16.10	133,241	126,783	95.15
平成30年度	平成25年度	1,260	3,222	△ 423	178,945	1.80	23,129	3,257	14.08	125,409	119,386	95.20
令和元年度	平成26年度	1,257	3,323	101	163,283	2.04	21,991	2,183	9.93	120,121	111,745	93.03
令和2年度	平成27年度	1,165	3,175	△ 148	149,301	2.13	21,241	4,005	18.86	114,571	106,863	93.27
令和3年度	平成28年度	1,044	2,983	△ 192	138,297	2.16	18,119	1,775	9.80	110,573	103,124	93.26
令和4年度	平成29年度	1,000	3,005	22	133,240	2.26	17,297	1,320	7.63	103,971	97,077	93.37
令和5年度	平成30年度	982	3,062	57	125,409	2.44	16,523	1,380	8.35	98,736	92,053	93.23

件数及び金額：決算年度3月31日現在  
欠損率：D=A/C 滞納年度収納率G=E/F 決算年度収納率J=H/I

(出典：新潟市提供資料)

### イ し尿処理手数料に係る債権管理

新潟市は組織目標管理シートで「一般廃棄物処理手数料（し尿）の収納率向上に務める」ことを掲げ、令和5年度の目標値を現年の収納率97%と設定し、これを達成するために、現年度未納者に対し電話催告の強化や催告書の発送、現地調査を行い収納率の向上に取り組んでいる。

組織名	環境部 廃棄物対策課
組織目標	一般廃棄物処理手数料（し尿）の収納率の向上に努める
取組指標	現年の収納率（%）
R5年目標	97%
R5年結果	93.7%
主な取組	現年度未納者に対し、電話催告の強化や催告書の発送、現地調査を行い収納率の向上に取り組む。
目標達成状況	現年度滞納者に対し、夜間催告の強化や催告書の発送、現地調査を行ったが、目標を達成できなかった。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替の用紙を送付し納付の手間を省くことを促す</li> <li>夜間催告の人員を増やし、納入を促進させる</li> </ul>

(出典：新潟市「組織目標管理シート」より抜粋)

組織目標を現年の収納率に限定しているのは、滞納繰越となった債権は回収が困難なケースが多く費用対効果が見込めないことから、現年の収納率に注力することで滞納繰越となる債権を減らしていくという意図がある。

一方で新潟市では月次の滞納額の推移を把握していない状況にある。滞納債権については、期間が長期になればなるほど回収が困難になるため、タイムリーな催告が重要と考える。現年の収納率を向上させるために、滞納額を月次で定点観測し、部署内で滞納

債権の状況を共有しながら、効率的・効果的に取り組みを行うことが望ましい。

なお、滞納を発生させない観点から、催告と同時に口座振替の案内を同時に行うことが有効である。口座振替については利用者側にメリットがないと進まないケースが多いが、近年、利用者側にメリットを享受する口座振替キャンペーンを実施している自治体もあるため参考にされたい。

また、し尿処理手数料に係る債権は少額なものが多く現地調査を行った場合、債権額をコストが上回ることが多いと考えられるため、現地調査を実施するのは悪質な滞納者に限定すべきと考える。

#### 意見 43

し尿処理手数料の現年収納率を向上させるために、滞納額を月次で定点観測し、部署内で滞納債権の状況を共有しながら、効率的・効果的に取り組みを行うことが望ましい。

#### ウ 少額滞納者に相続が発生した場合の対応について

市の有する債権について、滞納者が死亡し相続が発生した場合には、市は相続人を特定し、相続人に対して請求手続を行うことになる。したがって、市は相続人を特定しなければ相続発生後の請求手続等を実行することができないことになる。

一方、新潟市ではし尿処理手数料にかかる滞納者死亡の少額な債権について、相続人を特定することは相当の手間がかかるため、地方自治法施行令第171条の5第3号及び新潟市債権管理条例第7条第4項に基づき、相続人の特定は行っていない。

#### 地方自治法施行令

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一～二略

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

#### 新潟市債権管理条例

(督促、滞納処分、強制執行等)

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、督促しなければならない。

2～3略

4 市長等は、非強制徴収債権について、自治令第171条の5から第171条の7までの

規定により、その徴収停止、履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務及びこれに係る損害賠償金等の免除をすることができる。

しかし、新潟市では滞納者が死亡し相続人を特定していない少額債権について台帳上の管理を継続しており、令和6年8月時点で116件(838,382円)の当該債権が台帳に登録されていた。

滞納者死亡の少額債権について相続人の特定を行わないのであれば、事実上回収を断念した債権となることから、消滅時効が成立するまで管理を継続する必要性はなく、むしろ管理を継続することで事務コストが発生すると考えられる。

そのため、し尿収集手数料の滞納者が死亡し、相続人の特定を行わない場合には、徴収停止の上で、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うことが望ましい。

#### 意見 44

し尿収集手数料の滞納者が死亡し、相続人の特定を行わない場合、回収できる見込みは限りなくゼロに近いと見られるため、徴収停止の上で、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うことが望ましい。

#### ④ 新潟市指定袋等保管業務

##### ア 新潟市指定袋等保管業務における仕様書への実地棚卸の明記

新潟市では、新潟市指定袋等保管業務を日本通運株式会社に委託しており、保管されている在庫数量に関しては月次で受入・払出・月末数量の報告を求めている。報告される受け払い表は棚卸差異を記載する欄はなく、過去に棚卸差異が発生したという報告を受けていない。また、仕様書には実地棚卸を実施して実在庫数量を報告する旨の記載がされていない。そのため、市に報告される月末数量は継続記録の結果である理論在庫であり、実在庫ではないと推察される。

委託業者が保管する家庭系ごみ指定袋等が新潟市の重要な財産であり、また誰もが使用可能な資産であるため、いわゆる「資産の流用」のリスクが相対的に高い資産である。そのため、少なくとも年に1度は実地棚卸を実施し、実際在庫数量及び棚卸差異を把握することが必要と考える。

そのため、仕様書に少なくとも年に1度は実地棚卸を実施してその結果を市に報告することを明記し、棚卸差異を適切に把握することが望ましい。

なお、必要に応じて所管課担当者が、委託業者が実施する実地棚卸に立ち会うことも考えられる。

## 指摘 26

委託業者が保管する家庭系ごみ指定袋等は新潟市の重要な財産であり、また誰もが使用可能な資産であるため、いわゆる「資産の流用」のリスクが相対的に高い資産である。そのため、少なくとも年に1度は実地棚卸を実施し、実際在庫数量及び棚卸差異を把握することが必要である。そのため、仕様書に少なくとも年に1度は実地棚卸を実施してその結果を市に報告することを明記し、棚卸差異を適切に把握することが望ましい。

### ⑤ 新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システム

#### ア 運用支援等業務における運用保守計画書の未入手

新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システム運用支援等業務委託仕様書において、委託事業者は運用保守計画書を作成し、契約締結後10日以内に市に納入することとされているが、市は運用保守計画書を入手していなかった。

仕様書によれば、運用保守計画書にはプロジェクト体制、会議体、作業環境、業務内容、運用ルール、成果物などの他、障害発生時の体制、対応手順について記載することになっているが、市は每期継続契約する業務であり、委託業者が実施する業務を概ね把握していることや重大な障害が発生していないため、運用保守計画書の必要性を認識していなかったとのことである。

委託業務の明確化、進捗管理、責任の明確化、契約の遵守などの観点から、運用保守計画書を入手し、事業者が運用保守計画書に従って業務を実施しているかモニタリングすべきである。

## 指摘 27

新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る運用支援等業務に係る運用保守計画書を入手していなかった。委託業務の明確化、進捗管理、責任の明確化、契約の遵守などの観点から、運用保守計画書を入手し、事業者が運用保守計画書に従って業務を実施しているかモニタリングすべきである。

#### イ 業務評価の未実施

新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る以下の業務委託契約について、仕様書に市は業務評価を行い記録の保存を行うものとされているが、下記いずれの業務委託契約も業務評価は実施されていなかった。

- ・運用支援等業務委託契約
- ・共通基盤機器更新に伴う連携機能改修業務委託契約
- ・インボイス制度対応に伴う機能改修業務委託契約

- ・住民記録システム標準化に伴う機能改修業務委託契約

業務評価は年間を通じて仕様に従った成果を得られたかを評価するものであり、以下の評点で評価される。

評点	基準
1	物品の品質、納入などで仕様を超える成果があった
2	仕様書により仕様どおりの成果を得た
3	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た
5	仕様を達成できなかった

(出典：新潟市「物品等契約事務の手引き」)

業務評価の評価結果は将来の事業者選定の基礎情報となるため、適切に業務評価を行いその結果を蓄積すべきである。

#### 指摘 28

新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る業務委託契約の仕様書に業務評価を行うことが明記されているものがあるが、市は当該業務評価を行っていない。業務評価の評価結果は将来の事業者選定の基礎情報となるため、適切に業務評価を行いその結果を蓄積すべきである。

### 3 廃棄物指導室

#### (1) 主な業務内容

- 産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項
- 産業廃棄物の収集運搬若しくは処分又は保管に係る調整及び指導に関する事項
- 産業廃棄物に係る相談指導に関する事項
- 一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項（事業系一般廃棄物に限る。）
- 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項
- 一般廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項（建築部建築行政課の所管するものを除く。）
- 使用済自動車の再資源化等に関する事項



(2) 個別検出事項

なし

4 清掃事務所

(1) 主な業務内容

- 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事項
- 一般廃棄物の適正処理の指導に関する事項
- 清掃作業用自動車の維持管理に関する事項

(2) 施設運営の概要

① 施設の概要

現在の清掃事務所は昭和 41 年に西清掃センターとして設置され、し尿処理施設や焼却施設等の役割を有していたが、施設の老朽化・統廃合等により、平成 14 年以降は収集運搬業務が主業務となった。平成 25 年には東清掃事務所と統合され、現在の清掃事務所となっている。

【沿革】

昭和 41 年	西清掃センター設置と同時にし尿処理施設完成
昭和 44 年	西清掃センター焼却施設完成
昭和 63 年	新田清掃センター稼働に伴い、焼却施設解体
平成 14 年	し尿処理施設解体、収集運搬業務のみ残る
平成 19 年	西清掃センターを廃棄物対策課の所管に移す
平成 20 年	西清掃センターから西清掃事務所へ名称変更
平成 25 年	東西清掃事務所を統合し、清掃事務所へ名称変更

(出典：新潟市提供資料)

清掃事務所の主要施設は事務所棟、第一車庫棟、第二車庫棟の 3 施設であるが、建物はいずれも老朽化が進んでいる。

施設名	建築年	用途
事務所棟	昭和 41 年	事務室、会議室、職員休憩室、洗濯室、乾燥室、浴室など
第一車庫棟	昭和 63 年	全車両の車両基地
第二車庫棟	昭和 46 年	市施設で処理できないタイヤ・リサイクル家電等を一時的に保管

(出典：新潟市提供資料を監査人が加工)

事務所棟



第一車庫棟



第二車庫棟



(出典：新潟市提供資料)

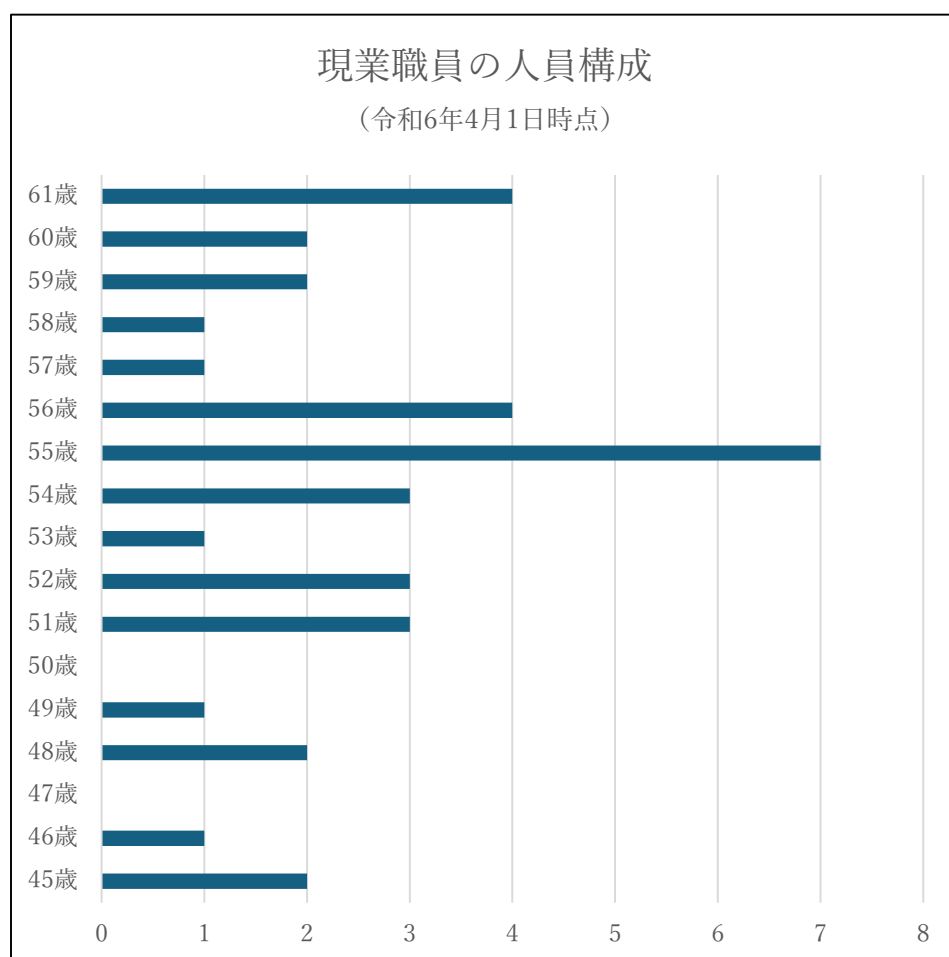
② 施設運営体制

清掃事務所は令和6年4月1日時点において、所長及び事務職員を含め39人で運営している。

	人数	備考
所長	1人	
事務職員	1人	再任用職員
現業職員（清掃技能員・自動車運転員）	37人	再任用職員4人含む
合計	39人	

（出典：新潟市提供資料を監査人が加工）

収集運搬業務等を行う現業職員の人員構成は以下のとおりであり、最年少の現業職員が45歳と高齢化が進んでいる。



（出典：新潟市提供資料を監査人が加工）

③ 所有車両の状況

清掃事務所では塵芥車 12 台、ダンプ及びトラック 10 台、パトロール車他 3 台の車両を所有している。所有車両の内訳及び用途は以下のとおりである。

【令和 6 年度 清掃事務所車両状況】

	業務名	車種	台数	使用車両			
				車種	登録No.	年式	燃料
1	家庭ごみ 収集運搬	2t～3t 塵芥車	6台	2t 塵芥車 (ハイブリッド)	新潟 800 す 8096	H28	軽油
2				2t 塵芥車 (ハイブリッド)	新潟 800 す 8891	H29	軽油
3				3t 塵芥車	新潟 800 す 9522	H29	軽油
4				2t 塵芥車 (プレス 式)	新潟 800 せ 3765	R5	軽油
5				3t 塵芥車	新潟 800 せ 1365	R2	軽油
6				3t 塵芥車	新潟 800 せ 2189	R3	軽油
7	各区支援  (臨時ごみ、 不法投棄等)	幌付き  塵芥車	8台	2t 平幌付き	新潟 100 す 5521	H20	軽油
8				1t 平幌付き	新潟 100 す 5575	H20	ガソリン
9				1t 平幌付き	新潟 100 す 5599	H20	ガソリン
10				1t 平幌付き	新潟 100 す 5574	H20	ガソリン
11				2t 塵芥車(プレス式)	新潟 800 せ 2827	R3	軽油
12				3t 塵芥車(プレス式)	新潟 800 せ 4379	R6	軽油
13				2t 塵芥車 (ハイブリッド)	新潟 800 せ 486	H31	軽油
14				4t 塵芥車(プレス 式)	新潟 800 す 5498	H24	軽油
15				4tダンプ	1台	4tダンプ(クレーン付)	新潟 11 せ 6177

	業務名	車種	台数	使用車両			
				車種	登録No.	年式	燃料
16		2tダンプ	1台	2tダンプ	新潟 100 さ 3383	H12	ガソリン
17		軽ダンプ	1台	軽ダンプ	新潟 480 す 6589	H26	ガソリン
18	小動物 回収運搬	幌付き	3台	軽トラック	新潟 480 な 7722	R5	ガソリン
19				軽トラック	新潟 480 な 7723	R5	ガソリン
20				1t平幌付き	新潟 100 す 5598	H20	ガソリン
21	持ち去り パトロール	バン	3台	バン (銀パト)	新潟 400 に 4577	H29	ガソリン
22				バン (青パト)	新潟 400 ち 3140	H18	ガソリン
23				軽バン (軽パト)	新潟 480 な 1361	R5	ガソリン
24	応援車両	塵芥車	2台	2t塵芥車	新潟 800 さ 9056	H17	軽油
25				4t塵芥車	新潟 800 さ 2847	H12	軽油

(出典：新潟市提供資料)

### (3) 個別検出事項

#### ① 施設運営について

##### ア 清掃事務所の長期的ビジョン

新潟市は可燃ごみの収集運搬業務の大部分を外部委託しており、新潟市中央区の一部、東区の一部地域のみ清掃事務所で実施している。

新潟市が可燃ごみの収集運搬業務の一部地域のみを清掃事務所が担っているのは、当該業務に係る技術やノウハウの維持、災害時の臨時対応の必要性などによるものである。

また、清掃事務所は可燃ごみの収集運搬業務以外に臨時ごみの収集、小動物の死体回収、ごみの減量・リサイクルなどの啓発活動、ごみの持ち去り・不法投棄などに対するパトロール業務を実施しており、今後も清掃事務所の機能は維持する方針とのことである。

一方で、人員は高齢化が進んでおり、施設は老朽化している状況にある。

人員に関しては、現業職員の平均年齢は 54.3 歳と高く、60 歳以上が全体の 16%、55

歳以上は全体の 57%を占めているため、今後も清掃事務所の機能を維持していくためには中長期的な視点での人員計画が必要であるが、現状、人員計画は作成されていない。

【高齢化の状況】

	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	合計
人員数	6 人	10 人	15 人	6 人	37 人
構成比	16%	27%	41%	16%	100%
平均年齢	—	—	—	—	54.3 歳

(出典：新潟市提供資料を監査人が加工)

また、施設に関して、主要施設は全て築 35 年以上経過しており、特に休憩室、洗濯室、乾燥室、浴室などの衛生施設が入る事務所棟は築 58 年経過しており、老朽化が進んでいるが、施設の修繕計画等は作成されていない。







(出典：新潟市提供資料)

そのため、今後も清掃事務所の業務・機能を維持していくために、清掃事務所で実施している業務の再配置を含めた長期的な事業継続計画（人員計画、修繕計画含む）を策定することが望ましい。

#### 意見 45

清掃事務所においては、人員は高齢化、建物は老朽化している状況にあるため、清掃事務所で実施している業務の再配置を含めた長期的な事業継続計画（人員計画、修繕計画）を策定することが望ましい。

#### イ 稼働の少ない車両の必要性

清掃事務所で所有している車両状況を確認したところ、以下の稼働が少ない車両があった。

車種	経過年数	令和5年度 運行日数	令和5年度 走行距離
2t 幌付き平台車	16年	12日	748 Km
4t ダンプ（クレーン付）	32年	7日	341 Km

(出典：新潟市提供資料より監査人が抜粋)



(出典：新潟市提供資料)

上記2台の稼働が少ない理由は以下のように利用局面が限定的であるためとのことである。

車種	稼働が少ない理由
2t 幌付き平台車	幌付き平台車は、臨時ごみ、不法投棄等の回収に利用しているが、2t 幌付き平台車は車体の大きさから狭い道路に入れず利用局面が限定される。また、1t 幌付き平台車を所有しているため、こちらを優先して利用している。
4t ダンプ (クレーン付)	4t ダンプ (クレーン付) は海岸に打ち上げられた流木や海洋生物の処理などクレーンでの引き上げが必要な場合の利用を想定して所有しているが、実際に利用する機会は年に数回しかない。

一方で、過去3年間（令和3年度から令和5年度）で当該車両の修繕費、車検・定期点検費用は以下のとおりであり、車両を所有し維持するためには一定のコストがかかることになる。

(単位：千円)

車種	修繕費	車検・定期点検費用	合計
2t 幌付き平台車	365	525	890
4t ダンプ (クレーン付)	66	441	507

(出典：新潟市提供資料)

そのため、利用局面が少ない車両に関しては、清掃事務所で所有する必要性・代替手段、車両所有に係るコストを勘案のうえ、当該車両の今後のあり方について再検討することが望ましい。



#### 意見 46

利用局面が少ない車両に関しては、清掃事務所で所有する必要性・代替手段、車両所有に係るコストを勘案のうえ、当該車両の今後のあり方について再検討することが望ましい。

#### ウ 備品管理の不備について

新潟市では物品は「備品管理システム」に登録し、備品番号票を付け、常に照合可能な状態にしておくことになっている。

##### (備品の整理)

第 38 条 物品管理者は、その管理する備品について、備品番号票を付け、常に照合に便利なおこななければならない。ただし、備品番号票によりがたいものについては、他の適当な表示方法によってこれにかえることができる。

##### (備品の管理)

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であって、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システム（以下「備品管理システム」という。）に登録しなければならない。

(出典：新潟市物品管理規則)

清掃事務所において、備品管理システムに登録された備品と現物を確認したところ、令和元年 7 月以降の購入資産については備品番号票を付け管理されていたが、それ以前に取得した備品については、備品番号票を付けておらず、台帳と現物の確認が困難なものが多く存在した。

市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を行い、存在しない物品は、物品の亡失処理を行うとともに、実在する物品に関しては備品番号票を付け、適切に物品を管理すべきである。

#### 指摘 29

清掃事務所において、備品管理システムに登録された備品と現物の不整合が確認された。

市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を行い、存在しない物品は、物品の亡失処理を行うとともに、実在する物品に関しては備品番号票を付け、適切に物品を管理すべきである。

## エ 不要な備品の廃棄処理

清掃事務所内を視察したところ、使用していない机、椅子などが事務所や倉庫に保管されていた。これらの保管状態は良好とは言えず、今後使用することが困難な状態のものが多く存在した。

不要なものは適宜廃棄処理を行い、事務所の整理整頓をすることが望ましい。

## 意見 47

清掃事務所内において、使用見込みのない机、椅子などが多く保管されていた。不要なものは適宜廃棄処理を行い、事務所の整理整頓をすることが望ましい。

## ② 燃やすごみ収集運搬業務

### ア 業務の概要

清掃事務所は新潟市中央区の一部、東区の一部地域の可燃ごみ収集運搬業務を行っている。可燃ごみ収集運搬業務は収集エリアのごみ集積場約 1,000 箇所から可燃ごみを収集し、市の処理施設へ運搬する業務である。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
可燃ごみ収集量 (t)	5,419	5,298	5,064
集積場数 (箇所)	1,048	1,065	1,069
走行距離 (Km)	166,442	164,395	163,497
収集エリア	中央区駅南・沼垂方面、東区紫竹方面		

(出典：新潟市提供資料)

## イ 日常点検カードの記載漏れ

塵芥車は通常の乗用車と比較しハードな使用環境にあるため、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱(昭和 62 年 労働省)」にて定期的な点検(日常点検、月次点検、年次点検)が義務付けられている。

### 定期自主点検等の実施

事業者は、ごみ収集車について、次の(1)から(4)までに定めるところにより定期自主点検等を行うこと

～略～

(1) 年次点検

～略～

(2) 月例点検

1月を越えない期間ごとに1回、定期的に、次の装置等の異常の有無について自主点検を行うこと。

～略～

イ 操縦装置、制動装置及び車輪

ロ 積込装置及び油圧装置

ハ 安全装置

ニ 積込操作スイッチ

ホ 警報装置

ヘ テールゲートを上昇させるための専用の動力装置を有するごみ収集車にあっては、その動力装置

ト 安全棒を自動的に装着するための装置を有するごみ収集車にあっては、その装置

(3) 作業開始前点検

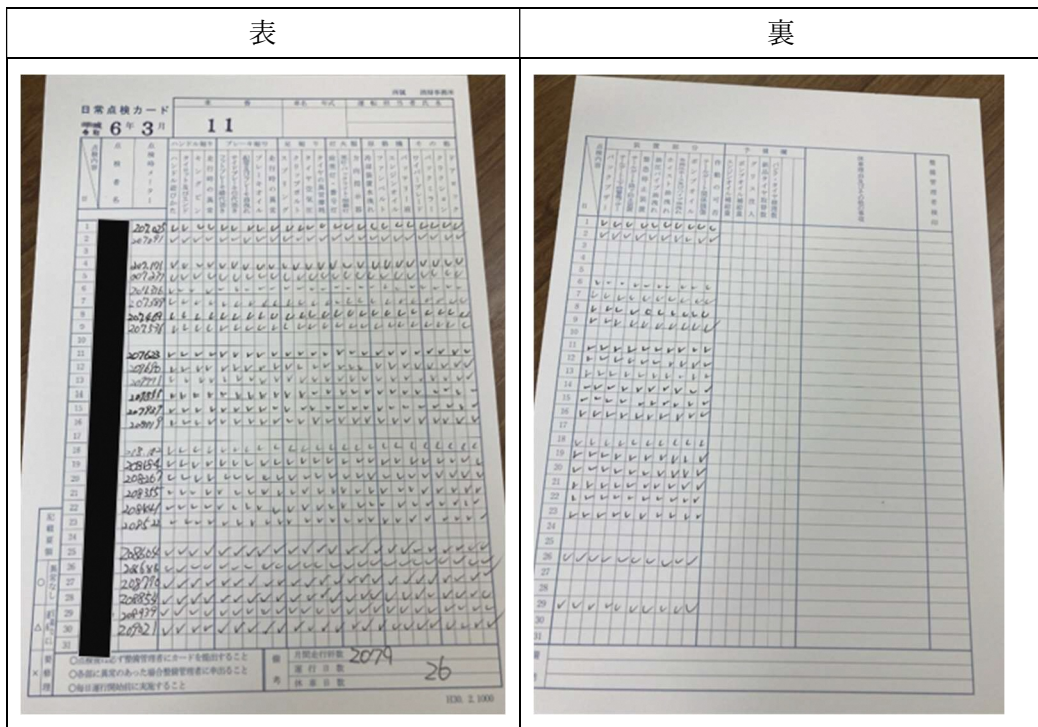
その日の作業を開始する前に、上記(2)のイからトまでに掲げる装置等の機能について、自主点検を行うこと。

(4) 定期自主点検の記録

～略～

(出典：労働省「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」)

清掃事務所では日常点検を「安全作業手順書」にてルール化し、日々の作業前に車両の点検を実施し「日常点検カード」に記録することになっている。



(出典：清掃事務所「日常点検カード」監査人撮影)

しかし、「日常点検カード」を閲覧したところ、「日常点検カード」にチェック漏れが散見された。塵芥車の日常点検を漏れなく実施し、「日常点検カード」に漏れなく記録すべきである。

指摘 30

清掃事務所では日常点検を「安全作業手順書」にてルール化し、日々の作業前に車両の点検を実施し「日常点検カード」に記録することになっている。しかし、「日常点検カード」にチェック漏れが散見されたため、塵芥車の日常点検を漏れなく実施し、「日常点検カード」に漏れなく記録すべきである。

「日常点検カード」にチェック漏れが散見された要因として、点検実施者（作業員）以外の第三者によるチェック体制がないことがあげられる。日常点検の点検実施者（作業員）と運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。

意見 48

清掃事務所において、塵芥車の日常点検の点検実施者（作業員）と運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。

ウ アルコールチェック結果の記載漏れ

令和4年4月に道路交通法改正に伴い白ナンバーのアルコールチェックが義務化された。

清掃事務所では乗車前後にアルコールチェックを実施し、その結果を「清掃事務所作業日報」に記載することになっている。

【清掃事務所作業日報の様式事例】

(出典：監査人撮影)

しかし、「清掃事務所作業日報」を閲覧したところ、乗車前後に実施するアルコールチェックの証跡が残っていないものが散見された。

これについて、アルコールチェックは実施しているものの、その記録を残すことを失念したとのことである。

アルコールチェックの結果を漏れなく「清掃事務所作業日報」に記録すべきである。

指摘 31

清掃事務所では、乗車前後にアルコールチェックを実施し、その結果を「清掃事務所作業日報」に記載することになっているが、アルコールチェックの証跡が残っていないものが散見された。アルコールチェックの結果を漏れなく「清掃事務所作業日報」に記録すべきである。

「清掃事務所作業日報」のアルコールチェック欄に記載漏れが散見された要因として、

記載者以外の第三者によるチェックが十分でないことがあげられる。

清掃事務所作業日報について、作成者と作業員又は運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。

意見 49

清掃事務所作業日報について、作成者と作業員又は運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。
--

以上